

滑川町告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第247回滑川町議会定例会を招集する。

令和7年5月21日

滑川町長 大 塚 信 一

記

1 招 集 日 令和7年6月3日

2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	小	澤		実	議員	2 番	上	野	葉	月	議員
3 番	瀬	上	邦	久	議員	5 番	阿	部	弘	明	議員
6 番	西	宮	俊	明	議員	7 番	北	堀	一	廣	議員
8 番	松	本	幾	雄	議員	9 番	赤	沼	正	副	議員
10 番	原			徹	議員	11 番	谷	嶋		稔	議員
12 番	中	西	文	寿	議員	13 番	吉	野	正	浩	議員
14 番	井	上		章	議員	15 番	内	田	敏	雄	議員

不応招議員（なし）

令和7年第247回滑川町議会定例会

令和7年6月3日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告

町長提出議案の一括上程、説明

- 5 議案第38号 滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 6 議案第39号 滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第40号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第41号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第42号 滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第43号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について
- 11 議案第44号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 12 議案第45号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 13 請願第3号 従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書
- 14 一般質問

出席議員（14名）

1 番	小 澤	実	議員	2 番	上 野	葉 月	議員
3 番	瀬 上 邦	久	議員	5 番	阿 部	弘 明	議員
6 番	西 宮 俊	明	議員	7 番	北 堀	一 廣	議員
8 番	松 本 幾	雄	議員	9 番	赤 沼	正 副	議員
10 番	原	徹	議員	11 番	谷 嶋	稔	議員
12 番	中 西 文	寿	議員	13 番	吉 野	正 浩	議員
14 番	井 上	章	議員	15 番	内 田	敏 雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	大 塚 信 一
副 町 長	小 柳 博 司
教 育 長	上 野 修
総 務 政 策 課 長	稲 村 茂 之
税 務 課 長	島 田 昌 徳
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 坂 克 美
町 民 保 険 課 長	松 本 由 紀 夫
福 祉 課 長	宮 島 栄 一
高 齢 介 護 課 長	篠 崎 美 幸
健 康 づ くり 課 長	上 野 聡
環 境 課 長	関 口 正 幸
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 進 也
建 設 課 長	福 島 吉 朗
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川 淳
上 下 水 道 課 長	神 田 等

本会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 林 具 視
書 記	宮 島 美 咲
録 音	江 森 徹

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多様のところ、第247回滑川町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第247回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

6番 西 宮 俊 明 議員

7番 北 堀 一 廣 議員

8番 松 本 幾 雄 議員

以上、3名の方をお願いします。

◎会期の決定

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、お願いします。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。7番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る5月21日午前10時から開催をいたしました。出席者は、議長をはじめ議会運営委員会委員7名、執行部より町長、副町長、総務政策課長にご出席をいただき、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は本日から6月9日までの7日間とし、本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、請願審査、一般質問を行います。

2 日目は、一般質問を行います。

そして、3 日目は休会とし、午前10時から全員協議会を開催、終了後に文教厚生常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

そして、4 日目は議案審議とします。

5 日目、6 日目は休日休会とし、7 日目は議案審議といたします。全議案、全日程終了次第、閉会することと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましてはお手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月9日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月9日までの7日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和6年度滑川町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和6年度滑川町一般会計継続費繰越計算書及び令和6年度滑川町水道事業会計予算繰越計算書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和7年3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果報告並びに令和7年2月実施の定期監査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第3号 再審法改正を求める意見書について（要請）の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席しました会議等につきましては、報告書をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、小川地区衛生組合臨時会の報告を小澤議員にお願いします。

〔1番 小澤 実議員登壇〕

○1番（小澤 実議員） 1番、小澤実です。議長の命により、報告いたします。令和7年小川地区

衛生組合議会第1回臨時会の報告を申し上げます。

去る3月28日、小川町の議場において開催され、滑川町からは吉野前議長、それに私の2名、大塚町長は副管理者として出席しました。

議案審議は4件、そのほかに議員提出議案が1件です。

まず初めに、議案第5号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてです。提案理由につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、所要の整理を行いたいののでこの案が提出され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第6号は、小川地区衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び小川地区衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。提案理由につきましては、国家公務員に関わる仕事と生活の両立支援のための処置に準じ、組合職員の各種制度について所要の整理を行いたいののでこの案が提出され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第7号は、小川地区衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてです。提案理由につきましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告の内容に準じ、小川地区衛生組合一般職の職員等の給与の制定について、社会と公務の変化に応じた整備を行いたいののでこの案が提出され、議員多数の賛成により原案のとおり可決いたしました。

議案第8号は、令和7年度小川地区衛生組合一般会計補正予算（第1号）について審議いたしました。歳出予算の総額の予備費から5,001万円を充用し、歳出予算の総額は16億7,277万円が変わりなく、議員多数の賛成により可決されました。

最後に、議員提出議案第1号は、小川地区衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定について、この案が提出され、議員全員の賛成により原案のとおり可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議案書を事務局で保管しておりますので、随時閲覧願います。

以上で、令和7年小川地区衛生組合議会第1回臨時会の報告といたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を原徹議員にお願いします。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） おはようございます。10番、原徹です。議長の命により、比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を申し上げます。

去る5月22日木曜日午前10時から会期1日の日程で東松山市議場において、令和7年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会が開催されました。滑川町からは、内田議長と原の2名が出席いたしました。また、大塚信一町長は副管理者として出席されました。

それでは、組合臨時議会の概要を報告いたします。出席議員は16名でした。今回は6名の組合議

員に異動があり、新たに選出された組合議員により自己紹介がありました。

管理者から提出された議案は7件です。

議会選出監査委員の吉野正浩氏が本年4月30日をもって組合議会議員を辞職されましたので、新たに内田敏雄氏を選任したいとするものです。

議案第19号は、請負契約の締結についてです。高坂分署庁舎新築工事の請負契約を締結することについて、議決を求めたものです。

議案第20号から22号は、いずれも財産の取得についてです。

議案第20号では、東松山消防署吉見分署及び小川消防署に配備されます高規格救急自動車を購入することについて、議案第21号では、東松山消防署松山北分署に配備されます水槽付消防ポンプ自動車を購入することについて、議案第22号では、東秩父消防団に配備されます水槽車を購入することについて、議会の議決を求めたものです。

議案第23号は、非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてで、法律施行令の一部改正に伴い、消防団員の退職報償金の勤続年数区分に新たに35年以上区分を追加したいとするものです。

議案第24号は、令和7年度消防特別会計補正予算（第1号）についてで、幼年消防クラブ育成助成金の交付決定に伴い、増額を諮ったものです。

慎重審議の結果、全ての議案が原案どおり議決されましたことをご報告申し上げます。

なお、関係書類につきましては、議会事務局にございますので御覧いただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、行政報告を行います。

大塚町長より一般行政報告をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして挨拶と一般行政報告を申し上げます。

本日は、第247回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、農繁期で何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会は令和7年度一般会計補正予算の議定をはじめ、全8議案の審議をお願いするものです。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決いただけますようお願いをいたします。

ここで、一般行政報告を申し上げます。

初めに、令和6年度の各会計は、去る5月31日をもって出納閉鎖いたしました。厳しい財政状況ではありますが、ほぼ順調に推移することができました。詳細につきましては、9月議会で決算として報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

4月5日には、令和7年春の全国交通安全運動の式典がカインズなめがわモール店駐車場において実施をされました。自転車ヘルメット着用宣言を福田小学校の児童が行い、書道パフォーマンスを滑川総合高等学校書道部の皆さんからご披露をいただきました。

4月25日には、明治安田生命保険相互会社との包括連携協定締結式を実施いたしました。今後、健康測定会や健康講座などを通して町民の健康づくりの推進を図ってまいります。

5月8日には、行政懇談会を開催し、新たに区長になられた15名の皆さんをはじめ地域の役員の方に、令和7年度の町の施策について説明をさせていただきました。議員各位にもご出席いただき、ありがとうございました。

5月25日には、第75回全国植樹祭が秩父ミュージックパークで開催され、出席させていただきました。県内での植樹祭の開催は66年ぶりで、天皇陛下をはじめ全国から4,558人が参加し、「人・森・川 つなげ未来へ 彩の国」をテーマに、健全で豊かな森林を未来へ引き継いでいくことを誓い合いました。

6月2日には、総合教育会議を開催しました。この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されており、全ての地方公共団体に設置が義務づけられております。今回の会議では、町の教育行政重点施策や町の教育の現状と課題について協議、調整を行いました。

次に、表彰関係でございますが、4月の春の叙勲におきまして、地方自治の発展に尽力された元滑川町議会議員の井上奈保子さんが旭日双光章を、元東松山市副市長の賛田美行さんが瑞宝双光章を受章され、5月には元滑川町議会議員の伊東康夫さんが瑞宝双光章を受章されました。

また、第44回危険業務従事者叙勲におきまして、警察功勞により檀原和美さんと福田栄一さんが瑞宝単光章を受章されました。

また、健康長寿を目指す滑川町にとって誠に喜ばしいことに、5月26日に菅田の紫藤ハマさんが100歳を迎えられました。町として、一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

さて、春から夏にかけてのこの時期、多くのスポーツやイベントが行われております。5月には子どもまつり、6月1日には福田小学校の運動会、昨日6月2日には滑川中学校の体育祭が開催され、子どもたちの元気な声が会場中に響き渡っております。さらには郡民スポーツ大会も始まり、各競技においてすばらしい成果を収められております。選手の皆さんの日頃の練習の成果のたまものであると思います。

これら教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長より報告があるものと思います。

これから出水期を迎え、水害等の危険が高まる時期となります。消防や自主防災組織など関係機

関と協働し、住民とともに職員が一丸となって安心、安全な町づくりに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 続いて、上野教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 上野 修登壇〕

○教育長（上野 修） おはようございます。教育長の上野でございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係について行政報告をさせていただきます。

令和7年度が始まり約2か月が経過いたしました。学校園も大きな事故等なく、スムーズに教育活動がスタートしております。議員の皆様には、入園式、入学式、さらには小中学校の運動会、体育祭にご臨席を賜り、誠にありがとうございます。

本年度は、第3期滑川町教育振興基本計画の最終年度であり、各校・園での取組のまとめの年度でもあります。本計画は、町への誇りと愛着を持つ人の思いをつなげ、受け継いできた古きよきものと新しい知恵、技術を町民の心にしみ込ませることにより、社会的、職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人材を育成することを示しております。町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、計画の推進に全力で取り組んでまいりました。

学力向上については、4月の全国学調及び5月の県学調を昨年度に引き続きC B T、これは1人1台端末を使用したテストの形式でございますが、C B Tで実施いたしましたが、今年度も大きなトラブル等なく終了しております。学力及び学習状況の結果から誤答分析等を行い、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の研究を進めてまいります。

学習習慣の定着のため、小学校では中学校のテスト期間に合わせてスタディーウィークとして家庭学習を推進しております。その成果として、習慣化、また内容の充実が見られるようになりました。本年度も引き続き取り組み、学校と家庭が一体となって学力の向上に取り組んでまいります。

また、G I G Aスクール構想について様々な成果と課題を得ることができました。I C T機器の利用モラルに加え、I C T機器の使用とその他の指導方法のベストミックスを見極め、教育的効果を上げるために使い分けを行ってまいりました。教師が授業の中で児童生徒一人一人に合った個別最適な学びを推進してまいります。

また、今年度も学校、教育委員会が中心となり、家庭、地域を巻き込んだ人権教育を推進し、人権に関する知的理解及び人権感覚の育成に継続して取り組みます。7月末に町内5園・校の教職員を対象に、人権教育講演会の開催を予定しております。

平成28年度から配置されたスクールソーシャルワーカーについては、県からの派遣に加えて、本年度も町費にて週1日、勤務を増やしていただきました。教育と福祉の両面に関する専門的な知識、技術を活用し、家庭訪問等も積極的に行っていただいております。学校と家庭、関係諸機関とをつなぐ大変重要な役割を担っていただいております。

また、今年度も学校間連携や関係機関との連携を一層深め、いじめ防止対策、不登校対策にも引き続き全力で取り組んでまいります。学校、教委のみならず町長部局職員の参加を得て、不登校に焦点を当てた部会を開催しており、関係機関との協力を図りながら、近年、増加傾向にある不登校児童生徒の生徒数の減少に向けて、町全体で取り組んでいるところでございます。

さらに、継続して学校評価を充実させ、その結果を積極的に公表するなど、質の高い学校教育の実現に向けて努力するとともに、人事評価制度の有効な活用を図り、教職員の資質、能力の向上に努めてまいります。

また、令和6年度に町内4校全てに学校運営協議会の設置が完了し、全校でコミュニティ・スクールが実現いたしました。地域の教育力を生かし、町の子は町で育てる取組をより一層推進してまいります。引き続き、皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

次に、幼稚園、学校関係です。今年度の園児及び児童生徒数、これいずれも5月1日現在でございますけれども、幼稚園は123名で昨年比21名の減、宮前小学校は541名で7名の増、福田小学校は100名で4名の減、月の輪小学校は650名で12名の増、滑川中学校は586名で9名の減です。

各校・園の状況ですが、幼稚園では子育て支援事業として預かり保育を行っております。通常教育時間以外の時間も、保護者の実情に合った利用ができるよう体制を整えております。また、個別の支援が必要な園児も増加傾向にあり、学習・生活支援員4名体制で園児の支援を継続しております。

宮前小学校では、2年目の神田校長が示した「子どもたちの笑顔がいっぱいの学校」を目指す学校像に、全職員で取組を進めております。そして、本年度は個に応じた指導を推進しております。

福田小学校では、2年目の樋口校長が示した「一人一人を大切に、やってみようを育む元気な学校～師弟敬愛の楽園～」を目指す学校像とし、地域や保護者と連携した活気ある学校づくりを推進しております。

月の輪小学校では、4年目を迎えた榎本校長が示した「子どもが生き生きと活動し、保護者や地域から信頼される学校」の実現に向け、凡事徹底を学校経営の基盤とし、若手教員とベテラン教員との連携をさらに強化し、日々の教育活動に励んでおります。

滑川中学校では、3年目の山崎校長が示した「笑顔と幸せがあふれる滑川中学校」を実現すべく、地域との連携を深め、地域とともに自信と誇りを持って行動できる生徒の育成に取り組んでおります。

なお、幼稚園、小中学校とも安心、安全な環境づくりが非常に重要です。教育環境整備に加え、地域の方々のご協力をいただいている防犯活動、こども110番の家、通学ボランティア等の活動を継続して進めてまいります。

また、小学校では、第3学年、第4学年の外国語活動、第5学年、第6学年の外国語科、中学校では全学年の外国語科においてALTを4名雇用し、授業の充実を図っております。

本年度も「町の子は、町で育てる！」を基本に据え、幼稚園、小中学校が連携し、同一步調で子どもの指導に当たれるよう各種委員会や関係団体、地域の方々と協調、協働し、教育を進めてまいります。

次に、施設設備事業についてです。まず、本年度予定されている宮前小学校浄化槽設置工事につきましては、昭和53年に設置された浄化槽の老朽化に伴う入替え工事を実施するものです。夏休み期間を利用し工事を進める予定です。

続いて、一昨年6月から開始いたしましたスクールバス運行業務委託ですが、本事業も3年目を迎え、今年度も利用者が増加したことから、森林公園駅から宮前小学校への登校バスを、昨年までの大型2台、中型1台の運行から大型3台の運行とし、乗車定員の増員を図っております。引き続き、委託先である花園観光バス株式会社と連携を取りながら、安定したバスの運行に努めてまいります。

次に、本議会に上程した予算関係について報告させていただきます。今回の補正予算で主立ったものは、今後、GIGAスクール構想の第2期を迎えるに当たって、各校のネットワーク環境を調査し、改善点等を洗い出すための学校ネットワークアセスメント業務委託料として660万円計上させていただきました。本業務の調査結果により、改善の必要が認められた場合には必要経費を今後補正させていただく予定です。なお、本事業は国の補助金を活用し実施するものであります。

このほかにも、学校での修繕等、必要な経費について計上させていただいております。

小中学校の施設整備等につきましては、子どもたちが安全で安心して生活、学習ができるように建物、設備、備品等の子どもたちを取り巻く全ての環境に着目し、それぞれの学校の特色に合わせた整備を行っていきます。また、災害時の避難場所という役割にも着目しつつ、機能性、安全性の一層の充実を目指し、町財政状況を念頭に入れた計画的、効率的な整備、維持、管理を実施してまいります。今後におきましても、議会からのご指導並びにご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、生涯学習に係る内容です。まず、生涯学習事業です。本年度も高齢者対象の寿学級、小学生対象のチャレンジキッズなめがわ、社会福祉協議会と共催でボランティア育成講座を開催いたします。

福田小学校では、引き続き放課後子供教室を実施します。

また、滑川中学校伝統のひまわりの里づくり活動を支援してまいります。

平和啓発事業といたしましては、本年度も「戦争と平和を考える2025」を開催します。今年は終戦から80年の節目の年を迎えました。人々から戦争の記憶が薄れる中、平和の尊さを再認識し、共に平和な未来をつくり上げるため、総務政策課と共に平和の絵コンテストを実施いたします。

続いて、公民館事業です。令和7年度の子どもまつりを各校PTAはじめ関係諸機関、諸団体のご協力により、5月10日土曜日、コミセンで開催し、1,000名ほどの子どもたちの参加を得ました。

前期の公民館教室については、現在スマホ教室基礎編、応用編など6つの教室を5月より順次開講しております。

以上が生涯学習の事業です。

図書館関係についてです。乳幼児及び児童を対象におはなし会を実施しております。おはなし会では、絵本や紙芝居の読み聞かせなどを行っております。4月には、子ども読書の日おはなし会を実施し、参加者は13名となっています。また、5月の子どもまつりではおはなし会を実施し、47名の方にご参加いただきました。

ブックスタートにつきましては、今年度より保健センターから事業を引き継ぎ、図書館が主担当として事業を行っております。絵本の読み聞かせでは、図書館の読み聞かせボランティアの方々のご協力をいただいております。

今後は、七夕おはなし会や小学生夏休み図書館員、親子読書教室、ポップコンテスト、ポップ教室などの行事を予定しております。

また、令和4年9月に開館いたしました比企広域電子図書館につきましては、今年6月より小中学校と連携し、児童生徒に配布されている学習用タブレットPCから電子書籍を読むことができるようになりました。

館内整備につきましては、5月に蔵書点検、棚卸しを行い、資料の整備、点検を行いました。また、6月末に図書館システム機器等の入替えを予定しております。

生涯スポーツに係る内容です。これまでに188名の参加を得てグラウンドゴルフ大会、182名の参加を得て世代交流輪投げ大会を開催いたしました。

比企郡民スポーツ大会につきましては、現在比企郡内の各会場で開催中です。令和8年2月にかけて14競技が行われます。これまでに、ソフトボール一般男子無制限の部で準優勝、一般男子40歳以上の部で優勝、柔道団体で優勝、柔道個人戦高校、一般の部で優勝、準優勝の結果を得ています。

スポーツ少年団本部事業では、希望する各団で運動適性テストを実施いたしました。

体育施設関係につきましては、総合体育館、総合グラウンド、文化スポーツセンター等、利用しやすい環境を整えてまいります。各小中学校の学校開放にも取り組み、場の提供に引き続き取り組んでまいります。

文化財保護に係る内容です。まず、文化財関係からです。3月から5月にかけて、開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を山田、羽尾、月輪地区にて、合計3件実施いたしました。5月15日には、月の輪小学校にて、修学旅行の事前学習として文化財保護担当職員が鎌倉の歴史や鎌倉の妙本寺にゆかりのある比企氏などに関する出前授業を実施いたしました。

エコミュージアムセンター関係です。さくらまつりの開催に合わせ、3月29日、30日の2日間、地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクト事業での各種イベントを紹介する特別展示「滑川の里山を継承する」を開催し、合計121名の来館がありました。

ミヤコタナゴにつきましては、4月1日より令和7年度の人工繁殖を開始いたしました。5月現在で、生後50日を経過した稚魚が1,207匹となり、順次ふ化している稚魚も順調に成長しています。また、同時並行で、町内にて捕獲したドブガイを使用した自然繁殖試験を繁殖室、観察池にて実施しており、どれほどの稚魚が浮上するか、現在確認中です。

5月15日には、宮前小学校3年生104名がエコミュージアムセンターを見学しました。

地域の自然環境保全滑川町里山プロジェクトの一環として、森林公園内の沼にて毎月第4土曜日を中心にボランティアの参加を得て、生き物、水質調査を行っています。

ボランティアにつきましては、福田小学校、滑川中学校、福田地区に募集チラシを出したところ、5月時点で小学生10名、中学生8名、地元ボランティアが2名の合計20名となりました。また、今年度より滑川総合高等学校自然科学部にも、毎月調査に参加していただいております。

以上、雑駁ではございますが、教育関係の報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第38号から日程第12、議案第45号までの8議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会に提案いたします議案の説明をさせていただきます。

議案第38号 滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、地方公務員法の規定に基づく、配偶者同行休業制度を定める条例を制定するものでございます。

議案第39号 滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例の制定については、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第40号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、水道事業の健全な経営基盤を構築し、将来にわたり水道水の安定した供給を行い、また老朽化した施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的として、水道料金を改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第41号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、今後、老朽化した施設

の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的として、下水道使用料を改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第42号 滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、今後、老朽化した施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的として、農業集落排水使用料を改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第43号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について、既定の歳入歳出の総額に1,923万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億9,723万5,000円とするものです。人事異動に伴う人件費予算の補正が主な内容で、小中学校校内の通信ネットワークアセスメント調査やオンライン受給資格確認のためのシステム改修の実施費用の補正でございます。

議案第44号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、既定の収益的支出に2万1,000円を追加し、3億6,873万円とするものです。人事異動に伴う人件費の補正でございます。

議案第45号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、既定の収益的支出の公共下水道事業費用に28万4,000円を追加し、3億6,010万1,000円とし、また農業集落排水事業費用に34万2,000円を追加し、1億2,025万1,000円とするものでございます。人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上、8議案を提出させていただきます。

なお、詳細につきましては、その都度担当課長よりご説明をいたします。慎重審議を賜り、原案どおり可決、決定をお願い申し上げまして、簡単でございますが、提出いたします議案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎請願第3号の上程、説明、委員会付託

○議長（内田敏雄議員） 日程第13、請願第3号 従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書について議題とします。

本請願は、阿部弘明議員が紹介議員でありますので、内容説明をお願いします。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。請願書を読み上げまして、説明に代えさせていただきます。

従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書。

紹介議員、阿部弘明。

従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書の件。

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだマイナ保険証の普及のためということで、2024年12月2日に従来（紙）の健康保険証の新規発行を停止しました。

マイナンバーカードをめぐっては、問題が続出しております。とりわけ、マイナ保険証に関しては、窓口で無効と判断され、医療費の10割を請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースなど、マイナ保険証に対する不安や不信は根強いものがあり、その他高齢者には暗証番号がわからない、介護施設ではカードを預かれない等の不具合で、実質的に活用し難い状況も判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼしています。

さらに、全国保険医団体連合会の調査で回答した9,741の医療現場からは健康保険証廃止以降、約90%が何らかのトラブルを経験したと回答。被保険者からは、2025年1月の時点で、5万8,000件のマイナ保険の登録解除申請が上がり、決定から5か月もたっているのに、マイナ保険の利用率は27%しかありません。また厚労省によると利用登録は2025年3月の時点で累計8,000万件をこえるが、マイナ保険証でなく従来の保険証を使う人が圧倒的です。マイナ保険証の登録をしていない人には、保険証の代わりの「資格確認書」が申請なしで交付されますが、これは「当分の間」の措置であり、将来にわたり申請なしでの交付を約束するものではありません。「資格確認書」は従来（紙）の保険証と機能的には同じで、刷新する必要がありません。むしろ制度変更によって余計な社会的混乱を招く危険性が高いと言えます。

以上の状況を踏まえ、これまで全国178の市町村議会、比企地域でも鳩山町議会でマイナ保険証への移行に対する健康保険証の継続を求める等の意見書が採択されていると聞き及んでおり、こうした状況も踏まえるべきと考えます。

すべての国民に、保険者の責任で漏れや遅れ無く自動で健康保険証が届く体制は、いつでも、どこでも、だれでも安心して医療が受けられる国民皆保険制度の根幹です。慣れ親しんだ従来の紙の健康保険証の発行を復活し、これからも利用を継続できるようにするべきです。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるようお願いいたします。

1、国に対し、昨年12月2日に発行停止とした従来（紙）の健康保険証について、発行の復活を求める意見書を提出すること。

上記の通り、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

令和7年5月16日

年金者組合滑川支部

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 高橋 泰明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 中村 千鶴子

滑川町議会議長 内田 敏雄 様

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 請願内容の説明が終わりました。

お諮りします。会議規則第39条第1項の規定により、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審

査に付したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号につきましては、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査に付すことに決定いたしました。

暫時休憩とします。

休 憩 （午前10時50分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第14、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。残り時間は表示板で指示します。質問形式は対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、1回目の質問は演壇にて通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、質問席から1回目の質問順位に関係なく一問一答方式とします。ただし、1回目には一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 赤 沼 正 副 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位1番、議席番号9番、赤沼正副議員、質問願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼正副、通告に基づき質問をさせていただきます。

その前に、通告書に1か所誤りがありますので、訂正をお願いをいたします。質問事項のところの1というところ、住民の知る権利と情報公開及び提供についての部分なのですが、そのところの「情報公開及び提供」の部分ですが、「情報の公開及び提供」についてというふうな形でご訂正をお願いをいたします。

それでは、質問のほうに入らせていただきます。

質問事項1、住民の知る権利と情報の公開及び提供について。憲法では、住民自治が保障されており、地方公共団体は住民の意思を尊重し、住民が自治に参加できる環境を整える義務を負っています。行政は住民自治の理念に基づき、住民の信託を受けて行われるものであり、町は信託者である住民に対して、その諸活動について説明責任を負っています。言い換えれば、住民は行政に関して知る権利を有しているということが出来ます。この説明責任を果たし、町民の知る権利を保障し

ていくためには、町が保有する情報を住民に積極的に公開、提供していく必要があります。

また、この知る権利が保障されなければ、住民自治は機能しません。住民が自治体の情報を知らなければ、適切な意見を形成できず、自治体に意見を表明することができません。情報公開を通じて、住民は自治体の活動を理解し、住民自治に積極的に参加することができます。

質問①、憲法92条に規定する地方自治の本旨とは、団体自治と住民自治の2つを意味すると理解されていますが、住民自治についての考えは。

②、住民自治と住民の知る権利についての考えは。

③、住民自治における情報の公開と提供の重要性の認識についての考えは。

情報公開制度は、広義には公文書公開制度のほかに情報公表施策として法令等の定めるところにより、義務的に特定の情報を広く住民に公表することや住民からの請求の有無にかかわらず、行政が保有する情報を自主的、任意的に住民に提供することや附属機関等の会議を公開し、会議の公正な運営を図り、住民が行政に参加する機会を拡充するための制度であります。

質問①、町の情報の公開や提供についての現状認識は。

②、水道審議会においては、会議次第、会議提出資料、会議録、諮問答申書が町ホームページに公開されていたが、他の審議会や委員会においての状況はどうか。

③、町ホームページやLINEでの情報の公開や提供基準（ガイドライン）の現状は。

地方自治体の情報公開とは、住民参加による公正で開かれた行政を推進するため、住民の皆さんの知る権利を保障するとともに行政施策を住民の皆さんに積極的に説明する責任を有している制度です。この制度により情報の公表及び提供を行い、積極的に情報公開を進めていっていただきたい。

質問、最低でも条例で定める審議会、委員会等においては情報の提供として、審議会、委員会等の開催日時の事前情報の公開及び会議次第、会議資料、会議録の公開並びに諮問答申書の公開は必要と考えるが。

続きまして、質問事項の2、介護保険制度の現状と課題について。

介護を必要とする方の申請に基づき、必要な介護度を決定する要介護認定は、申請に基づき認定調査員による心身の状況調査を実施し、その調査結果と主治医の意見書を基に1次判定を行い、次に医師、保健師、介護事業者など専門で構成される介護認定審査会が1次判定の結果を基に主治医の意見書や調査情報などを考慮して2次判定を行います。2次判定に基づき要介護認定を行い、その結果を申請者に通知します。

また、従来の介護保険制度から移行された介護予防・生活支援サービス事業の要支援者への訪問介護とデイサービスも開始から8年が経過しております。

質問①、要介護認定の申請から認定までに要する時間はどれくらいか。

②、判定期間を短縮するため、どのような取組をしているのか。

③、介護予防・生活支援サービス事業の現状と課題について。

以上、答弁をお願いをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項１、住民の知る権利と情報の公開及び提供についてを稲村総務政策課長に、質問事項２、介護保険制度の現状と課題についてを篠崎高齢介護課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問事項１、住民の知る権利と情報の公開及び提供について答弁いたします。

初めに、①、住民自治についての考えはでございますが、地方自治法の逐条解説では、憲法第92条が規定している地方自治の本旨の一般的概念として、国家の内部において国家とは別の人格を有する独立の地域的団体の存在を認め、その地方における地方公共の事務をその地域的団体として自主的に処理させることをいい、この地域的団体の有する自主的な事務処理機能を自治権といい、これを実現することを意味する。そして、一定の地域団体としての構成は、地域とその地域に生活する住民から成るものであることから、近代的統一国家における地方自治は住民自治と団体自治の２つの要素から成り立っていると言われています。

ご質問の住民自治は、国家から独立した地域的団体の行政運営が直接住民の責任による運営に委ねられているとする観念で、憲法第93条では、議会の議員及び地方公共団体の長を住民が直接選挙すると規定し、地方自治法では、直接請求制度や住民監査請求制度を規定しているものであります。つまり、住民自治は住民の意思に基づいて地域問題の解決や町づくりを行う民主主義的要素であり、地域の特性や住民のニーズを政策に反映させることができるものであるため、町としても住民が行政に積極的に参加できる環境を整備することが重要であり、責務と考えます。

次に、②、住民自治と住民の知る権利についてでございますが、住民自治とは、国家権力から原則として独立した地域的団体の行政運営に住民が自発的かつ積極的に参画する直接住民の責任による自治運営のことをいうものとされます。かつては、行政機関が保有する情報は当該行政機関の職務上の便宜のためのものであると理解されており、その住民への開示は当該行政機関の裁量に完全に委ねられていました。しかし、今日では民主主義国家においては、行政機関が保有する情報は住民の共有財産であって、住民は表現の自由の一部として知る権利を有しており、原則として住民に対して開示されるべきと考えられるようになっております。このことから、住民自治を行う上で行政の政策、施策を理解し、地域の意見をどのように反映させていくかを考えるために、行政の情報を正確に知ることは非常に大切な権利であると考えます。

次に、③、住民自治における情報の公開と提供の重要性の認識についてでございますが、今日の民主主義国家においては、行政機関が保有する情報は国民の共有財産であって、国民は表現の自由の一部として知る権利を有しており、原則として国民に対して開示されるべきと解されるようにな

っている考え方を背景に、昭和50年代後半から、まず地方公共団体で情報公開条例が制定されるようになりました。国レベルでは法整備が遅れたものの、平成11年に情報公開法が制定されるに至っております。このことから、情報公開は、住民の知る権利を保障し行政の説明責任を果たすものがあります。住民自治においては、情報公開することで行政への理解を深め、行政参加を促進させることができる重要な制度であると考えております。

次に、町の情報の公開や提供についての現状認識でございますが、情報の公開と提供の重要性から、滑川町では、平成13年3月16日に滑川町情報公開条例を制定いたしました。本条例では、町民の知る権利を保障し、町の諸活動について町民に説明する責務を明らかにすることにより、町政の公正で民主的な執行と町政に対する町民の信頼の確保を図るとともに、町民の町政参加を促進し、もって開かれた町政により一層の推進に寄与することを目的としております。

町の情報公開につきましては、滑川町情報公開条例に基づき情報の公開、提供を行っております。これは、情報公開の請求があった場合にはいつでも公開できるという状態にしておくことでございます。

今後は、各種委員会等の開催の事前告知や会議資料等の積極的な公開の在り方を検討し、町政の公正で民主的な執行と信頼確保に努めてまいります。

次に、他の審議会や委員会における状況でございますが、行政委員会をはじめ審議会等で報酬を支出している委員会等は、全部で30会議あります。この中で、会議の傍聴を規定しているのは、選挙管理委員会、総合教育会議、教育委員会の3会議、ホームページに会議録や資料等を公開しているのは、総合教育会議、教育委員会、コミュニティセンター建設委員会、水道審議会、下水道事業審議会の5会議となります。諮問書や答申書を公開しているのは、7会議となっております。なお、何も公表していないものが20会議となります。

情報の公開は、赤沼議員ご指摘のとおり、町民の知る権利を保障し、行政の説明責任を果たすものであることから、会議の在り方を含め検討が必要と考えております。

次に、ホームページやLINEでの情報の公開や提供基準の現状でございますが、滑川町のホームページに運用等の詳細なガイドラインはなく、ページを作成する際は事務決裁を受けた上でシステム上の事務担当課局長及びホームページ主管課長の2段階の承認を受けて掲載することや、掲載内容、掲載方法、掲載期間等の大まかな基準を設けております。

また、LINEにつきましては、滑川町公式LINE運用ポリシーに基づき運用しており、主に町の生活、イベント、災害関係情報等を発信することとしております。

積極的な情報の公開を進める中でも、個人情報の保護や情報漏えい等の防止等を含めて、基準や運用ポリシー等を適宜見直してまいりたいと考えております。

最後に、委員会や審議会の会議内容等の公開の必要についてでございますが、滑川町情報公開条例でも町民の知る権利を保障し、町の諸活動について町民に説明する責務を明らかにすることによ

り、町政の公正で民主的な執行と町政に対する町民の信頼の確保を図るとともに、町民の町政参加を促進し、もって開かれた町政により一層の推進に寄与することとしております。

このことから、赤沼議員ご指摘のとおり、会議日程等の事前情報の公開から会議資料、会議録等は原則公開すべきものと考えます。

今後も、積極的な情報の公開に努めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員のご質問のうち、質問事項2、介護保険制度の現状と課題について答弁させていただきます。

①、要介護認定の申請から認定までに要する時間についてですが、滑川町の介護認定審査会は1市6町1村で構成される比企広域市町村圏組合に依頼しており、適正かつ公平な審査が行われております。

町は、介護保険の申請を受け付けますと、主治医に主治医意見書の作成を依頼し、認定調査員による調査を実施し、1判定といわれるコンピューターによる判定を行います。2つの書類がそろった時点で介護認定審査会へ提出し、総合的な判断として2次判定が行われ、介護度と認定有効期間が決定されます。その結果を町から申請者へ通知します。

比企広域市町村圏組合で受付した分の件数と平均所要日数ですが、滑川町は、令和5年度は575件で41.6日、令和6年度は547件で41.9日でした。比企広域全体では、令和5年度は8,823件で38.6日、令和6年度は9,008件で41.7日でした。

町の平均所要日数、令和6年度の41.9日の内訳としては、申請から主治医意見書、認定調査票がそろい、広域が受け付けるまでの期間が27.9日、広域が受付をした後、審査会を実施し、審査結果が出るまでが14日でした。

次に、②、判定期間を短縮するための取組についてですが、介護保険法では、市町村は申請を受けてから原則30日以内に認定を行わなければならないと規定されており、認定者数が増加する中、より適切なサービスを提供する観点から、各保険者が要介護認定を迅速かつ適切に実施することが求められております。しかし、令和4年度の国の調査では、全国の94%の保険者が原則の30日を超えておりました。

そのような状況を踏まえ、国は、令和6年度から規制改革実施計画において、認定審査機関等について毎年度平均値等を公表することとし、各団体の参考となる期間を示しました。令和7年3月に令和5年度中に申請のあった要介護認定などについて、全国、都道府県別、保険者別に厚生労働省のホームページにおいて公表されました。認定審査を申請から30日以内に実施するための認定審査機関における要介護認定の調査及び審査の各段階について参考となる期間が示されましたので、

滑川町もそれに基づき実施するように心がけております。

認定調査の実施は、申請を受けてから7日以内と示されました。現在、滑川町の認定調査は町の職員4名と居宅介護支援事業所の介護支援専門員への委託により実施しており、平日のみではなく土日の調査にも対応できるよう工夫しております。認定調査は、本人の都合のみではなく、同席していただくご家族等の都合、入院や入所の場合は病院や施設との調整が必要となります。可能な場合には、申請を受けたその場で認定調査の日程を調整することにより迅速化を図っております。

次に、主治医意見書の作成依頼から意見書入手までの期間を13日以内と示されました。申請時に主治医の情報を記載していただき、町から主治医へ意見書の依頼を送付します。町としては依頼から2週間以内に提出していただくよう目安を設定しておりますが、申請者の受診日により大幅に遅れることがあります。また、複数の医療機関を受診している方は、申請後に主治医を変更することもあります。そのため、できるだけそのようなことがないように、町としては、申請時に介護が必要となった病気のことを一番よく知っている医師を主治医として選んでいただき、申請後早めに受診していただくよう丁寧に説明をしております。また、医療機関へ作成の進捗状況を確認させていただくこともあります。

次に、介護認定審査会の開催を認定調査票と主治医意見書がそろってから12日以内と示されました。認定審査を適切かつ円滑に進めるために、町は事前に調査票や主治医意見書の内容を確認し、明らかな誤りや不明な点が認められる場合には、認定調査員や主治医に直接説明を求めます。確認作業が終わり次第、速やかに比企広域市町村圏組合へ提出しております。介護認定審査会の結果が出ましたら、翌日には介護保険証と負担割合証を作成し、申請者へ送付しております。

今後も、引き続き迅速かつ適切な要介護認定の実施に努めてまいります。

次に、③、介護予防・生活支援サービス事業の現状と課題についてです。

町では、平成28年4月から介護予防・生活支援サービス事業を開始しております。この事業は、従来、要支援1、要支援2と認定された方が受けていた介護予防サービスのうち、訪問型サービス介護予防訪問介護、通所型サービス介護予防通所介護、そのほか生活支援サービス等を市町村が行う地域支援事業に移行し、地域の実情に応じて住民など多様な主体が参画することで、サービスや支援の充実、高齢者の社会参加の促進や介護予防を目指すものであります。

介護保険制度の中の総合事業といわれます介護予防・日常生活支援総合事業の中の一つで、誰もが住み慣れた地域での生活を継続するための医療、介護、予防、住まい、生活支援を柔軟に組み合わせ提供する地域包括ケアシステムの具体的な事業の一つとして位置づけられております。

介護予防については、身体機能の維持、向上だけではなく、高齢者自身が地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することも目的としております。対象者としては、要支援1、要支援2と認定された方のほか、基本チェックリストの結果により、生活機能の低下が見られ要支援状態になるおそれがある高齢者も該当となり、介護予防や生活支援を切れ目なく提供できることが特徴で

す。

基本チェックリストとは、日常生活での動作や物忘れの状況など25項目の質問でできっており、近い将来介護が必要になるかどうかを判定するための国が作成したものです。

それぞれの過去の3年間の利用の人数ですが、訪問型サービスは、令和3年度230人、4年度212人、5年度186人でした。通所型サービスは、令和3年度484人、4年度526人、5年度521人でした。

利用できる事業所は町の指定が必要であり、現在、通所介護サービス事業所として12事業所、訪問介護事業所として5事業所を指定しております。

全国的な課題として、訪問介護員などの介護専門職の人材不足により訪問介護事業所の休止や廃止があり、サービスを受けることができない問題が起きておりますが、現在、滑川町では希望どおりサービスを利用いただいている状況であります。

そのほかの生活支援サービスとして、介護サービス事業者によるこれまでと同様の介護予防サービスに加え、NPOや民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体がサービスを提供していく体制を整え、それを担う人材を育てなければいけません。

滑川町第9期介護保険事業計画では、介護予防、生活支援の担い手の養成を課題として上げております。独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、支援を必要とする軽度な高齢者の増加が見込まれる中、介護の担い手となる生産年齢人口は減少しており、介護サービス等を担う人材の育成、確保が重要な課題です。

今後、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことを踏まえ、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPOやボランティア、企業など、地域の多様な主体の活動環境の整備を進めるとともに、活動のコーディネート機能を充実するなどの対策が必要となっております。

今後、サービスの担い手養成を推進し、幅広い担い手を養成することで、高齢者自らが活躍する場を提供するばかりではなく、介護予防にもつながり、またそれを支える若い世代との交流の場の提供にもつながっていきます。高齢期にも社会の中で生きがいや役割を持つことは、心身の健康維持・向上にもつながることから、高齢者が活躍できる場づくりに努めていきます。

今後も、町民が介護予防のために希望しているサービスを利用し、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活を継続していただけるよう、関係機関と連携を図り、事業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問をお願いします。

○9番（赤沼正副議員） 総務政策課長、それから高齢介護課長におきましては、丁寧かつ詳細な答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。初めに、1の住民の知る権利と情報の公開及び提供に

ついでに住民自治についての部分でございますけれども、憲法に規定する団体自治と住民自治、この要素を分かりやすく説明をすると、団体自治というのは、国から独立した公共団体が住民に身近な行政を自分自身の、自らの団体の責任において行うということであり、それから住民自治というのは、地方公共団体の行政がその地域の住民の意思に基づいて、その住民の責任に基づいて行政が行われるということだろうと思います。それで、答弁の中に、住民自治が町づくりを行う民主主義的要素と捉え、住民が行政に積極的に参加できる環境を整えることを町が責務として考えていると、そのような答弁がございました。大切な基本事項でありますので、今後もこの考えの下、行政を進めていただきたいというふうに思います。

次に、住民自治と知る権利についてでございますけれども、石破内閣の重要施策である地方創生、これは住民自治、そして知る権利と密接な関係があると思います。地方創生の成功には、住民の主体的な参加と情報の公開や提供が不可欠なものというふうに思います。地方自治に参画する権利、情報を知る権利、これらの権利を保障することで、地方創生は民主的で効果的なものになるというふうに思われます。住民自治を行う上で、行政の政策、施策を理解し、地域の意見をどのように反映していくかを考えるために住民の知る権利が非常に大切な権利であると、町の考えを今し方聞きました。今後の情報の公開や提供の推進に進展が見られることを期待いたします。

次に、住民自治における情報の公開と提供については、住民自治においては、情報公開することによって行政への理解を深め、行政参画を促進させることができる重要な制度であるという、そういった町の考えの下、情報の公開や提供を積極的に進めていただきたいというふうに思います。

次に、町の情報の公開や提供についてでございますけれども、町は委員会等の開催の事前告知や会議資料等の積極的な公開の在り方を検討し、町政の公正で民主的な執行と信頼関係に努めていくというような答弁がございましたので、ぜひ推進してやっていただきたいというふうに思います。

それから、次に審議会や委員会の状況についてでございますけれども、内容が公開されていない会議や、公開されていても一部のみの場合が多いようですが、また総合教育会議のように手続きがしっかりしたものもございます。今後、会議の在り方を含めて検討するとのことですので、充実した内容の公開を期待しております。

次に、ホームページやLINEでの情報の公開や提供基準については、基準や運用ポリシー等を適宜見直していくとのことですので、よりよいものにしていきたいと思いますというふうに思います。

次に、委員会や審議会の会議内容の公開については、会議日時等の事前情報の公開から会議資料、会議録等は原則公開すべきものと考え、積極的な情報公開に努めていくとの答弁を受けました。これも期待しておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから、全体を通して情報の公開や提供及び会議の公開につきましては、その前提となる住民自治と知る権利の関係等の基本的なことをしっかりと理解した上で、情報の公開や提供等をどう捉えるかをそういったことも考えていき、個人のプライバシーや秘密に関わる事項、国や地方公共団

体の事務事業の公正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある事項等、公共の安全と秩序の維持などに著しい支障が生じる場合に限り例外的に非公開とし、安易に公開の制限等をかけることはあってはならないと思います。この考えについて、答弁をお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の再質問に答弁いたします。

情報の公開や提供、こういった町民の住民自治、そして知る権利は、非常に重要なものだと考えます。情報の公開や提供については、例外はあるにせよ、安易に公開の制限をかけるべきではなく、原則公開とし、住民自治と知る権利に対応してまいりたいと思います。

ただし、会議自体の傍聴、公開と会議録等の文書等の公開とは同一の問題と見るのが難しいものがございます。情報公開の実務書では、個人情報を取り扱うものや自由闊達な議論の場の保障という観点から、会議の非公開の論拠はあるというふうに書かれております。しかし、事後的な会議録等の公開に対する妨げとはならないというふうにも記されております。

会議自体の傍聴、公開については、赤沼議員ご指摘のように、法令や個人情報、事務事業の支障等、例外的に非公開となる会議等の内容であるかを十分に確認の上、実施してまいりたいと思います。ただし、非公開である会議であっても、一部制限はあるものの、会議録や資料等を公開することは問題ないと考えております。

また、先進的に会議の公開に関する要綱等を定め、透明かつ公平な会議運営に努めている自治体もございます。そのような先進事例等を参考にし、公開等の在り方を検討してまいりたいと思います。その際は、滑川町情報公開審議会にも諮り、意見を徴してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 答弁ありがとうございました。情報の公開や提供については、首長部局だけでなく、他の執行機関や附属機関においても積極的に実施されるべきものというふうに考えます。我々議会においても、情報の公開や提供は不十分であります。今後、住民の知る権利を尊重し、各種施策を積極的に説明する責任を果たしていくため、情報の公開や提供の条例等の制定も考えていかななくてはならない時期が来ているような感じをいたします。

最後に、住民自治と住民の知る権利の関係や情報の公開や提供に関しての質問に対しまして、本当に私が想像した以上の前向きな積極性かつ実効性を感じられる答弁に対しまして、議会議員として、また一町民として、町執行部に対しまして感謝と敬意を表します。

以上で、1、住民の知る権利と情報の公開及び提供についての再質問を終わりにいたします。

続きまして、2の介護保険制度の現状と課題について再質問をさせていただきます。

介護保険の申請者は、介護を受けるために早く認定をしてもらいたいと、そういうふうと考えて

いると思います。ですから、申請をするわけであると思います。

そこで、認定結果までの日数の短縮のために、認定業務にＡＩシステム、そういったものを利用して、調査票の点検の自動化や審査会での資料の郵送等をなくすためにタブレット端末の使用等について考えられると思うのですが、このことについてはどのように考えておられますか。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、今後デジタル技術やＡＩの活用により要介護認定の迅速化を図ることができると考えます。国は、認定審査に係る事務の効率化、迅速化の取組について参考として示しております。例として、認定調査票を電子的にやり取りをする、主治医意見書を電子的に読み込んで処理をする、審査会資料の電子送付や審査会のオンライン開催などです。

今後、１市６町１村で連携を図りながら、比企全体で認定審査期間などの短縮に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、再質問をお願いします。

○９番（赤沼正副議員） ありがとうございます。滑川町のほうで先頭的になって進めていただければというふうに思います。

続きまして、今後、社会参加意欲の強い団塊の世代が高齢化していくことを踏まえ、自治会、老人クラブ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、ＮＰＯやボランティア、企業など、地域の多様な主体の活動環境の整備を進める必要があるとの答弁がありました。なかなかこれをやるのは困難なことだと思いますけれども、今の段階で、担当課長として、こんな形になればいいという、イメージで結構ですので、イメージであればお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、赤沼議員の再質問に答弁させていただきます。

高齢者がこれまでの豊富な経験や知識を生かせる場となるような町づくりのために、自治会や老人クラブ、社会福祉協議会、シルバー人材センターなどの協力をいただき、環境を整える必要があると考えます。社会参加や社会的役割を持つことは、生きがいや介護予防につながります。

高齢者は加齢とともに心身の機能が低下しますが、ＮＰＯやボランティア、企業などのちょっとした支援により、自分らしく自立した生活を営むことができます。例えば、運転免許返納により交通手段が不便になった場合は、町のデマンド交通や移動販売事業の利用により日常生活を維持することができます。

また、活動循環の整備の一つとして、支える側、支えられる側という関係を超えて、支える側と支えられる側が固定せず、支えられながらほかの誰かを支える、お互いに支えながら生きる、そんな形になればいいなとイメージしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員。

○9番（赤沼正副議員） 以上で、私の一般質問を終了いたします。答弁ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、赤沼正副議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時50分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 小 澤 実 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位2番、議席番号1番、小澤実議員、質問願います。

〔1番 小澤 実議員登壇〕

○1番（小澤 実議員） 1番、小澤実、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い、一般質問を行います。

1、町民の安全、安心について。今後、起こり得る可能性の高い南海トラフ地震、この地震は静岡県沖から宮崎県沖にかけて南海トラフ沿いで起こるマグニチュード8ないし9級の巨大地震で、政府の地震調査委員会によると、今後30年以内の発生確率は80%程度であり、新たな被害想定が3月31日に政府の中央防災作業部会から発表されました。県内では、液状化によって全壊する建物は約800棟、避難者は1万8,000人に上ると試算されました。

滑川町では、液状化による被害はないと想定されますが、震度5弱の地震が発生する可能性があります。平成23年3月発生、東日本大震災の同町の震度は、震度4が観測されました。今後、発生頻度の高い南海トラフ地震では、今まで以上の被害があるのではないかと考えられます。

大塚町長の令和7年度施政方針の防災関係では、福田小学校、月の輪小学校、滑川中学校の各体育館に避難所設備として空調設備を設置するとともに、地域防災計画の見直しや庁舎防災気象システムの改修、浸水想定の高さを町内施設で表示する、まるごと、まちごとハザードマップ設置工事が述べられました。

また、議会では滑川町議会災害対策会議設置要綱に伴い、議員防災研修会を開催して、災害時、緊急時の議会の対応について研修し、議員一人一人の防災意識向上を図るため講師派遣を行い、災害発生時の初動対応、自助、共助、公助等について研修しました。

そこで、次のことについて伺います。①、東日本大震災の町内の被害状況について。

②、行政、公助の活動状況について。

③、自主防災組織、共助の活動状況について。

④、地域防災計画見直しの進捗状況について。

以上、4点について伺います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 答弁願います。

質問事項1、町民の安全、安心についてを稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、小澤議員の質問事項1、町民の安全、安心について答弁いたします。

初めに、①、東日本大震災の町内の被害状況でございますが、東日本大震災のとき、滑川町は震度4を観測いたしました。被害状況としては、住家の一部損壊が56棟、非住家の一部損壊が32棟、ブロック塀の破損1か所、墓石倒壊16件がございました。道路や橋梁の損壊、崖崩れ等はありませんでした。地盤の液状化もなく、建物の全壊もございませんでした。

次に、②、行政、公助の活動状況についてでございますが、東日本大震災の際、町としては直ちに災害対策本部を設置し、職員によるパトロール、区長を通じた被害調査を実施いたしました。被害があった方へは、ブルーシートの配布や罹災証明を発行いたしました。また、東武鉄道より、電車が終日止まったことにより駅に滞留した乗客の帰宅困難者の受入れ要請があり、職員がつきのわ駅まで迎えに行き、その後、役場庁舎内の休憩室を開放して、一晩過ごしていただいた方がおりました。

また、当時の福祉主管課では、気になる独居の高齢者や障害者宅を戸別に訪問し、様子の確認と見守りを実施いたしました。こちらも特に被害はございませんでした。

その他、災害派遣従事車両証明書の発行、計画停電に当たっての防災無線やホームページでの情報提供、茨城県高萩市、宮城県松島町への職員の派遣等を行いました。

次に、③、自主防災組織の共助の活動についてでございますが、自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感に基づき、地域の方々が自発的に初期消火、救出、救護、集団避難、給水、給食等の防災活動を行う組織でございます。

滑川町の自主防災会につきましては、平成8年にスタートし、現在21団体設置されておりますが、現在までに震災等の災害での活動はございません。現在の自主防災会は、毎年、防災訓練実施計画の作成と活動報告を提出していただいております。町としては、自主防災会に対し、物資、機材、倉庫等の整備のため、1防災会に年間3万円を支給しております。

大きな地震等の災害では、町をはじめとした消防機関などの行政機関は全力を挙げて活動を行うのは当然であります。道路損壊や橋梁の損壊、水道管の破裂や停電等により多くの活動が制限さ

れることが予想され、災害対応能力が大きく低下してまいります。このような事態では、地域の方々が自主的に初期消火、被災者の救出、救護、避難誘導、避難所の運営等を行うことで被害を少なくすることができると考えられ、自主防災組織は重要な組織となっております。

次に、④の地域防災計画見直しの進捗状況についてでございますが、見直し、改定を予定している地域防災計画については、近年の災害状況や町の実情に応じた実効性のある地域防災計画を考えているため、改定に当たっては、入札による金額のみで決定するのではなく、より適した委託業者を選定したいことから、指名型簡易プロポーザル方式といたしました。5月28日にプロポーザルを実施し、参加業者によるプレゼンテーションを実施いたしました。現在、優先交渉権を得た業者と契約締結に向けて手続を進めている途中でございます。

今後は、年度内の完成に向けてスケジュール調整を行い、国、県の機関、消防、警察等を含めた防災会議で協議し、策定を進めていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問をお願いします。

○1番（小澤 実議員） 再質問行います。細やかな説明、大変ありがとうございました。

実は、東日本大震災の発生時なのですけれども、私の家でも屋根のぐしがずれまして、瓦屋さんに見て見積りを出していただきましたら、約70万円ぐらいかかると言われておりました。そのままでおくと雨漏り等が発生する危険があるというような指摘も受けた実績もございました。そして、その後、家を改築して、今新築し直して住んでいる状況でございます。

それと、②の公助の活動状況については、職員の皆様方が本当に苦労していろんな活動をしていただきまして、大変ありがとうございました。また、茨城県の高萩市や宮城県の松島町への職員の派遣等、大変お疲れさまでございました。

次に、③の自主防災組織、共助の関係でございますけれども、ただいまも答弁がございました。各自主防災組織には、年間を通じて3万円を支給をしているというような動きでございます。また、この3万円に関して、私もいろいろと聞いているのですけれども、特に何もしないで、そのまま通帳に積んでいるようなところもなきにしもあらずだということを小耳に挟んでいる状況でございます。

それで、再質問の内容で、自主防災会の訓練等につきましては、各自主防災組織でそれぞれ自主訓練、講習会等を実施していると思いますけれども、防災に関するニーズの高い地域ではいろいろな自主訓練を実施している話も聞いております。しかしながら、名前だけの組織が多いのではないかと思います。

また、2年に1度の防災訓練だけでは、今後起こり得る可能性の高い災害に自主としての活動ができないと思われますけれども、そこで現在の行政としての指導状況を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、小澤議員の再質問に答弁いたします。

小澤議員ご指摘のとおり、自主防災会の活動状況は地域によってかなりの差が生じているのも事実でございます。2年に1度の町主催の地域防災訓練に併せて実施している自主防災組織が多く、町の地域防災訓練の開催がない年は、自主防災会で集まって避難訓練や備蓄品の確認、整理、防災センターへの視察など実施しているところもございます。活動状況は、それぞれの自主防災会で様々な状況でございます。

自主防災組織としては、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感、地域の方々が自発的、自主的に運営、活動することから、町の関わりとしては自主防災会に対して研修や講師の派遣等の情報提供、物品等の補助金等の交付をしております。しかし、定期的な情報交換や活動の確認などはしておらず、あくまでも自主防災会へのサポートとなっているのが現状でございます。

今年度は、指定避難所への備蓄倉庫及び資機材を分散して配置をいたしますので、来年度以降は、自主防災会や行政区ごとに避難所開設訓練や運営訓練等を実施できるように依頼や援助してまいりたいと計画をしております。多くの自主防災会の皆様には、災害への危機管理意識を持っていただけるように、今後も訴えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） ありがとうございます。今後も自主防災組織に対してのサポートをよろしくお願いできればと思います。

それで、④の地域防災計画の見直しの進捗状況についてでございますけれども、ただいまの答弁にございましたように、年度内の完了に向けてスケジュール調整を行って、国や県の機関、消防、警察などを含めた防災会議で協議し、策定を進めていく予定ですよというような答弁がございました。

それに伴いまして、先日、内閣府の防災担当の講義を聞く機会がございました。それによりまして、今後、災害が発生される大規模地震等におきまして、国としまして、文があるのですけれども、一部この文のほうを紹介させていただきたいと思います。今後さらなる大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震や首都圏直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火など、大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を飛躍的に向上させ、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠であるというような内閣府の防災担当からの説明等もございました。

その状況を踏まえまして、この地域防災計画の見直しの中にこのような内容も、現在、国としまして防災DXというような、防災デジタルトランスフォーメーションということで今一生懸命動いているそうです。それに向けた内容もこの中に入れてもらえればと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それと、防災関係につきまして、1点、こちらの滑川町役場にも関係等はございますので、1点

お聞きをしたいと思います。これは、5月6日に県内の白岡市役所で火災が発生しました。鎮火まで約6時間かかり、大規模火災となったと報道されました。新聞等の記事を見ますと、火災警報器が作動して、消防が火災を確認してから短時間で火が燃え広がったと見られることが分かったと記載がしてありました。119番の通報は警備会社からで、6日の午後11時19分で消防から白岡市役所に電話をかけ、対応した警備員から、煙は充満し、電気もつかず、火災現場に行けないと情報を聞き、消防隊はすぐさま11時32分に庁舎南側に到着しましたが、既に庁舎から煙が噴出していたというような内容でございました。その当時、庁舎内には2名の警備員がおりまして、その警備員は仮眠をしていたという記事がございました。

そこでお聞きしたいのが、庁舎の消防設備の中で自動火災報知設備では熱と煙の2種類の感知機がございます。もしも、その感知機が作動した場合、白岡市役所と同じように警備会社に通報がされるのか、また宿直室で警備員が非常ベルの作動状況を確認してから現場を確認するのか、1点お聞きをしたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、小澤議員の再質問に答弁させていただきます。

白岡市役所の火災では、白岡市民、職員の皆様をはじめ関係する方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

滑川町役場庁舎の消防設備の状況でございますが、自動火災報知機の設備は、熱感知式が128か所、煙感知式が29か所設置してあります。作動すると、火災報知機のブザーが鳴り、総務政策課内及び警備員室にある火災表示板が作動し、ランプと音声で火災場所を案内をいたします。土曜、日曜、祝日を含めて、日中であれば職員が在庁し、夜間であれば警備員が在勤しておりますので、火災場所を確認し、119番通報して、初期消火に当たるという状況でございます。

なお、滑川町役場には機械警備は導入しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） ありがとうございます。警備会社との契約はされていないというような動きでございました。ありがとうございます。

それと、夜間の警備体制についてお聞きしたいのですが、新聞記事の内容では、白岡市では電気系統がショートして発火したことが火災の原因として見ているというような記事でございました。しかし、いまだに消防からの出火原因は出ておりません。当町の夜間、深夜の警備体制についてお聞きいたします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

夜間深夜の警備体制でございますが、午後5時15分から翌朝の8時30分までは、警備員1名による警備の体制を取っております。警備員の業務といたしましては、出入口の戸締まり、庁舎の出入り者の確認、電話收受及び来庁者の対応、体育館等の鍵の貸出し、火災、盗難予防の庁舎内外の巡視点検、不法侵入者、挙動不審者の取締り、非常災害時における処理、このような業務となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 警備体制について分かりました。

それと、電気系統がショートしたというようなことでございます。今後、同町役場の庁舎でもこのようなことが起きては困りますけれども、事前に電気系統のタコ足配線がないか、またその器具等の周りにほこり等の付着がないかの調査が必要と考えられますけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

白岡市役所の火災を自分事と捉えて、直後の課長会議におきまして、職員による執務室のコンセント機器とその周辺の確認、清掃を指示いたしました。5月中には全ての課、局で完了しております。

近年は、行政の事務においてもデジタル化の進展でパソコン、プリンター等のOA機器が非常に増えております。コンセント等の電気配線を多数使用することから、定期的な確認、清掃を心がけ、火災予防に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 小澤議員、再質問願います。

○1番（小澤 実議員） 分かりました。本当に、白岡市役所みたいなことがあっては困りますので、今後とも職員の定期的な清掃、点検等に心がけてもらうようお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、これは私からの要望になります。今現在、先日の内閣府の大規模災害時の想定の話もございました関係で、防災もDXを用いて今後やるべきだというような指摘事項がございました。それに併せまして、本当の専門の担当職員が、今滑川町役場の職員課にはおりません。現在、総務政策課の職員が区長関係とか交通関係、防災関係等、その他いろいろな掛け持ちで事務を対応していると思います。今後、このような起こり得るあらゆる災害に関しまして対応できる危機管理部署の新設と、それに併せた、それに対応できるエキスパート担当職員の配置をお願いいたしまして、私の質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、小澤実議員の一般質問を終わります。

◇ 西 宮 俊 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位 3 番、議席番号 6 番、西宮俊明議員、ご質問願います。

〔6 番 西宮俊明議員登壇〕

○6 番（西宮俊明議員） 議席番号 6 番、西宮俊明、議長のお許しを得て質問をさせていただきます。

質問事項 1、町の先進的な英語教育の取組を滑川幼稚園にも導入を。滑川町では、中学校だけでなく、全小学校で、先ほど教育長の教育行政報告にありましたように、3 年生から始まる英語の授業全てが英語専科の教員と A L T とのチーム・ティーチングで行われています。校長先生方からも「充実した授業が展開され、子どもたちの力を伸ばしている。A L T の中には子どもたちと休み時間に一緒に遊んだり、英語で出身国の紹介ポスターを作成し廊下に掲示するなど積極的に活動している先生もいる。子どもたちも校内で A L T を見かけると駆け寄って英語で声をかけている」と賞賛の声を聞きました。最近の報道で、東京都は「すべての子どもが英語を話せる東京」をスローガンに、全小学校に A L T を配置するという構想実現に動いていることを知りました。このような報道でも、滑川町がいかに全国に先駆けてすばらしい取組をしているかということが分かります。現在でも、全国の多くの小学校では担任の先生がクラスの英語授業を担当し、英語教育の指導法を大学で学んでいない中、研修を積んで英語を教えています。取り組んでいる先生方には頭が下がる思いではありますが、教員の負担も問題にされています。滑川町では、英語の授業時は担任の先生は他の業務や教材研究を行うことができるので、教員の負担軽減になり、とても助かりますということも校長先生方からお聞きしました。前置きが長くなりましたが、町の英語教育の取組がいかにすばらしいか、またさらに充実、発展していくことを願い、感想を述べさせていただきました。

さて、本題に入りますが、この滑川町の充実した英語教育の取組を生かし、滑川幼稚園にも国際理解教育を導入できないか提案させていただきます。決して小中学校のように英語授業を滑川幼稚園でも行うということではなく、国際理解、国際交流、多様化への理解という観点での導入であります。このことは、滑川幼稚園の特色化、保育内容の充実に資することとなります。滑川幼稚園では、保育内容の充実を目指し、思考力の芽生えや言葉による伝え合いを大切にしています。幼児期から異文化、英語やその他の外国語に触れる機会をつくることは、わくわくする学びの環境を提供することとなり、国際理解教育の基礎づくりにつながります。

①、小中学校の町の英語教育の取組の変遷を教えてください。どのような過程を経て、現在の全国でも先進的な体制が整ったのか。

②、町が契約をしている小中学校の A L T の勤務条件と、選任に留意していること、また勤務評定をどのようにしているかを教えてください。

③、滑川幼稚園に国際理解教育の導入をできないでしょうか。例えばの例ですが、各クラスに学

期に1回、英語に限らず外国語を母語とする外国人の方に来園してもらい、異文化に慣れ親しむ機会をつくるというような取組を導入できないでしょうか。

続いて、質問事項の2、滑川町版スーパー・シティプロジェクト構想の具体化について。町は、埼玉版スーパー・シティプロジェクトにエントリーをしています。「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」というスローガンの下で、滑川町版スーパー・シティプロジェクト構想の実現を目指しています。概要としては、交流にぎわい拠点である各駅（森林公園駅、つきのわ駅）周辺と福祉施設や社会体育施設などの必要な機能が集約した役場周辺を中心として、都市機能と自然とが調和した暮らしやすい町づくりを進め、住まいるタウン滑川の実現を目指しています。この町の構想に強く賛同します。駅周辺のにぎわい拠点の形成も重要であることは言うまでもありませんが、役場周辺を触れ合い交流拠点とすることは新しい施設も誕生することから必須であると考えます。

そこで、町民の皆様から寄せられている要望もあり、質問させていただきます。中には、これは妄想かもしれませんがという前置きとともにお話しいただいたこともあります。実現は難しいこともあると承知しています。しかし、妄想からヒントを得て構想ができるということもありますので、率直に質問させていただきます。

①、役場周辺を周遊する遊歩道を整備できないでしょうか。一例、既にある役場裏側桜並木に沿ってエコミュージアムまで行く歩道から新設予定のコミュニティセンター側へ行き、総合運動公園内を通り、役場玄関方面へ戻ってくる遊歩道。

②、運動公園西側の遊具公園のリニューアルができないでしょうか。政府は、生まれてから100か月目までの外遊びが子どもたちの生育に非常に大切であるというコンセプトで、国土交通省のこどもまんなか公園づくり支援事業を立ち上げました。このような町の負担を軽減する支援事業も可能であれば活用しながら、こどもまんなか公園のコンセプトである子どもが行って遊びたい、親が子どもの遊びの見守りを安心して快適にできる公園づくりを進めることはできないでしょうか。

③、図書館入り口からエコミュージアムに向かう回廊になっているエリアをリニューアルして、季節のよいときには戸外で本を読めるスペースを造ることはできないでしょうか。また、エコミュージアムのウッドデッキのあるテラスは、景観もすばらしく、飲食も可能であります。しかしながら、ウッドデッキに関しては腐食箇所があり、危険であるとの指摘もあります。修繕をしていただき、自動販売機を設置するなどの方策で、ゆったりと過ごせる憩いの場としての機能を高めることはできないでしょうか。

④、役場周辺と滑川モールを結ぶ自動運転バスを走らせることはできないでしょうか。自動運転バスが役場を中心にして町の南北を結べるのが理想ではありますが、かなり困難を伴うということも承知しています。将来の可能性として質問させていただきます。

質問事項の3、水道料金の基本料金の減免や免除で経済支援を実施できないか。様々な要因で物

物価高騰が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、政府は5月から、既に始まっていますけれども、ガソリン価格の引下げや、猛暑対策として電気、ガス代の価格抑制を7月から実施する予定です。このような状況の下で、町民の不安を和らげるため、物価高騰に苦しむ家計を守るために、町としての物価高対策として水道料金の価格抑制を実施できないでしょうか。

町は、令和2年度から複数回にわたって水道料金の免除や減免を行い、家庭での負担を軽減し、町民への経済的支援となりました。当時とは要因が異なっているけれども、物価高対策を求める声は切実であります。現下の状況の中で町の物価高対策が実施されることは町民への心強い支援になります。

①、滑川町が令和2年度から実施した水道料金の免除や減免の概要を教えてください。

②、滑川町の物価対策として水道料金の価格抑制を実施できないでしょうか。

以上になります。答弁のほう、よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、町の先進的な英語教育の取組を滑川幼稚園にも導入をについてと質問事項2、滑川町版スーパー・シティプロジェクト構想の具体化についてのうち、②、運動公園西側の遊具公園のリニューアルについてと③、図書館入り口からエコミュージアムに向かう回廊エリアのリニューアル等についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、滑川町版スーパー・シティプロジェクト構想の具体化についてのうち、①、役場周辺の周遊する遊歩道の整備についてと④、役場周辺と滑川モールを結ぶ自動運転バスについてを稲村総務政策課長に、質問事項3、水道料金の基本料金の減免や免除で経済支援を実施できないかについてを神田上下水道課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の1番の①、小中学校の町の英語教育の変遷についてでございます。

初めに、これまでの英語教育、特に小学校においての変化ですが、平成23年に小学校5、6年生を対象に必修として外国語活動が始まりました。この導入から見えた成果と課題を受けて、令和2年4月の学習指導要領の改定により、小学校3、4年生まで、必修化の対象が引き下げられ、5、6年生の英語教育に関しては教科化となりました。国語や算数と同様に、外国語の名前で教科として扱われ、成績がつけられています。

このように英語教育の学年の引下げ、いわゆる早期化が行われる中、滑川町では早くから英語教育に力を入れて取り組んでまいりました。平成10年9月より文部科学省、総務省、外務省及び財団法人自治体国際化協会による共同事業JETプログラム、こちらを活用し、語学指導を行う外国青年を1名町で招致し、各校での外国語教育の充実と地域の国際交流推進を図ってまいりました。平成18年度には、専門性と指導力の向上を図るとともに、民間企業の持つ経験やノウハウを導入し、

さらなる外国語教育の充実を図るため、現在も継続しています民間業者による外国語指導助手派遣業務委託へ切り替えました。当初は、英語指導助手、いわゆるALTでございましたが、こちら1名の派遣で各校の指導に当たっていましたが、学習指導要領の変更、授業時数の年間単位時間の増加、月の輪小学校の新設に伴う指導学級の増加などに対応するため、平成22年度からは2名、平成30年度には3名、令和6年度からは4名と、ALTの派遣人数を段階的に増員し、指導の充実に努めてまいりました。

あわせて、小学校においては担任の先生が授業を実施しておりましたが、西宮議員がご質問の中でもおっしゃるとおり、専門性の高い教員からの指導を推進するため、英語専科教員を令和2年度から町費で1名、加えて県からの加配で1名、合計2名を配置し、各教室での授業を英語専科教員とALTとのチーム・ティーチングを導入、効果的な指導体制を構築して、滑川版英語指導のスタイル、これを確立し、現在も取り組んでいるところでございます。

質問の②、町が契約している小中学校のALTの勤務条件について答弁させていただきます。現在のALTの配置状況と勤務状況ですが、先ほどお話ししたように、現在4名のALTを各校へ配置しています。4名とも1日7時間勤務で、週5日の勤務となっております。滑川中学校、宮前小学校、月の輪小学校に各1名配置、残りの1名は授業時数の関係で、福田小学校に週2日、滑川中学校に週3日勤務していただいております。また、夏休み等の長期休業期間中についても勤務期間とし、英語専科教員等との指導に係るミーティングや教材研究などに携わっております。

次に、選任についてですが、委託先における留意事項としては、①、日本の英語教育や外国語活動に意欲、関心が高いといった資質に関わること、②、言語に加えて豊かな表情やジェスチャーなどの表現力等、業務遂行能力に関わること、③、ネイティブスピーカーまたは同等の語学力といった資格、経験に関することなどの点を重視しているとのことでした。

また、教育委員会としては、①、ネイティブスピーカーであること、②、緊急時の指示、連絡を確実に伝達するため、日本語が理解できること、③、親しみやすさ、明るさなど人柄について、こういった点を派遣の際に要望しております。

最後に、勤務評価についてですが、これは人材派遣業務の委託契約のため、町として直接的な勤務評価は行っておりません。ただし、委託先である派遣会社では、ALTの勤務状況についてオブザーベーション、行動観察調査、こちらを実施しております。実際に、社員の方が学校へ来校し、管理職や英語専科教員、担任などに対してヒアリングを行い、子どもの接し方、授業の工夫、問題行動はないか、授業以外での取組はどうかなどと、こういった点について確認をしております。また、授業参観や休み時間での対応、掲示物等についても直接来校して確認していただき、年2回、学校へアンケートを実施するなど、様々な方法でALTの勤務状況を確認しています。その結果から、必要に応じて指導や研修を実施したり、さらには月1回、社内トレーニングを定期的実施し、授業方法の工夫改善、各学校の授業方法の情報共有などを行い、ALTの資質向上を図っているとこ

ろでございます。

質問③、滑川幼稚園に国際理解教育の導入のご質問に答弁させていただきます。幼稚園で行う早期の英語教育には賛否両論がありますが、そのメリット、デメリットを把握して精査し、導入に当たってはその課題を明らかにした上で慎重に検討する必要があると考えています。

幼稚園での英語教育のメリットとしては、①、英語学習の下地づくり、②、リスニング能力の向上、③、英語への抵抗感を減らす、④、多様性への理解、⑤、将来的な学習への影響、これは英語好きになるといったことです。こういった点が考えられます。

また、デメリットとしては、①、言語の混乱、②、学習の負担、③、英語力の上達には発達の段階により限界がある、④、将来への学習への影響、これはメリットにもありますが、英語嫌いになる可能性もあるということでございます。

これらを勘案しますと、西宮議員もご質問の中でおっしゃっているとおり、アルファベットや英単語を覚える、また英会話の実施といった学習面に注目した英語教育ではなく、英語に慣れ親しむ、英語を楽しむ、また異文化に触れる体験など、こういった点に焦点を置いた国際理解教育としての英語教育であれば、デメリットを避け、子どもの負担にもならず、子どもの成長、発達にもよい影響を与える可能性が考えられ、本町でも導入に関して検討の余地があると教育委員会でも考えております。

そこで、実際に導入を検討するに当たっては、英語教育が逆効果とならないよう、子どもたちの興味や発達段階に合わせた英語教育の取組を心がける必要があります。例えば、発達段階に視点を置き考察した場合、年少児での取組は、まだ園児の理解、受入れが難しいと思われ、全学年での導入は困難だと考えられます。国際理解教育の観点でも、まずは日本語、日本文化を学び、理解し、それを基盤として学ばなければ、国際理解や異文化理解の効果は発揮されないと考えます。

また、実際の指導についても、年間スケジュール、指導方法や指導手段、活用する指導教材等、指導に関するプログラム全般、さらには職員配置や人員確保などの指導体制も含め調査、研究し、現在の滑川幼稚園の運営状況に適合した実践可能な英語教育にする必要があります。特に、現在の職員体制のままでは英語教育に関する知識、経験、ノウハウなどが不足しており、ALTの配置、活用など専門的な職員の配置が必須になると考えます。

いずれにしても、英語教育を滑川幼稚園に導入するには、その目標、目的を明確にするとともに、指導に関するプログラムを確立し、職員間の共通意識を持って園内の教育環境、体制を整える必要があります。また、併せて子どもたちが英語嫌いにならないよう、一人一人の発達段階に合わせたきめ細かい指導、見届けも必要です。このように山積する課題を精査し、滑川幼稚園としての英語教育の導入の可能性を模索してまいりたいと思います。

次に、大きな2番の質問の質問②、運動公園西側の遊具公園のリニューアルについて答弁をさせていただきます。運動公園西側の遊具公園については、総合運動公園の整備時の平成11年3月に整

備された公園で、既に27年が経過しており、経年による劣化も一部見受けられます。公園としては、比較的スペースは狭く、園内には、総合遊具が1基、あずまやが2基、ベンチが6台設置されています。遊具等については、年間を通じて3回、専門業者による点検を実施し、不具合や劣化状況、破損の状況を確認し、その都度必要な修繕を行い、維持管理をしています。

総合遊具については、公園整備の際に設置されたもので、経年劣化も見られ、遊具としての機能も当時の水準のものであるため、新たな遊具にリニューアルすることは、安全性や機能の向上も図られ、子どもたちの興味関心も高められることから、望ましいことであると考えます。

総合遊具のリニューアルの財源としてご提案いただいたこどもまんなかまちづくり支援事業ですが、この補助事業は、周辺の市街地整備と住まいの身近な遊び場となる都市公園整備の一体的な実施に対して補助されるものでございます。該当事業とするには、まずこどもまんなかまちづくり事業として都市再生整備計画を策定し、そこに子ども・子育て支援に関する目標を記載、かつ子ども・子育て支援環境整備方針を記載する必要があるとございます。加えて、町で策定する市町村こども計画に子ども・子育て支援関連施設として記載をし、その計画掲載の翌年度から3年以内に事業着手する地区に限定する、こういったもので、さらにその他条件を満たす必要があるとございます。また、国土交通省の説明資料には、既設の公園における事業には適用しないといった記載がありますので、今回の総合遊具を含む公園のリニューアルについては、当該補助金について交付対象とするのは難しいものと思われます。したがって、多額な経費を必要とする遊具公園のリニューアルは、補助金等の財源措置が困難な現状では、町の施設整備の優先順位等を考慮すると早期に着手することは厳しく、当面の間は現状の維持管理に努めたいと考えています。

遊具公園の総合遊具やあずまや等について、経年により安全性の確保や機能維持が困難になり修繕が不可能となった場合には、撤去や入替えなど検討せざるを得ないときが来ることが考えられます。その際には、遊具公園を含む周辺の状況や公園の存在意義、設置目的等を再確認するとともに、既存の総合遊具の撤去、遊具を含む必要な機能を有した設備の再設置、こういった是非も含め検討いたしたいと思います。また、その場合、併せて補助金等の財源確保も視野に入れ、時代に即した遊具公園のリニューアルに取り組みたいと考えています。

次に、質問の③、図書館入り口からエコミュージアムセンターに向かう回廊のリニューアルについて答弁をさせていただきます。初めに、屋外での読書スペースの新設についてですが、文化財整理室から総合体育館、図書館、エコミュージアムセンターの周囲には、一部撤去された箇所もありますが、パーゴラといった屋根を伴う遊歩道、回廊が整備されています。この遊歩道のうち、図書館駐車場南側とエコミュージアムセンターから駐車場へ向かう北側の遊歩道の2か所には木製のベンチが設置されており、読書や歓談を行うことが可能となっています。特に図書館駐車場南側のベンチについては、しばしば利用者も見られ、天気の良い日などには食事を取りながら休息されている方も見受けられます。

図書館の入り口からエコミュージアムセンターへの遊歩道をリニューアルして、屋外での読書スペースを創設というご提案ですが、既設の物と類似のベンチを設置ということであれば可能かと考えます。ただし、曲面に沿ったベンチとしなければならないということと、図書館に近い部分ではパーゴラの屋根を延長するとともに屋根の素材を変更して日光を遮光しないと読書には向かないと考えられますので、このような改修が必要であり、施工内容や予算措置を含め慎重な検討が必要です。

屋外の読書スペースとしては、先ほどの図書館駐車場南側のベンチや完全な屋外ではありませんが、西宮議員のご提案のとおり、エコミュージアムセンターのウッドデッキなどが利用できます。また、図書館南側の屋外スペースでは青空おはなし会を開催しています。この場所も含め、さくらまつりのときのように体育館からエコミュージアムセンターまでの滑川の桜並木沿いにベンチを設置するというのであれば実現の可能性があり、検討できると考えます。

次に、エコミュージアムセンターのウッドデッキについてですが、施設の開館時には随時開放しているため、来館者は自由に利用することができ、飲食も可能となっています。桜の開花時期にはお花見をされている利用者がいらっしゃいました。また、エコミュージアムセンターの外池を使って毎年夏に開催されるザリガニ釣りは恒例行事となっており、ウッドデッキには多くの子どもたちが集まり、大変盛況です。さらに、図書館による青空おはなし会もウッドデッキで開催したこともあり、制限はありますが、イベント会場としての使用も可能となっています。

ウッドデッキの機能向上には、西宮議員のご指摘のとおり、一部腐食し破損や欠落している部分がございますので、本来の機能回復のための修繕が前提となります。修繕に当たっては、高額となる上、補助金等の財源確保が困難なため、町の単独経費での実施とならざるを得ません。厳しい財政状況なため、予算措置を含め、修繕の時期を財政部局と検討し、安全性の確保という点も視野に入れ、可能な限り早期の修繕を行いたいと考えています。

その上で機能向上を検討することとなりますが、まずはエコミュージアムセンターの周知をいかに広げ、利用者の拡大を図るかということが必要なことだと考えています。町にこのような施設があり、施設内にはミヤコタナゴをはじめとする水生生物の展示や文化財の展示、設備としてウッドデッキ、セミナーハウス、また中池や外池から施設南側に広がる滑川を望む景観といった施設の特色を含めてエコミュージアムセンターを広く多くの人に知ってもらいたいと考えています。町のホームページやLINE、インスタグラムの活用、町の広報など様々な媒体を利用しアピールするとともに、新たな活用機会の創出を模索し、イベント等の参加をきっかけとした来館者の増加につなげられるよう努めてまいります。

なお、自動販売機の設置についてですが、以前、エコミュージアムセンターの展示ホール及びパーゴラ遊歩道のエコミュージアムセンター付近にそれぞれ自動販売機を設置していました。しかし、設置業者の採算が合わなかったこと、パーゴラ遊歩道に設置したものは自動販売機荒らしに遭った

ことなどから、現在撤去されております。また、ウッドデッキに直接自動販売機を設置するには、ウッドデッキの床の補強と電源の確保、これらが必要となり、現時点での自動販売機の再設置は難しいものと考えております。

文部科学省では、知識基盤社会における知識、情報の拠点としての資料の充実を図るとともに、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるため、図書館サービスの充実を図ることを掲げ、その取組の一つに、居場所としての機能充実、これを挙げています。本町においては、図書館に隣接しているエコミュージアムセンターと連携した相互利活用を視野に入れ、双方の施設の役割を果たすとともに、町民の居場所としての活用、機能の充実が図られ、西宮議員のおっしゃる利用者の憩いの場となるよう、今後も努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の質問事項２、滑川町版スーパー・シティプロジェクト構想の具体化についてのうち、①と④について答弁いたします。

初めに、①、役場周辺を周遊する遊歩道の整備についてでございますが、埼玉版スーパー・シティプロジェクトは、超少子高齢社会を見据え、市町村のコンパクト、スマート、レジリエンスの３つの要素を兼ね備えた持続可能な町づくりを埼玉県が支援するプロジェクトでございます。これにより、コンパクトな町づくりを進めつつ、スマート技術の活用により利便性を高め、災害に強く、エネルギーも途絶えない持続可能なまちの構築を目指すものでございます。

令和６年度に、埼玉県が進める埼玉版スーパー・シティプロジェクトに滑川町としてもエントリーをいたしました。エントリーシートでは、コンパクト、スマート、レジリエンスのコンセプト別に５年から１０年かけて達成したい町づくりの取組を掲げております。このシートの中で、コンパクトの要素の中で、町役場周辺における福祉、触れ合い機能の強化を掲げております。今後の流れといたしましては、構想の実現に向けて、埼玉県の支援を受けながら、より具体的な地域まちづくり計画を策定してまいります。

ご質問いただいた役場周辺を周遊する遊歩道の整備は、触れ合い交流を促進する点で非常に効果が高いと考えられます。現在も桜の咲く季節は、滑川沿いを散策する方が多く見られます。また、新しいコミュニティセンター建設予定地の東側にも桜並木があり、遊歩道を整備する予定でございます。しかし、役場周辺の周遊については、駐車場、町道、文教施設、福祉施設があるため、人の動線と車の動線の交差に配慮する必要があります。安全性に配慮しながら、人の流れができるような仕組みを建設課、教育委員会等の関係部署とも協議し検討してまいりたいと思います。

次に、④、役場周辺と滑川モールを結ぶ自動運転バスについてでございます。自動運転の技術性能の発展は目覚ましいものがございます。自動運転は、深刻化する交通事業者の運転手不足を解消

する有効な手段となるなど、地域の足の確保に資するものと考えられます。

埼玉県の大野知事も、昨年、令和6年6月の県議会の定例会で、今後は県が主導し、自動運転導入に当たって開発事業者のノウハウやマッチングの機会を提供することで、県内市町村が可能な限り早期に実証段階に移行できるよう、積極的に支援する方針ですと答弁しております。各地で実証実験が行われておりますが、ルートの設定や導入コストの問題など、解決すべき課題も多くあるようでございます。このようなことから、スーパー・シティプロジェクトの推進に当たり、埼玉県の支援を受けながら滑川町の特性に合った交通利便性の向上を検討してまいりたいと思います。今回いただいたご提案につきましては、地域まちづくり計画の策定の際に参考にさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、西宮議員のご質問に答弁いたします。

質問事項3、水道料金の基本料金の減免や免除で経済支援ができないかという質問の①の概要ですが、令和2年度から令和5年度まで水道料金の基本料金の免除及び減免を合計8度実施いたしました。

詳細についてですが、令和2年度に2度実施しております。内訳としましては、福田地区が8月、令和3年2月検針分で、宮前地区が9月、令和3年3月分の検針分になります。続きまして、令和4年度ですが、3度実施いたしました。内訳としましては、宮前地区が7月、11月、令和5年1月分の検針分で、福田地区が8月、10月、12月の検針分になっております。続きまして、令和5年度につきましては3回実施いたしました。内訳としましては、宮前地区が9月、11月、令和6年1月分の検針分で、福田地区が10月、12月、令和6年2月検針分になります。

財源についてですが、令和2年度及び令和4年度が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を利用した一般会計からの補助金を活用しております。なお、令和5年度につきましては、地方創生臨時交付金物価高騰対応分を活用し、一般会計からの補助金を活用しております。

続きまして、②の物価高騰対策として水道料金の抑制対策は実現できるのかの質問についてですが、水道事業は水道料金が主な収入源になっております。仮に、町全体の使用世帯約5,800件の基本料金を減免した場合、1回当たり、2か月分になりますが、約1,400万円かかり、また水道の供給開始から約50年経過し、水道施設の老朽化による更新工事や耐震性の乏しい管路の耐震化工事等、今後多額の財源が必要になっております。また、過年度決算においても、事業体単独で水道料金の減免を行うことができる財源もなく、経済的に非常に厳しい状態にあります。よって、料金抑制対策は今現在できない状況になっております。しかしながら、令和2年度から数回実施したように、今後、国からの物価高騰対策等の地方創生臨時交付金など活用できた場合においては、使用者の方

々の負担軽減のため検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮俊明議員、再質問をお願いします。

○6番（西宮俊明議員） では、質問事項1に関しまして、質問に対して本当に教育委員会として入念な様々な検討を重ねた上での答弁と感じまして、本当にありがとうございます。慎重な、入念な検討を重ねた上で、いつか幼稚園に国際理解教育の導入ができればと思っています。

この質問をするに当たって町の教育について調べていましたところ、小学校では、英語だけでなく理科も専科教員を配置していることが分かりました。その概要も教えていただきたいところですが、時間がないので、いずれにしても滑川町は国内有数の持続可能都市の一つとしてあります。そのことを継続、発展させていく源泉は、もう教育であると私は確信しています。さらなる町の教育の充実を願い、質問をさせていただきました。

質問事項2のうちの②ですけれども、公園に関してはよく分かりました。現在もよく整備されていて、ベンチもあり、保護者に連れられた小さな子どもたちも来ています。今ある遊具は生かしつつ、いずれリニューアルが必要になるときに、インクルーシブ遊具の導入なども含めて、最新の知見に基づき検討を重ねていくことを願います。

③について、1つ再質問ですけれども、回廊には絵も展示されています。すばらしい作品群ではありますが、しかしながらかなり年月がたっています。作品をリニューアルして、例えばカラーコピーしてパウチにして展示するなど定期的に入れ替えれば、すばらしい展示コーナーになると思います。今後そのような取組は可能でしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 教育委員会事務局、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、西宮議員の再質問に答弁をさせていただきます。

回廊に展示されている絵でございますが、大体約20年前に当時の町の小中学校に通う児童生徒が町の未来を想像して描いていただいた絵でございます。絵に描かれたものは、未来的なものもあれば、今現実となっているものもあり、町の変化をうかがい知ることができる大変興味深いものとなっています。作品としてもすばらしいものであり、仮にリニューアルを行い撤去したとしても、機会があれば再び展示等が行えるよう、きちんと保存、保管したいというふうに思います。

さて、絵の入替え等によるリニューアルのご提案ですが、湾曲した壁面での展示となりますと、やはり立体での作品は困難ですので、絵画や書道などの平面の作品が展示対象になると考えられます。新たにギャラリーとして作品展示のスペースを新設するのであれば、どのような目的で、誰の作品を、どのぐらいの期間、どのようなテーマで、どのような方法で展示を、また盗難やいたずら防止の対策など検討すべき事項がございます。また、現在、作品展示としては、公民館のクラブ、

サークル活動の一環として作品の常設展示をコミュニティセンターのホールを会場に、生涯学習担当が既に行っておりますので、この展示と重複しないように配慮する必要もございます。

子どもたちの作品を展示する場合についても、小中学校へ展示作品の作成依頼、展示作品の作成、展示作品の選出など、現在の学校活動や授業等の中に追加する形となりますので、教職員や児童生徒へ新たな負担がかかることにも考慮しなければなりません。また、他の部活動のように大会やコンクールなど普段の活動の成果をアピールする場が比較的少ない滑川中学校の美術部の創作発表の場とするといったことも考えられますが、それについても現在の部活動の指導内容や部の活動状況等を勘案し依頼する必要がございます。

しかし、屋外に展示スペースを新設し、新たなギャラリーを整備することは、町民の方々や図書館、エコミュージアムセンターへの来館者の関心を引くこととなり、また展示された作品を観覧することで、感動や癒やし、和みの効果も見込まれ、それは先ほどお話しした利用者の憩いの場、これにつながるものと思います。改修経費も含め、ギャラリーの整備には課題もありますが、先ほどの屋外の読書スペースと併せて、パーゴラ遊歩道の有効活用を総合的に検討して考えていきたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員、再質問をお願いします。

○6番（西宮俊明議員） 最後の質問になります。質問事項3に関しまして、上下水道課長から、本当誠意ある答弁いただきまして、ありがとうございます。

八潮市の道路陥没事故にありますように、水道管の老朽化対策の更新工事は重要であります。しかし、現在の食料品、日常生活用品の物価高騰の状況からすると、今、生活するのが非常に厳しいとの声を聞いています。

そこで、これは総務政策課長への質問になると思います。3月議会で専決した補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の現在の進捗状況を教えていただければと思います。ぜひ、その中の財源を水道料金の、全額でなくても一部でも減額か無償化に充ててもらえないか、また交付金の増額等があった場合に水道料金に充ててもらいたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、西宮議員の再質問に答弁いたします。

3月議会で専決処分で議決をいただいた補正予算の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の現在の進捗状況につきましては、低所得支援枠として非課税世帯3万円、こちらにつきましては現在93.11%の方へ給付済みでございます。また、その子どもに2万円の給付につきましては96.41%の給付状況でございます。

また、推奨支援事業として農業者支援事業補助金につきましては、今月上旬には事業を開始いた

します。

また、中小事業者への支援は6月下旬頃からスタートいたします。

このように、当初予定してきた交付金の事業は既に決まっております。しかし、先日閣議決定された予備費1,000億円を活用した交付金が追加される見通しとなりました。滑川町でも事業メニュー等、その費用、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の余剰や追加分を活用できる場合は、物価高騰等を通じた生活者支援として全ての町民に関わる水道料金の基本料金を無料にできるよう最優先で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 西宮議員。

○6番（西宮俊明議員） 大変にありがとうございました。東京都では、臨時的措置として4か月間一般家庭の水道の基本料金を無償化します。滑川町としても、物価高騰に加え、この夏の猛暑が予想される中で、町民の皆さんが安心して暮らせる環境を整えるという意味でも、切に願います。

いずれにしましても、全ての質問に対して丁寧な答弁を大変にありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、西宮俊明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時30分とします。

休 憩 （午後 2時15分）

再 開 （午後 2時30分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 谷 嶋 稔 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位4番、議席番号11番、谷嶋稔議員、ご質問願います。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき質問させていただきます。

1、子どもの居場所について。子どもが安心して過ごせる場所、家庭、学校以外で成長できる第三の居場所として、7月頃から運営が始まります。以前、通うための条件として、小学生1年生から6年生、通うには保護者の同意が必要、車での送迎をするとお伺いしました。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、子どもの居場所に通うため、その他の条件があれば教えてください。どなたでも希望があれば受け入れるのですか。また、子どもの居場所ができることが町として、地域にどのような影響、意義があるとお考えか、お伺いいたします。

2、高齢者の生活について。核家族化により高齢者の世帯が増えており、独り暮らしの高齢者の世帯が増加している。町では、デマンドタクシー、移動販売などいろいろな生活支援をしている。これはとてもよいことだと思います。その他、ごみ出しの支援をしてほしいという話をお伺いする場合があります。環境省は、高齢者のごみ出し支援制度導入に関する説明会を開催し、令和3年1月、34.8%の地方自治体で高齢者ごみ出し支援制度の導入ありと発表している。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、高齢者のごみを集積所まで運ぶのに、足腰が弱い高齢者、障害者にとっては一苦勞です。滑川町でも高齢者のごみ出し支援制度を行う考えはありませんか。もし支援制度を行う場合にはどのように行うのですか。

3、町の文化芸術の発展について。音楽鑑賞、文化芸術は、人間の日々の生活でのストレスを緩和し、日常生活の向上などに多くの効果があると言われています。また、音楽鑑賞は、考察、情感、認知能力の発達に寄与し、音楽以外のことにもよい影響、転移効果をもたらすとも言われています。生演奏は、CDやDVDなどでは得られない臨場感、音の変化、演奏者の熱意などを直接感じることでできるため、小学校では生演奏を授業に取り入れる自治体も多くなりました。近隣の自治体では、グランドピアノを備えた音楽ホールがあり、定期的に演奏会を開いて力を入れております。以上を踏まえて質問させていただきます。

①、新しく建て替えるコミュニティセンター施設の音響整備は、今現在のコミュニティセンターより少しはよいのでしょうか。音響設備を整えるお考えはありませんか。音響設備が難しければ、せめてグランドピアノを置くお考えはありませんか、お伺いいたします。

②、文化芸術、中でも生の音楽演奏は、世代を超えて地域の人々の心を一つにつなぎ、感動を与えます。さくらまつり、滑川まつりで文化芸術の発表の場もありますが、公共施設を利用して積極的に演奏会を1年に1度ぐらい町が主催して開催するお考えはありませんか。今後、滑川町の文化芸術の発展のためにどのように推進しようと考えておられますか、お聞かせください。

以上になります。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、子どもの居場所についてを宮島福祉課長に、質問事項2、高齢者の生活についてを関口環境課長に、質問事項3、町の文化芸術の発展についてのうち、①、新しく建て替えるコミュニティセンター施設の音響設備についてを稲村総務政策課長に、質問事項3、町の文化芸術の発展についてのうち、②の町の文化芸術の推進についてを澄川教育委員会事務局長にそれぞれ答弁願います。

初めに、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の質問事項1、子どもの居場所について答弁いたしま

す。

初めに、本町における子どもの居場所づくりについてご説明させていただきます。今年度が計画期間初年度となる第3期滑川町子ども・子育て支援事業計画において、子どもの貧困対策の充実として、全ての子どもが適切に養育され生活を保障されること、愛され保護されることは保障されるべき権利であるとの考えの下、子どもの心身の健全な成長を確保するため、生活困窮を含めた家庭内の課題を把握した上で、適切な支援につないでいくために推進していくべき施策として、子ども食堂の充実、子どもの学習支援の推進を掲げています。これらの施策は、国、県、民間の企業、団体等と連携、協働して取り組むことはもちろんのこと、積極的な広報啓発活動等を行うことで、住民の幅広い理解と協力を得ることで、より一層推進していくことと考えられます。

本町では、昨年度、町社会福祉協議会、子ども食堂等で構成される滑川町こどもの居場所ネットワークを結成し、子どもたちを支えるチームとしてそれぞれの団体がつながって得意なことを持ち寄りながら、子どもたちを見守り、健やかな成長を支えるために安心して過ごせる居場所づくりを目指してまいります。

また、谷嶋議員のご質問にもあるように、7月からはB＆G財団の協力を受け、食事の提供や学習支援をはじめとした、こども第三の居場所事業が開始されます。

ご質問にございます事業の利用条件についてでございますが、現在、実施要綱に定めている利用対象者は、町内に住所を有する主に学齢期以降の児童生徒で、次のいずれかに該当する者として、1、経済状況や様々な事情から家庭環境に課題を抱える子ども、2、集団生活に関する課題を抱える子ども、3、その他関係機関からの情報等により支援を行うことが適切であると町長が判断した子どもと定めております。どなたでも希望があれば受け入れるという事業ではなく、経済的な悩みを抱えていたり、ネグレクトや著しく劣悪な衛生環境下にある等、養育上課題を抱えているご家庭の子どもを対象としたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、利用決定の際には、面談、ヒアリングを実施し、要保護児童地域対策協議会等、関係機関からの情報も参考にさせていただきます。

また、地域にどのような影響や意義があるかのご質問でございますが、近年、要対協や関係機関との会議から、本町における生活困窮や養育不安等の課題を抱えたご家庭が増えつつある状況が浮き彫りになっております。本事業が始まることにより、行政だけではなく地域の方々が支え合いの心を持ってこどもの居場所ネットワーク等の活動を通じ、そのようなご家庭と積極的に関わりを持っていただけることを期待しております。また、様々な課題を抱えるご家庭の子どもの安全で健やかな成長、ご家庭の養育環境の改善、さらには保護者の方々の日々の育児から来る疲労やストレス解消等の一助になればと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、谷嶋議員さんのご質問、高齢者の生活について、ごみ出し支援について答弁をいたします。

滑川町では、町内のごみ収集は収集所から回収することを基本としております。しかし、高齢化社会の到来、核家族化の進行によって、ごみを収集所まで運ぶことが困難な住民が増えてきていることから、自らごみを収集所に持ち出すことが困難かつ身近な人の協力を得られない方を対象に戸別訪問によるごみの収集を行い、同時に収集時に声がけ等による安否確認を行うことで、在宅福祉の向上を図ることとともに利用者の社会的孤立を防止することを目的といたしまして、高齢者及び障害者を対象に、令和6年1月から毎週火曜日に（仮称）ふれあい収集として、ごみ出し支援を試験的に実施をしております。試験的に実施をすることによって、滑川町が他自治体の実施しているふれあい収集事業と同様の収集事業が展開可能であるか、実際に収集したときの問題点など、今後確実に増加する戸別収集のニーズに素早く対応できるよう実施したいと考えております。

試験実施に当たり、環境課、福祉課、高齢介護課で協議し、福祉課、高齢介護課の各担当者、ケアマネジャーや相談員により対象者をリストアップしていただき、そして収集については町内の収集許可業者のご厚意により、現在は無料で玄関前収集を実施しております。実施方法は、町の収集所にある籠を自宅に設置し、そこへ排出してもらう方式で実施しております。

また、声がけに関しましては、声がけを希望している方の応答や反応がない場合については、速やかに収集業者が環境課に連絡し、環境課から関係各課に情報共有をし、緊急連絡先に連絡するとしていますが、現状において希望者はおりません。

実績といたしましては、令和5年度、高齢者3世帯、障害者5世帯、令和6年度、高齢者3世帯、障害者6世帯、令和7年度、高齢者2世帯、障害者6世帯でございます。

本運用として実施するに当たり、今後の課題としては、高齢者、障害者の条件や区分を細かく設定するとともに、個別の聞き取り調査を実施し、ふれあい収集が必要なのかを判断する必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、谷嶋議員の質問事項3、町の文化芸術の発展についてのうち、①、新しいコミュニティセンターの音響設備について答弁いたします。

文化とは、人の心を耕す作業とも言われる大事な事業でございます。昨年度策定した滑川町コミュニティセンター施設整備基本設計では、音響設備は、大ホールで開催する式典、講演会、集会等に適した音響設備を設置するとしております。現在のコミュニティセンターの音響設備は、40年以上前に設置したものを主体に修繕、追加等をしながら使用してきております。現在の電気機器製品

の性能は日進月歩で飛躍的に向上していることを考えると、新設する音響設備の機能性、操作性等は現状より格段によくなるものと考えます。しかし、費用も相当高額になることに留意する必要があります。このことから、ピアノを含めた新しいコミュニティセンターの備品関係については、利用状況や設置スペース、特に費用対効果等を考慮し、何を購入すべきか、総合的に判断して検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、谷嶋議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の3番のうち、質問の②、演奏会の開催と今後の滑川町の文化芸術の発展のための推進について答弁をさせていただきます。現在、教育委員会が進めています文化芸術の推進は、生涯学習の分野における取組のうち、主に公民館事業において実践をしています。具体的な取組としては、公民館のクラブ、サークル等の活動の奨励及び支援、そして文化芸術に触れる機会の創出、イベントの開催等があり、滑川町文化祭、文化活動発表会、また子どもまつりや十代からのメッセージなど、イベント時に行われる滑川中学校吹奏楽部の演奏も音楽に触れる貴重な機会であるといえます。中でも、文化活動発表会は、公民館で活動しているクラブ、サークルの日頃の活動の成果を発表する場として開催をしています。音楽演奏の参加が多いですが、健康体操、ダンス、芸能など広く様々な分野のクラブ、サークルが参加し、実行委員会形式にて自主開催、自主運営をしています。

生涯学習の観点では、音楽のみならず多種多様な分野の文化芸術に見て、聞いて、触れる機会を提供するとともに、興味関心を持っていただき、参加意欲の向上を図ること、すなわち文化芸術を目の当たりにした町民自らがその活動主体となるようつなげることが大切で、そのことが町の文化芸術の発展につながるものと考えています。文化芸術に触れる場と活動の場の提供が両立されることが、生涯学習の視点では必要なことだと考えています。広く誰もが参加できる自由参加型の発表は、イベントそのものを盛り上げ、町や地域の活性化、にぎわいの創出に資する、これを目的としたものであり、それについては谷嶋議員もおっしゃるとおり、さくらまつりや滑川まつりがそれに該当し、町としてその機会を提供しているところでございます。

現在、その目的のために新たな演奏会を教育委員会で開催する予定は今のところございません。今後、開催方法なども含め、その可能性を検討してまいりたいと思います。

文化活動発表会ですが、先ほどの2つのイベントとは目的、役割が違います。音楽やダンス、芸能の分野におけるクラブ、サークル活動の延長であるため、興味関心を持った方がこれをきっかけに一緒に活動を希望して既存のサークルへ加入したり、新たにサークルの設立につながっていくこ

とを期待しております。

また、芸術、美術の分野では、滑川町文化祭や令和５年度から新たに始めたサークル作品の常設展示を通して、町民の方々の興味関心を引き、先ほどと同様、既存サークルへの加入や新規サークル設立につなげるよう努めております。

公民館のクラブ、サークル団体の存続と活動の継続は、町に文化芸術の灯をともし続ける鍵の一つであり、そのための支援とすることにつながるイベントの開催は、教育委員会としての役割であり、町の芸術文化の振興にとっても重要なことだと考えます。コロナ禍での活動停止や活動の縮小があったこと、加入者の高齢化などによりクラブ、サークル活動の弱体化、縮小化の傾向が見られるのが現状です。クラブ、サークル活動の支援の充実が課題の一つであり、先ほどお話しした作品の常設展示に加え、クラブ、サークル活動の体験会を令和５年度より新たに開催をしています。

今後も、クラブ、サークル活動の支援及び存続につながるイベントの開催を継続するとともに、新しい公民館、コミュニティセンターの建設をきっかけに、クラブ、サークル活動がさらに活発になるよう教育委員会としても尽力し、町の文化芸術の発展、振興を図りたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋稔議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 丁寧な答弁、ありがとうございます。

子どもの居場所について、再質問させていただきます。子どもの居場所に通わせると、ご両親に金銭的な負担が発生するのでしょうか。その辺をお聞きしたいのですけれども。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の再質問に答弁いたします。

子どもの居場所に通わせることでご両親に金銭的な負担が発生するかとのご質問でございますが、基本的にこども第三の居場所事業を利用することでご家庭に費用を負担していただくことはございません。ただし、利用時間を大幅に超過する等の事業者に過度な負担が生じるような場合には料金を徴収させていただくこともございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） ありがとうございます。

次に、子どもの居場所の運営は委託することなのですけれども、居場所の運営には運営先のスタッフの力が大きいと考えます。委託業者は、ほかでも子どもの居場所の運営をなさっているのか、分かる範囲内で委託業者の情報を教えていただきたいのですけれども、よろしく願いします。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、谷嶋議員の再質問に答弁いたします。

今回、こども第三の居場所事業を委託する事業者でございますが、こちらは令和6年12月11日に開催された優先交渉者選定に係る公募型プロポーザルによって選定された事業者でございます、一般社団法人あんどとなっております。

こちらの法人は、旧滑川町学童保育運営協議会を母体とし、家庭が安心して子育てができる環境づくりをサポートし、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、本町内で放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業等を行っている団体でございます。

学童保育では、町から委託を受け、町内3つの小学校区に9つの放課後児童クラブを運営しております。また、未就学児及び保護者の方を対象に、わくわく花子、わくわく太郎といった子育て支援拠点を運営し、子育てに悩みを抱えているご家庭のサポートをしていただいておりますので、町としても本事業を安心してお任せできると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 次に、2番の高齢者の生活について再質問させていただきます。

元気な方でも、独り暮らしの方で、けがをしておみ出しに不自由になってしまったときには、けがが治るまで、完治するまでの間、そういったごみの支援制度が導入できればよいと思うのですが、そういうふうには利用できるようにはなっていないのでしょうか。ごみの支援のときに。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、谷嶋議員さんの再質問に答弁をいたします。

現状においては、谷嶋議員のご質問のようなスポット的な対応については考えておりません。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） ほかにそのような場合、支援できる制度がありましたら教えてください。なければよろしいですけれども。

○議長（内田敏雄議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、谷嶋議員の再質問に答弁させていただきます。

けがが治るまで、完治するまでのごみ出しについてですが、状態に応じて介護保険サービスによる訪問介護サービスや、また社会福祉協議会の地域支え合い事業を利用することができると考えます。ただし、この地域支え合い事業ですが、あくまでもご近所に協力会員がおり、都合のつくとき

にちょっとした困り事のお手伝いをする有償ボランティアによる事業でありますので、ごみ出しの支援に対応できない場合があるということをご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願います。

○11番（谷嶋 稔議員） 町の文化芸術の発展について、町の文化芸術の発展をどのように考えておられるのか、町長としてのお考えをお聞かせいただけたらと考えます。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 谷嶋議員の質問に答弁いたします。

町内の文化芸術の発展が町民の生活文化向上につながることを考えるため、今後町としてどのように考えているかの質問でございます。文化芸術の発展のために、現在実施しているのは、一例ではございますが、教育委員会、先ほど澄川事務局長が公民館活動についてる説明をいただきました。私ごとですが、過去に私も公民館に長く勤務した経験があります。当時、様々な芸術文化に秀でた町内の皆さんからご指導いただきながら、私なりに行政として実施すべき文化芸術の振興について一生懸命努力してきた思いがあります。

今後の町の文化芸術の発展への取組についてですが、ご提案の年に1回の演奏会の開催につきましては、澄川事務局長より検討していきたい答弁があったように、私としましても様々な町民の皆様の要望の中に音楽祭開催などが望まれており、前向きに考えていかねばとは考えております。町の行事であるさくらまつり、滑川まつり、またコミュニティセンターにおいては、利用者によるクラブ、サークル発表会など出演される方々のアトラクションやパフォーマンスを見ると、我が町にもプロアマを問わず、多くの芸の達人やミュージシャン、アーティストがいることから、御覧になった方々がやはりこれらをどこかで発表していただきたい、とりわけ音楽演奏会などの開催を望む、そんな声が上がっているのかと思います。

音楽は、地域社会の文化の活性化に寄与し、人の心を和ませ、また多くの人に感動や、参加した方々に一体感、連帯感を与えられていると言われております。町としましても、コミュニケーションの場としての場所を提供するよい機会と思いますので、今後、教育委員会のみならず関係各課と検討課題とし、特に、今後、設備的にも新調され完成が望まれます新コミュニティセンターなどを利用して、積極的に取り組んでいけるように今から基礎づくりに取り組んでいければと考えております。

話は変わりますが、今年の4月27日に谷嶋議員の地元十三塚集会所において、地元の方のプロの演奏家によるサックスの演奏会が開催されました。恐らく集会所始まって以来の、先ほど聞いたのですけれども、130名という参加者が訪れ、小さな集会所ですから中に入れず、外からも見れるようにサッシを外して、観客席を外にも設けての盛況ぶりでした。当日は、小澤議員さんや西宮議員さんも参加されていましてのご存じかとは思いますが、私が感心したのは、さすがプロ

のサックス演奏だと驚いたのではなく、その会場準備に地元の皆さんが臨機応変に代わる代わる椅子を持ち込んだりして、あっという間に会場をつくっていったと、その姿に驚いたのです。心を一体にする演奏会という単なるイベントではなく、地域の皆さんが連携すること、またこの地域に本当に十三塚地域の違った価値観やすばらしさを見いだした次第でございます。皆さんの動きに感心しながら、そしてサックスの音色を楽しむ、思い出の行事となりました。

今後も、十三塚の地域のみならず、行政が主導するのではなく、各町内の地域集会所等を使い、地域の皆様が連携を大切にしたい地域の触れ合い事業としてそういった演奏会もできれば、町としても非常に願っていることだと思いますので、そういったことを各地域でも考えていただきたいと、今回つくづく感じた次第でございます。

今後の町の文化向上につながることを願ひまして、答弁いたします。よろしくお願ひします。

○議長（内田敏雄議員） 谷嶋議員、再質問願ひます。

○11番（谷嶋 稔議員） 答弁ありがとうございました。

これで、私の再質問を終わりにさせていただきたいと思ひます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、谷嶋稔議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日4日は午前10時に開会し、引き続き一般質問を行います。

◎延会の宣言

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて延会します。大変ご苦労さまでした。

（午後 3時03分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願ひます。

相互に礼。

お疲れさまでございました。

令和7年第247回滑川町議会定例会

令和7年6月4日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（１４名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	久	議員	５番	阿部弘明	明	議員
６番	西宮俊明	明	議員	７番	北堀一廣	廣	議員
８番	松本幾雄	雄	議員	９番	赤沼正副	副	議員
１０番	原徹	徹	議員	１１番	谷嶋稔	稔	議員
１２番	中西文寿	寿	議員	１３番	吉野正浩	浩	議員
１４番	井上章	章	議員	１５番	内田敏雄	雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聡
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	大林具視
書記	宮島美咲
録音	金井淳子

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いいたします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第247回滑川町議会定例会第2日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、昨日に引き続いて、一般質問を行います。

◇ 中 西 文 寿 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位5番、議席番号12番、中西文寿議員、ご質問願います。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問させていただきます。

1、水道料金等のクレジットカード決済について。近年、公共料金の支払い方法としてクレジットカード決済が一般化しており、利便性の向上、ポイント還元などのメリットから住民のニーズも高まっています。滑川町でも、令和5年4月からスマホ決済アプリによる水道料金の支払いが可能となり、利便性が向上していますが、町のホームページを見る限り、クレジットカード決済には対応していないようです。町民サービス向上の観点から、現在の支払い方法の現状と今後の可能性について確認させていただきたいと思います。

①、現状の確認。水道料金の支払いにクレジットカード決済は現在対応できていないという認識ですが、その認識に相違はありませんか。

②、現時点でクレジットカード決済に対応していない、もしくは対応しない理由はどのようなものがありますか。例えばシステム改修の費用負担、手数料の問題、事務負担の増加など、具体的な課題について教えてください。

③、最近、スマホ決済アプリによる水道料金の支払いが可能となったことは非常に前向きな取組と感じています。ただ、町のホームページの水道料金のお支払い方法についてのページでは、この

点に触れられておらず、別のページでの案内となっています。住民にとって分かりやすい情報提供のために、ホームページ上の案内を修正、統一する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

④、税金については、他の自治体でもクレジットカード決済ができないと認識していますが、これには何か共通した理由があるのでしょうか。例えば法制度や手数料の問題、徴収方法の違いなど、背景を教えてください。

⑤、水道料金や税金以外にも、町ではコミュニティセンター利用料など様々な料金がありますが、これらの支払い方法は現在どうなっていますか。また、それらについてもクレジットカード決済やスマホ決済などの多様な支払い方法を導入する考えはありますか。

2、企業誘致の推進。町政運営において、財政の健全化は重要な課題であり、そのためには安定的な税収の確保が不可欠です。滑川町は恵まれた立地条件を持ちながらも、近隣市町と比較すると、企業誘致の面ではやや遅れを取っているように感じます。企業誘致を推進することで、雇用の創出、地域経済の活性化、そして税収増加といった効果が期待されます。しかし、これまでの議会答弁からは、町として積極的に企業誘致に取り組もうとする意志が十分に伝わってきませんでした。今回は、現状の確認と今後の方向性を伺うことで、町の発展に資する議論を深めたいと考え、質問いたします。

①、町として、企業誘致を推進したいという意向はあるのか。また、現在、どのような方針を持っているのかお伺いします。

②、現在、町内において、企業誘致に活用可能な土地はどの程度あるのか。また、具体的な候補地や面積などについてお伺いします。

③、仮に町内に適地が少ない場合、土地利用構想の見直しや変更の必要性が生じると感じますが、その点について現在の考えをお伺いします。

④、企業誘致を成功させるには、滑川町の強みや課題を整理し、誘致の可能性が高い業種や企業の調査（サウンディング調査）が必要と考えますが、現状どのような取組をされているのかお聞かせください。

⑤、比企地域は地盤が固く地震に強いと聞いておりますが、こうした地盤の特性は専門的な調査、データとして証明されているのか。また、企業誘致の際にPR材料として活用しているのかお伺いします。

⑥、他自治体では企業立地奨励金や都市型産業育成補助金といった支援策を用意している例がありますが、滑川町には同様の支援策があるのか。あるいは検討されているのかお伺いします。

⑦、進出企業の負担を軽減するため、埋蔵文化財の有無をあらかじめ調査する先行試掘調査を実施している自治体もありますが、滑川町ではどのような対応をされているのかお伺いします。

⑧、企業誘致を効果的に進めるためには、具体的な目標や数値目標、実行計画の策定が必要だと考えますが、現在の進捗状況や今後の計画があればお聞かせください。

質問は、以上でございます。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項１、水道料金等のクレジットカード決済についてのうち、①、現状認識の確認についてと②、未対応の理由についてと③、ホームページ案内の改善についてを神田上下水道課長に、質問事項１、水道料金等のクレジットカード決済についてのうち、④、税金支払いの課題についてを島田税務課長に、質問事項１、水道料金等のクレジットカード決済についてのうち、⑤、その他の町の支払い方法についてと、質問事項２、企業誘致の推進についてのうち、③、土地利用構想の変更の可能性についてと⑤、地盤や防災面での強みについてを稲村総務政策課長に、質問事項２、企業誘致の推進についてのうち、①、企業誘致の推進の意志についてと②、町内に活用できる土地の有無についてと④、自己分析やサウンディング調査の実施状況についてと⑥、企業立地支援策の有無についてと⑧、具体的な目標設定と実行計画についてを服部産業振興課長に、質問事項２、企業誘致の推進についてのうち、⑦、埋蔵文化財の先行調査についてを澄川教育委員会事務局長に、それぞれ答弁願います。

初めに、神田上下水道課長に答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、中西議員のご質問に答弁いたします。

質問事項１、水道料金等のクレジットカード決済について。①の現状の確認ですが、町ではクレジットカード決済は現在行っておりません。現在の水道料金の納付方法ですが、納付書払い、口座払いと２種類行っております。水道利用者の世帯数約8,750世帯に対し、納付書払いによる支払いが約30％であり、金融機関等の口座振替による支払いが約70％となっております。大多数の方が口座振替による支払いとなっております。また、納付書払いの方々に対して、現在は使用者の支払い時の利便性向上、また収納率向上のため、コンビニ収納を導入し、令和５年度４月からはスマートアプリ決済による支払いができるように改善しております。

続きまして、②、未対応の理由についてですが、１つ目はクレジットカード導入に当たっては料金システムの改修費用がかかることが挙げられます。概算ではございますが、料金システム改修に約300万円かかり、収納代行会社への導入費用が約100万円かかります。初期投資で約400万円かかる概算になっております。

また、２つ目として、口座払いと比べて高額な手数料が発生いたします。金融機関による口座振替手数料は１件当たり10円と安価で、郵便料もかかりません。しかし、納付書払いによるコンビニ決済とスマート決済は、はがき発送事務費に加え、郵便代と収納サービス料に月額5,000円に加え、１件当たり税抜き78円かかっております。そして、仮にクレジットカード決済を導入した場合、はがき発送のための事務費はかかりませんが、月額４万円の使用料に加え、代行会社への手数料が水道使用料金の１％相当額に対し、加えて28円の手数料がかかる概算になっております。

水道事業では、近年、物価高騰や人件費上昇等、取り巻く状況は非常に厳しい状況であり、必要経費負担が多くなるおそれのあるクレジットカード決済は行っていない状況でございます。今後についても、必要経費を最小限に抑えるためにも、金融機関における口座振替を推奨していきたいと思っております。しかし、今後、各種手数料料金が上がり、クレジットカード決済と差がなくなった場合においては、また近隣市町村の導入状況を調査、検討し、進めてまいりたいと思っております。

続きまして、③、ホームページ案内の改善についてですが、現在、水道料金の支払い方法についてとスマート決済アプリ決済での納付についてのページが別々になっておりますので、中西議員のご指摘のとおり分かりにくい部分がありますので、2つのページを統合し、1つのページで情報提供し、改善してまいりたいと思っております。ホームページは、町からの利用者方々への情報提供のための大事なページになっております。今後は、より分かりやすく、見やすく、ページづくりを行ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、中西議員のご質問に答弁させていただきます。

質問事項1、水道料金等のクレジットカード決済についてのうち、④の税金支払いの課題につきまして答弁させていただきます。中西議員のご質問の中で、税金の納税方法として、クレジットカード決済ができないと認識していますとのことですが、滑川町では令和5年度よりクレジットカード決済が可能です。また、埼玉県内では、令和7年度において、全市町村でクレジットカード決済が可能です。法制度や手数料、納付方法と、今後につきまして説明をさせていただきます。

法制度につきましては、地方税法第761条に基づき、平成31年4月1日に設立された地方共同法人の地方税共同機構において、令和5年4月から地方税統一のLQRコードを用いた納付が可能となったことから、その開始に合わせて滑川町でも開始をしたものでございます。

税務課の所管する住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税におきまして、令和5年度の納税通知書によりLQRコードを印字し、地方税共同機構の地方税お支払いサイトを通じ、スマートフォンの決済アプリやクレジットカード等により納付方法が選択可能となっております。納付時の手数料は、口座振替やコンビニ納付、決済アプリでの納付につきまして手数料は町負担でございます。税別1件当たりでは、口座振替は10円、金融機関窓口払いは33円、スマホアプリは50円、コンビニ支払いは80円となっております。しかしながら、クレジットカード決済につきましては、納付額の約1%は納税者の負担となっております。税務課では、納税者の手続きが一度で済み、納付忘れがなく、納税者と町負担が少ない口座振替を推奨しております。

今後は、さらに納税者の口座振替手続の負担軽減のため、納税者が金融機関に出向かなくても役

場窓口で口座振替手続きが行えるよう、役場窓口に専用端末の導入を考えております。なお、専用端末は令和8年運用開始を目指しております。

最後になりますが、納税通知書発送時や町ホームページ、「広報なめがわ」及びLINEにて各種納税方法を周知してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の質問に答弁いたします。

質問事項1、水道料金等のクレジットカード決済のうち、⑤その他の町の支払い方法でございますが、コミュニティセンターにつきましては昭和54年に開設し、平成18年より議会の承認をいただき、公益社団法人滑川町シルバー人材センターを指定管理者としております。指定管理者制度とは、多様化するニーズに効率的に対応し、サービスの質の向上と経費の削減を目指し、公の施設の管理運営を民間の法人、その他の団体に委託する制度でございます。このことから、コミュニティセンターも施設管理だけではなく、運営も含めてシルバー人材センターに委託しているところでございます。あわせて、料金の徴収事務もシルバー人材センターが行っております。このため、使用料金の徴収方法を確認したところ、現金による支払いのみで実施しているということでございます。現在、コミュニティセンターの使用料金は、町民については無料となっており、使用料を徴収するケースがほとんどないのが現状でございます。このことから、費用対効果を考えると、当面はクレジットカード決済や電子決済等を導入する予定はございません。

次に、質問事項2、企業誘致の推進のうち、③、土地利用構想の変更の可能性についてでございますが、現在、施行中の第5次滑川町総合振興計画の土地利用構想では、町南部の東松山工業団地や町北部の主要幹線道路に隣接した福田地区、山田地区、和泉地区の一部を産業振興エリアとして位置づけております。現在は第5次総合振興計画が令和7年度で終了するため、令和8年度から令和17年度を計画期間とする第6次総合振興計画基本構想の策定を進めております。基本構想に含まれる土地利用構想については、町民アンケートやヒアリング、ワークショップ等の基礎調査の結果を踏まえながら、町内会議や審議会等において見直しを含めて検討を進めているところでございます。基本構想の案が策定できましたら、パブリックコメント、また議会にも諮ってまいります。

次に、⑤の地盤や防災面での強みでございますが、一般的によく言われる滑川町は、地盤が固く、地震に強いということについて、町としての専門的な調査を実施した記録もなく、数値的なデータはありませんので、積極的にPR等に使っておりません。しかし、東日本大震災では想定を超える地震、津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたため、埼玉県では平成24年度から25年度にかけ、最新の科学的知見や基礎データを反映した新たな地震被害想定調査を実施いたしました。その埼玉県地震被害想定調査報告書では、深さ10メートル程度までの表層地盤、地表の微地形をボーリング

データ等を基に地層の広がり等を考慮してモデル化した結果、埼玉県西部は山地、固い地盤であり、滑川町は地形分類では北中部は丘陵、南部がローム大地と呼ばれる砂と粘土が混じり合った粘質性の高い土壌が堆積した大地、通称関東ローム大地となっております。関東ロームは含水比が高く、かつ浸透性も高いのが特徴で、土粒子間の結合が強く、一般的に構造物を支持できる強度を有しています。液状化については、町内全域が液状化しにくいとなっております。これは250メートルメッシュ別の揺れと液状化による全建物全壊棟数予想分布図でも、全壊数がゼロないし1、ゼロから1と、1から2となっております。このようなことから、比較的大きな地震が起こった際にもこの西部地区は周りから比べると揺れが小さいと感じられます。これが一般的に滑川町の地盤が強いと言われるゆえんであると推察できるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、服部産業振興課長に答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項2、企業誘致の推進についての各質問に順次答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、①の企業誘致の推進の意志ですが、現在の第5次滑川町総合振興計画内で様々な機会を通じた情報発信など、関越自動車道に近接する立地条件を最大限に生かした積極的な誘致活動により、町内の遊休未利用地への企業誘致を促進し、各種企業立地推進のための優遇制度を充実させ、優良企業の進出、安定就労の確保に向けた支援及び施策の充実を図ると記述しております。町は、企業誘致を行いたいと考えております。このため、商工業に関する担当課である産業振興課では、県の産業労働部企業立地課とも連携した活動を行っております。県内進出等の情報が集まる県の担当と産業振興課の担当で対面による情報交換やメールでの情報共有を、年数回程度になりますが、行っているといった状況になります。

次に、②、町内に活用できる土地の有無についてですが、滑川町内ですぐに企業進出ができる可能な東松山工業団地内の空き状況を工業団地会の事務局に確認を行いました。行ったところ、工業団地内で空いている区画はないとの回答を得ております。また、滑川町総合振興計画内の土地利用構想図においては、産業振興エリアとしまして、企業誘致を想定した地区として4か所を選定しておりますが、4か所全てが町所有地ということではございません。このため、直ちに活用ができる土地は現状としてないという状況にあります。現在、このような状況を加味し、次期総合振興計画内の土地利用構想図を作成するための調整会議が行われております。次期総合振興計画に向けて、調整という点をご理解いただきたいと思います。

次に、④、自己分析やサウンディング調査の実施状況についてですが、企業誘致に関連した自己

分析やサウンディング調査等は、現段階では行っておりません。しかし、担当内では今後検討すべき課題とも認識しており、担当内では話題が上っている状況でもあることはご理解いただきたいと思います。

そして、県内の状況から、滑川町の状況を多角的に捉えるすべとして、先ほど回答した県の企業立地課とも連携を行っております。滑川町の現状を踏まえた企業誘致推進を行う上で、滑川町だけで行う独自の情報発信だけでは広く周知できないところを、埼玉県産業労働部企業立地課にもお願いし、県との連携により広範囲な周知活動や県から見た町の強みといったことも含めた総合的な情報発信が行えるように活動を行っております。また、県と連携することにより、県内進出を希望している企業の事前相談等の情報も得ることも可能であることから、連携し、情報共有を行っているのが現状となっております。

次に、⑥、企業立地に関する支援策の有無ですが、支援策として、滑川町企業誘致条例が制定されており、奨励企業の定義や指定、報奨等が決められておりますのでご承知おきください。

次に、⑧、具体的な目標設定と実行計画についてですが、先ほど回答したように、工業団地内には空きがなく、総合振興計画内に産業振興エリアが設定されているといった状況でございます。産業振興エリアには、具体的な企業種別は設定されていないことから、具体的な目標設定もないといった状況になります。

このようにしている理由としまして、産業振興エリアに進出したい企業が現れた場合、その業種に合わせられる柔軟な企業誘致の対応が行えるようにと考えているからでございます。ご質問の目標設定と実行計画についても、企業進出に合わせられるように考えているため、特にないといった状況になります。

このため、企業誘致条例に合致する場合の主な流れを述べさせていただきたいと思います。町内への企業進出を考える企業から問合せがあった場合ですが、産業振興課では総合振興計画にある土地利用構想図の産業振興エリアを紹介いたします。産業振興エリアに進出希望の企業には、進出に伴う事業計画案を提出していただき、滑川町工業立地行政推進委員会で審議させていただき、了承された際には企業進出に向けた諸手続が進められるものでございます。

そして、企業が誘致され、稼働した場合に、滑川町企業誘致条例が該当し、条例により奨励金が3年間交付されるといった流れになっております。なお、条例内で東松山工業団地内は交付対象外となっておりますので、併せてご承知おきください。

町の企業誘致には様々な問題や課題もあり、時代とともに変わる部分もありますので、現在の推進方法が変わる部分もあると考えております。また、滑川町の土地利用状況も踏まえながら、作成予定の新たな総合振興計画への反映や近隣自治体の進捗状況、県の動向等の情報を得る努力を行っていきたいとも考えております。このため、今後も埼玉県産業労働部企業立地課との連携により、企業誘致推進活動を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問事項の2の質問の⑦、埋蔵文化財の先行調査について答弁をいたします。埋蔵文化財包蔵地内の開発行為では、窓口等で照会があった際に、事前に試掘調査が必要であることを伝え、ほかの自治体と同様、開発工事の前に先行して試掘調査を町で実施をしています。また、遺跡が包蔵地範囲外に伸びている可能性がある包蔵地隣接地や包蔵地外で踏査調査が実施できていない山林等、さらに大規模な開発の場合なども事前に試掘調査の協力を依頼して実施していることがあります。これは、開発工事中に埋蔵文化財が発見された場合、文化財保護法第96条に規定されている不時発見に当たり、その時点で工事を中断し、発掘調査の実施や文化財の保護措置が必要となり、そのための工事内容や工期の大幅な変更、急な発掘体制の整備などで開発工事者が不利益を被らないようにするためでございます。事前に埋蔵文化財の所在の有無を確認する試掘調査に係る費用については、個人住宅の開発であっても、民間業者の開発であっても、原則自治体が負担しており、町が実施する場合には一部国、県の補助金も活用しております。

試掘調査によって埋蔵文化財の存在が確認された場合でも、埋蔵文化財を避ける形で建物の配置を変更したり、確認された埋蔵文化財がある面から30センチ以上の保護層を盛土等で確保したりできる場合については、発掘の本調査を実施しなくても町職員による工事の立会いを実施することで開発工事は続行できます。開発行為者と十分に協議を行い、可能な限り発掘の本調査による高額な費用負担が発生しないように調整をしているところでございます。

しかし、その協議による調整をした上でも、なお地盤改良工事が必要であったり、盛土等の保護保存による対応が困難な場合については、開発工事により、破壊される埋蔵文化財という国民共有の財産について、開発工事者が責任を持って発掘の本調査を実施し、文化財の記録保存を行うこととなり、調査に係る費用を負担していただいております。

今後も、事前の試掘調査や協議による調整により、貴重な埋蔵文化財を保護するとともに、開発工事者にも可能な限り費用負担が少なく済むよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） 丁寧にご説明いただきまして、誠にありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、水道料金のクレジットカード決済についてですが、こちらのほうは、手数料がかなりかかるということがよく分かりました。それで、クレジットカード払いについて、私が想定しているの

は、口振の代わりにクレジットカード払いにしたいという人がそれなりにいるのではないかなというふうに考えていまして、その趣旨に水道料金については沿ったお答えをしていただいたのかなというふうに思います。

それで、近隣の自治体の状況についてお話を少し触れられていましたけれども、私もちょっと調べたのですが、埼玉県全体では26.9%の自治体でクレジットカード払いを対応しているということです。なので、そんなに大きな比率ではないので、まだ対応ができていませんというのは、自然というか、そうなのかなというふうなレベルなのかなというふうに思いました。

それで、近隣のところを確認しますと、熊谷市はできますと。嵐山町、鳩山町については、地方税お支払いサイトを経由してでのクレジットカード払いはできるようです。こんな状況なので、今すぐは難しいということは分かりましたが、行く行くはそういうこともやはり考えてほしいなというふうに思います。

それで、未対応の理由として、今ちょっと話をさせていただいたように手数料のことがかなり大きいのかなというふうに理解はしたのですが、事務負担という観点でいうといかがなのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

事務負担につきましては、口座振替払いにつきましては、ほとんどかかっておりません。上下水道課が目指すクレジット払い決済につきましても、口座振替払いと同様、事務手数料のかからない方式を検討しておりますので、納付書払いに関わる事務手数料を削減するためには必要かと思いますが、今システム改修等を行う部分ではございませんので、時期を確認しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。事務負担の面では、特にクレジットカード払いにしたからといってかかることではないということでしたので、もう今で対応できないのは手数料のことだけだということで理解をいたしました。

次に、ホームページの改善につきましては、対応していただけるということなので、非常にありがたく思います。それで、せっかくですので、早く対応していただきたいなというふうに思うわけですが、大体どのぐらいでできるものなのか、教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

おおむね1週間以内に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。1週間とはありがとうございます。もうそれしかない。よろしくお願いいたします。

次に、④のところで、税金払いの課題のところについて再質問させていただきたいのですが、まずクレジットカード払いについて、現在できますというお答え、できていますというお答えだったと思うのですが、これは中で説明がありましたとおり、納付書を使っただけのクレジットカード払いだと思います。私は、ちゃんと説明できなくて申し訳ないのですが、そちらができるのは実は分かっています、そうではなくて、口振の代わりに、特に納付書とかを使わずに自動的に引き落とすという形の取扱いをしてほしいなと思っていて、そちらがどうなのかというお話をさせていただいたのですが、そちらのほうはいかがでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、中西議員のご質問に答弁をさせていただきます。

個別にクレジットカード払いを構築しますと、水道課長が答弁したように、構築するためには費用がかかってきますので、今現在は地方税共同機構においてクレジット払いができることから、そちらにつきましては検討段階にはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。他の自治体でもできていないので、きっと何か理由があるのかなと思って質問させていただいてまして、ここで例えばということで触れさせていただいている法制度ですとか、手数料の問題だとか、あと徴収の方法とか、共通的な何か理由があるのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、中西議員の再質問に答弁をさせていただきます。

法制度につきましては、特に規定はございませんが、やはり地方税共同機構において、既にクレジット払いを行っております。それから、税金の問題としまして、毎月ではないというのが1つネックになっているのではないかというふうには考えますけれども。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） 今のお話なのですが、法的には特に問題がないということです。今

できる地方税の支払いサイトというのは、あくまでも納付書を使ってやるという形なので、利用者からすると利便性って全然違うと思うのです。わざわざ自分からアクションを起こすのか、起こさなくても勝手にやってくれるのかということで、全然違うと思うので、納付書のほうができるから考えなくていいのだという話にはならないのかなというふうに思うのですけれども、その辺のご認識はいかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 島田税務課長、答弁願います。

〔税務課長 島田昌徳登壇〕

○税務課長（島田昌徳） 税務課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

やはり地方税共同機構において、既にクレジット払いが先行していること、それから住民の手数料関係から考えれば、クレジット払いになりますと、やはり納税者の負担にせざるを得ないというところがありまして、今先行しております口座振替につきましては、もっと簡便に、口座振替、一度住民の方が手続を踏んでいただければ口座振替ができること、それから役場的にも費用のほうが一回当たり10円という形で、費用負担も少ないということから、そちらを町としましては推奨していますということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございました。よく分かりました。

続きまして、企業誘致のほうに移りたいのですが、企業誘致についての意志としては、推進していくということで考えているということですので、これについてはまずは一安心というか、そうだろうなというふうなお答えだったので、よかったと思っております。

それで、町内に活用できる土地があるのかという観点では、公有団地内にはありませんということで、ほかで求めていかないといけないわけですが、これについては今検討中の振興計画のほうで検討されているということですので、そちらに任せるということで、分かりました。そちらのほうで、ぜひ企業誘致についても積極的に取り組むのだということの方向で進めていただければうれしいなというふうに思います。

それで、企業誘致に適している土地がどうなのかという観点なのですが、なかなか滑川町の地形から、空いている土地というのはあまりないのかなというふうに思うのですが、そういう観点ではどんな感じなのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員の再質問に答弁させていただきます。

総合振興計画の土地利用の増の土地利用計画の関係もございしますが、滑川町ではやはり産業振興

をするのに当たって不向きな部分もあると思います。そちらのほうは、まず市野川を基準に考えたときに、北側に関しては農業用地が多く、そしてさらに丘陵地という、ちょっと高台の台地のような状況でございます。そうした中で、工業団地のように平らな部分、そしてすぐ工場ができますよというような形があれば一番いいと思うのですが、そちらのほうは不向きな部分ではないかというふうに考えております。そして、さらに南側の部分、市野川南になりますが、区画整理等も実施させていただきました。そうした中で、やはり空いている部分も少なくなっており、今後、そちらのほうに関しても次期総合振興計画内の計画で検討しているところなのですが、やはりちょっと難しいなという部分はあると思います。それが率直な意見でございます。

ただ、そうした中でも、企業誘致というのは、先ほど中西議員さんがご質問にありましたように、滑川町が発展するための一つのすべでもございます。そうした中で、やはりそんな中からこういった形かでもいいので、企業誘致ができればいいなというふうなのは担当課である私のほうの率直な意見でございますので、その意見ということでご理解いただければというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。よく分かりました。

⑤のところで質問させていただいた地盤、防災面での強みのところなのですが、こちらのほうは調査もされて、裏づけされているということですので、これは企業誘致の際にPRの材料として活用していくというのがいいというふうに思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、中西議員の再質問に答弁いたします。

地震に強いということが滑川町の強みの一つではないかということでございますが、先ほども答弁した埼玉県地震被害想定調査報告書の内容から分かるように、比較的大きな地震が起こった際も、この西部地区はほかの地区に比べると揺れが小さい、滑川町も同様と思われます。このことは中西議員ご指摘のとおり、滑川町の一つの強みだというふうにも考えられます。しかし、滑川町というこのエリアに特化したデータがないことから、エビデンスが弱い部分もあるのが実情でございます。この辺りを精査しながら、地震に強い滑川町というところを積極的にPRに活用できるかも含めて、今後、調査研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 中西議員、再質問願います。

○12番（中西文寿議員） ありがとうございます。慎重にということで、その姿勢はすばらしいと思います。

ちょっともう時間もないので、まとめをさせていただきたいのですけれども、企業誘致については、近隣の市町の首長選のときにも必ず公約として上がってくるという項目でもあると思います。そのぐらい近隣、どこでも企業誘致ということを言われているという状況にありますので、当然滑川町のライバルがたくさんいるわけでして、もっともっと積極的に打って出ないと、なかなかそういう競争の中で勝ち抜いていくことはできないのではないかなというふうに思います。なので、それを念頭に置きながら、場合によってはコンサルを入れて、今後の進め方というのも研究してもいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、中西議員さんの再質問に答弁させていただきます。

先ほど回答内でも担当内でいろんな意見があるというお話をさせていただきました。そうした中で、担当レベルになってしまうのですが、そういったことも考えたいなということは考えております。ただ、今後できるかどうか、予算とも話をしながら、そして総合振興計画とも整合性も考えながらということでご理解いただければというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、中西文寿議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

休 憩 （午前10時51分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 阿 部 弘 明 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位6番、議席番号5番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 議席番号5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしく願いいたします。

まず1点目の質問は、中部資源循環組合の解散の教訓を酌み、今後の町ごみ処理計画の策定をとというテーマであります。昨年3月に小川地区衛生組合、今後の可燃ごみ処理等に関する基礎調査業務報告書が出されました。中部資源循環組合が令和2年3月に協議半ばで解散いたしました。町がこの解散によって被った損失についてお伺いします。

二度とこのようなことを繰り返さないため、今後のごみ処理施設の検討に生かしていく必要があ

とを考えます。吉見町は、令和3年に新ごみ処理施設建設の事務に関する検証を発表しております。ここでは、広域化について、附帯施設に関する費用負担について、建設予定地について、住民との和解条項についてなどを検討し、今後の教訓としようとしております。滑川町でこのような検証が行われたのでしょうか、お伺いいたします。

吉見町の検証を見ますと、いずれの課題についても十分な議論が行われなかったように思われます。なぜでしょうか。私は、広域化というものに隠れて、それぞれの自治体が責任を負わないような状況が生まれた結果だと思えます。議会でも私の質問に対して、課長からは、正副管理者会議の中で決まった内容でございますなどの答弁に終始してきました。ところが、附帯施設の費用負担という地元にとって抜き差しならないところで、管理者である吉見町長と他の市町村との利害関係が噴出し、解散という結果になったのではないのでしょうか。

なぜ広域化を進めようとしたのでしょうか。これまでも町は、スケールメリットがあるからと答弁してきました。しかし、結果は大きな損失を各自治体が被ってしまったことになりました。この経験からも、町の独自のごみ処理計画を打ち出すべきだというふうに考えます。そのため、2020年10月から12月にかけて全議員が参加した可燃ごみ処理のあり方等調査特別委員会を再度立ち上げ、検討が必要と考えます。町のお考えをお伺いします。

2つ目が、総合振興計画に子どもの意見を聞く場として、子ども議会の開催をというテーマであります。日本も批准している子ども権利条約12条に、自分の意見を述べ重視される権利、自分に影響を与える全ての事柄について、自由に自分の意見を述べ、その意見を正当に重視してもらう権利があります。現在、第6次総合振興計画の策定作業が行われております。第5次総合振興計画策定の際、2014年7月、町制施行30周年記念行事として、町は子ども議会を開催しています。26名の子ども議員が出席して活発な質問、要望が出され、子ども議会の意見は総合振興計画審議会の会議資料として活用されたそうです。現在進行中である第6次総合振興計画策定に当たって、町の10年先の未来を託す子どもたちの意見を述べる場を保障し、その意見を正当に重視することは大人の義務だと考えます。前回同様、子ども議会を開催し、子どもたちの声を聞き、町政に生かす機会を議会という場で保障する。子ども議会の開催を求めます。町のお考えをお伺いします。

3つ目が、戦後80年、町民の命と暮らしを守る町の役割は、非核平和都市宣言の掲示を庁舎以外の施設にも設置をというテーマです。滑川村英霊誌によりますと、日清戦争、日露戦争、中国への侵略戦争、さらにアジア太平洋戦争と、日本が戦争を拡大する中で、滑川町の青年262人が亡くなったと記載されております。その多くが太平洋戦争末期の1943年から45年の間で、場所も遠い中国やフィリピン諸島やその付近の海上でした。生きて帰還しても、心身ともぼろぼろで、廃人同様にベッドに寝たきりだったというお話も伺いました。戦争の犠牲は青年だけではなく。農家はお米や麦だけでなく、芋やトウモロコシ、大豆まで供出割当てが行われ、特にお米は自家用米を除いて全て供給が義務づけられました。兵士に出てしまい手が足りない農家には、農繁期には出征兵

士留守宅勤労奉仕に、児童、女子青年団が動員されました。松根油の生産も行われました。松の根っこを掘り起こし、それを蒸し焼きにして油を取り、飛行機の燃料にしたのでした。石油の輸入が途絶えたため、その代用としての国策でした。松の根っこを掘り出すのは大変な労力で、担ったのは女性や学徒でした。学校も戦争一色で、ほとんど授業もなく、竹やり訓練や軍需工場への勤労働員でした。村役場で重要だったのが、兵士の招集を行う兵事係の仕事でした。男子の一人一人の身上調査書が作られ、そこには本籍地、村での評判、学歴と就業態度、家の財産と、親と本人の職業、家族の思想と犯罪歴、精神疾患、入営による家族への影響、賞罰、宗教などが事細かく調査し、記載されます。その個人情報に基づき徴兵名簿を作り、赤紙を配る仕事を行っていたのです。

「村に課せられた最大の任務は、米を中心とする戦時農産物の生産増強とその供出確保であった。若者の大半は戦場に送られ、残された青年女子も女子勤労挺身隊として工場に動員され、さらに国策協力として貯蓄増強、献金、貴金属、銅製品の供出が課せられ、生活物資の大半は配給制、その合間には防空訓練、出征家族の慰問、援農等があった。その徹底のためには部落常会や隣組が活用された。生活の全てにわたって国策指示に基づき、もはや地方自治も生活の自由も全くあり得なかった」、これは滑川村史から引用したものであります。

戦後80年、今もウクライナへのロシアによる侵略が続き、パレスチナ、ガザへのイスラエルによる無差別殺りくが行われています。東アジアでは中国による台湾や東南アジアへの軍事的脅威、北朝鮮によるミサイル発射など、緊張が高まっています。そうした中で、国内では安倍政権以来、集団的自衛権行使の容認、敵基地攻撃能力の保有、防衛費、軍事費のGDP比1%枠内から2%への拡大と進み、米国トランプ政権の下で、それがさらに拡大するおそれが指摘されています。新しい戦前が、もはや戦中に直面しているようにも思えます。

町長にお伺いいたします。①、滑川町は、吉田町長以来、平和がなければ行政はない。平和は行政の前提条件として位置づけて、行政の柱の一つとしてきました。このような世界情勢、国内情勢の下で町民の命と暮らしを守る町の役割について伺います。

②、2015年に行った非核平和都市宣言を広く町の平和への決意を町民に示すことは重要です。現在、庁舎入り口に掲げられている宣言文を他の施設にも掲げることも有効と考えます。お考えを伺います。

4番目が、物価高騰対策とエアコン設置補助をというテーマです。私たちが取り組んだ町民アンケートの結果で、昨年より生活が苦しくなったという回答が73.5%に上りました。変わらない、少しよくなった23%にとどまりました。原因は、物価の高騰との回答が73.5%、介護保険料、国保税の負担増との回答が31%、税金の負担増28.3%でした。また、自由記載欄には、「国会議員は金がかかるというが、インスタントラーメンしか食べられない生活を考えていない。金に困っていないからだ。何かにつけて保護費から引こうとしている。家族4人で13万円、光熱費、生活費を引いて5万円で食費だ。ラーメンを食べるしかない。どうやって生きていく。死ねというのか」、「母子家

庭のため教育や学習の負担を減らしていただきたい。物価が上がっているため生活が苦しくなっていく」、「私は今76歳です。早く死なないと先行き不安です。年金生活では何年生きられるのか、とても不安です。子育ての人も大変でしょうが、老人たちはもっと不安の人が世の中にいるのではないのでしょうか」。町はこれらの声を受け止めて、対策を打つべきです。国や県任せにせず、町独自の対策についてお伺いします。

また、このように物価の高騰が暮らしを苦しめている中、今年も暑い夏になることが予想されています。エアコンが利用できるかは命の問題になります。生活保護世帯や高齢者世帯、生活困窮世帯で、エアコンがない、または故障で使えない世帯へのエアコン設置補助をお願いします。町の住宅リフォーム助成の枠を拡大などでも対応可能ではないでしょうか。町のお考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、中部資源循環組合の解散の教訓を酌み、今後の町ごみ処理計画の策定をについてを関口環境課長に、質問事項2、総合振興計画に子どもの意見を聞く場として子ども議会の開催をについてと、質問事項3、戦後80年、町民の命と暮らしを守る町の役割は、非核平和都市宣言の掲示を庁舎以外の施設にも設置をについてのうち、②、非核平和都市宣言の宣言文を他の施設にも掲げる考えはについてを稲村総務政策課長に、質問事項3、戦後80年、町民の命と暮らしを守る町の役割は、非核平和都市宣言の掲示を庁舎以外の施設にも設置をについてのうち、①、町民の命と暮らしを守る町の役割についてを大塚町長に、質問事項4、物価高騰対策とエアコン設置補助をについてのうち、町独自の対策についてを宮島福祉課長に、住宅リフォーム助成の枠を拡大し、エアコン設置補助をする町の考えはを服部産業振興課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、阿部議員からのご質問、中部資源循環組内の解散の教訓を酌み、今後の町ごみ処理計画の策定をについて、答弁をいたします。

埼玉中部資源循環組合でございますが、ご承知のとおり令和2年3月31日をもって解散をいたしました。埼玉中部資源循環組合は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の2市6町1村から成る一部事務組合でございました。解散後は、管理者であった吉見町が組合の承継事務団体となって、公用文書の情報公開に関するもの、調査回答に関するもの、承継事務連絡会議に関する事務、訴訟に関する事務などを行っておりました。

また、構成市町村の担当課長で組織された埼玉中部資源循環組合承継事務連絡会議において、年1回報告を受けておりました。

また、令和6年12月議会の全員協議会で説明したとおり、関連訴訟が令和6年6月11日に結審したため、組合解散時に承継事務団体であります吉見町に事務承継費として残しました1,418万

4,255円から令和2年度から6年度まで支出した440万8,777円を差し引いた残り、977万5,478円を構成市町村の生産比率によって返還されました。滑川町は、生産比率、負担割合として6.7%でございまして、65万5,935円が令和7年3月に返還されました。これにより、平成27年度から令和元年度まで滑川町で負担した金額は9,347万1,000円であり、5,692万8,735円が返還されたため、負担金額は3,654万2,265円となりました。

また、埼玉中部資源循環組合の解散に対する検証でございますが、吉見町の検証につきましては、施設の建設地の農業振興区域の除外や都市計画決定を終えた中での解散であったため、吉見町民に対する説明責任を果たすための検証であったと認識しております。滑川町においては、議会において一般質問等でその都度説明させていただきました。また、先ほどの負担金についても令和2年4月の広報に掲載し、周知しておりますので、新たに検証を行う予定はございません。

現在、滑川町は、小川地区衛生組合の構成町村として一般廃棄物の広域処理に参加しております。廃棄物の処理については、町村が個別に処理場を整備するより広域処理するほうがCO₂の削減等、様々なメリットが考えられます。このため町独自のごみ処理計画を策定する予定はございません。

また、今後検討すべき広域化についても、現状の10年間の民間委託の契約期間終了後の処理費用の上昇や30年、40年後まで安心できる一般廃棄物処理など、様々な要素を考えなくてはなりません。廃棄物処理に関しましては、1日止まっただけでも影響が大きいので、立ち止まらず、進みながら考えるものと認識しております。

また、今後も様々な機会を捉え、住民の代表である議員の皆様にご丁寧な説明をさせていただく所存でございます。新たに特別委員会の設置を求める予定はございません。

以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長に答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項2、総合振興計画に子どもの意見を聞く場として子ども議会の開催をの件でございますが、子ども権利条約は平成元年、国連で採択され、現在では世界の196か国が締結しております。この条約は、世界の多くの児童、ここで言う児童は18歳未満の全ての者という定義とされておりますが、今日、なお飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものでございます。

日本は平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准を行いました。世界で最も広く受け入れられている人権条約でございます。この条約では、子どもは権利の主体であるという考え方に基づいており、4つの基本的な原則が定められ、そのうちの1つが意見の尊重、これは子どもが自分の意見を表明し、その意見が尊重されることとなっております。日本では平成28年に児童福祉法の改正で、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの意見が尊重され、最善の利益が優先される旨が

明記されました。さらに、憲法及び児童の権利に関する条約、これが子どもの権利条約でございますが、この精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的に、こども基本法を令和5年に制定いたしました。こども基本法の制定により、子どもの権利を包括的に保障する法律が整備されました。こども基本法第11条では、子どもの施策の策定等に当たって、子どもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務づける規定が設けられております。

現在、策定している第6次総合振興計画については、令和6年度、令和7年度の2か年をかけて計画の策定に着手しているところでございます。令和6年度の主な業務としては、基礎調査を主業務として、町民アンケート、青少年アンケート、職員アンケート、各種団体のヒアリング、町三役のヒアリング、まちづくりワークショップを実施してまいりました。特に子ども、若者からの意見としては、15歳から18歳の全ての町民614人の青少年アンケートを実施、中学生代表14名によるワークショップの実施、また同時期に行った第3期子ども・子育て支援事業計画の小学生以下の全ての保護者1,528世帯を対象としたアンケート調査、こういった意見、このデータをまとめたものを加味して基礎資料といたしまして、第6次基本計画、前期基本計画の策定へと着々と進めているところでございます。

子どもの意見の機会としては、内閣官房こども家庭庁設立準備室で、事務連絡でこのようにあります。子どもの基本法に基づく子どもの施策の策定への子どもの意見反映についての質疑応答集では、子どもの意見反映については子どもや若者を対象としたアンケートやパブリックコメントの実施もその一つであるとうたわれております。こども基本法では、子どもの定義が年齢ではなく、心身ともに成長段階にある者というふうに位置づけられていることから、現在、策定中の総合振興計画についても、子ども、若者、その保護者などから意見をいただいていることから、意見の反映としては十分に生かされているものと考えております。

次に、子ども議会についてでございますが、阿部議員ご指摘のとおり、平成26年に町制施行30周年記念事業として議会からの発案の下、開催したものでございます。前回の子ども議会は、総合振興計画策定の2か年のうちの初年度の基礎調査収集の年度と時期的なタイミングが重なったものでございますが、総合振興計画策定のために開催したものではございません。阿部議員の、子どもの声を聞き、町政に生かす機会を議会という場で保障するという発言もありました。子ども議会の開催の是非については、議会の中でご検討いただければと思っております。しかし、町としても未来を託す子どもの素直な気持ち、率直な意見を聞くことは大変に有意義なことであると考えております。

次に、質問事項3、非核平和都市宣言の掲示を庁舎外の施設にも設置をの、そのうち②、他の施設への宣言の掲示についてでございますが、非核平和都市宣言は平成27年12月議会で議決をいただきました。平成28年度には看板設置工事を行い、役場庁舎入り口に掲示いたしました。また、非核

平和都市宣言は、町のホームページの中の滑川町4つの宣言として、人権尊重と緑の保全の町宣言、滑川町健康づくり行動宣言、滑川町ゼロカーボンタウン宣言と併せて公表しております。今年度より新たに町のホームページに町が行う平和啓発事業のページを作成し、そちらにも非核平和都市宣言を掲示しております。

また、平成25年から加盟する平和首長会議に加え、今年からは日本非核宣言自治体協議会に加盟をいたしました。同協議会は、核戦争による人類滅亡の危機から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために、世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命である、宣言自治体が互いに手を結び合い、この地球上から核兵器が姿を消す日まで、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力するという設立趣旨に賛同して加盟したものでございます。この協議会のホームページの中でも、滑川町の非核平和都市宣言を公表することで、広く町内外に啓発を行っております。このように啓発活動を行っていることから、現在、役場以外の場所の公共施設へのこの宣言の設置は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員さんの質問事項の3、戦後80年、町民の命と暮らしを守る町の役割についての①、滑川町は吉田町長以来、平和がなければ行政はない、平和は行政の前提条件として位置づけて、行政の柱の一つとしてきましたという質問ですが、それに対しての私の考え方を述べたいと思います。

日本は、1945年8月15日に終戦を迎えました。今年は戦後80年の節目の年となります。阿部議員の質問にありますように、町内では262人の尊い命が失われました。改めて哀悼の意を表したいと存じます。

私たちの今の平和は、過去の戦争の教訓の下に成り立っています。戦争は多くの命が失われます。戦争の悲惨さを風化させず、平和の尊さを学び、後世に伝える義務が行政にはあると考えております。そのため町では、平和事業の取組として、原水爆禁止国民平和大行進や反核平和の日リレーへの賛同や、町の実施事業として「戦争と平和を考える」と題し、平成18年から平和啓発事業としてのピースバスツアーやパネル展を実施してまいりました。今年度も同様の事業を実施するとともに、終戦80年の節目の事業として、平和の絵コンテストを実施いたします。今後も歴代の町村長の平和理念の下に実施方法や内容を検討し、平和啓発活動を通してさらなる平和の大切さを訴えてまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

ちょっと蛇足になりますけれども、私のもう一つの考え方を述べたいと思います。確かに前吉田町長は、たしか4期目の公約で、福祉、教育、環境、平和の4本の柱、その後、健康を加えて5本の柱を打ち立てて行政を進めました。私も当時は福祉担当、もしくは福祉課長等をやっていた関係

で、やはり町長と、行政は福祉を目的にやらなければいけないということで、それが教育であり、環境であり、平和であり、全ては町民の福祉のためにつながるといって町長と話をしながらやってまいりました。それはあくまでも福祉を目標としてやってきたということです。

ただ、その後、私も総務政策課長になる中で、福祉の中でも平和のことについての質問等も大変いただきました。そして総務課長になった頃、北朝鮮からのミサイルが初めて飛んできたときに、非常に緊張感を持った次第です。そのときの吉田町長と話ししたのは、やはり戦争があっては何かできない。やはり平和が土台にあって、その吉田町長の言っている柱も成り立つのだということで、吉田町長と何度となくそういう話をさせていただきました。そこから吉田前町長は、やはり平和が全てなのだとすることをいろんなところでお話をするようになったと思います。それが今、阿部議員さんの言われている内容だと思います。

先ほど阿部議員さんにありました、戦時中に赤紙を配った人がいます。これは、我々の先輩であります。ですから、私も福祉、総務課長を通じていろんな質問の中で、そういったやむを得なくやっている方たちがいたわけですが、そうならないように我々がしっかり平和を守って行政を進めていくのだということは、この議場で何回も答弁した記憶がございます。あわせて答弁しまして、町長としての考え方をお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 次に、宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員ご質問の物価高騰対策とエアコン設置補助をのうち、生活保護世帯及び生活困窮世帯へのエアコン設置補助について答弁いたします。

まず、生活保護世帯におけるエアコン購入についてでございますが、厚生労働省援護局保護課より、令和5年6月1日付事務連絡として、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱い等についてとの周知がされました。その中で、生活保護世帯に対するエアコン購入について、以下3点の提示がされ、その取扱いを踏まえて遺漏なきよう対応いただきたいとあります。

まず1つ、生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する基本的な考え方として、生活保護制度においては、エアコンも含め日常生活に必要な生活用品については、保護費のやりくりによって計画的に購入していただくものである。それによる購入が困難な場合には生活福祉資金貸付を活用して購入いただくことも可能。

2つ目、特別な事情がある場合の生活保護世帯におけるエアコン購入費用に関する取扱いとして、生活保護法による保護の実施要領についての規定の中で、①、保護開始時に持ち合わせがない場合、②、災害により喪失し、災害救助法等の制度からの措置がない場合、③、犯罪等により被害を受け、生命、身体、安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な場合に限って、6万2,000円の範囲内においてエアコンの購入費を支給することを可能としています。

その3になります。エアコンの購入に向けた必要な指導、助言等として、特別な事情がない生活

保護世帯において、毎月の保護費のやりくりの中で購入費用を賄うこととなるため、日頃のケースワークの中で必要な指導、助言を行うこととあります。なお、生活福祉協議会への貸付金の償還については、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、1つ目でも述べましたが、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し、貸付けにより購入ができるようにするなど、真に必要な者がエアコンを購入できるよう配慮されたいとあります。

以上のことから、生活保護世帯に対するエアコン設置補助については、本町においても特別な事情がない限り、毎月の保護費のやりくりや生活福祉資金貸付を活用することとし、設置費の補助を行う予定はございません。

なお、生活福祉資金貸付は、町社会福祉協議会を通じて埼玉県社会福祉協議会より貸付が行われる制度でございます。申込みの際は、まずは福祉課、または町社協へご相談をお願いいたします。

次に、生活困窮世帯に対するエアコン設置補助についてでございますが、県内の自治体の状況を調べてみましたが、省エネ家電への買換えに対する補助金の交付を行っている自治体は数種ございましたが、低所得世帯や困窮世帯に対するエアコン設置費の補助金交付を行っている自治体は確認できませんでした。なお、生活福祉資金貸付の案内の中で、貸付対象世帯として、世帯の総収入が生活保護基準の概ね1.7倍以下の世帯が低所得世帯として対象となっておりますので、生活保護世帯同様、設置費の補助を行う予定はございませんので、こちらの貸付けをご活用いただくようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項4、エアコン設置の補助についてですが、滑川町耐震住宅リフォーム補助金交付要項の補助対象事業は、建物の内外装工事や居室等の改修工事及び住宅の耐震改修工事、その他これに類する改修工事を対象としており、さらに工事費が20万円以上で、町内業者によるリフォーム工事が対象となっております。住宅のリフォーム工事には様々な種類がありますので、なるべく該当するようにと今までも考えており、事前の相談内容を基に妥当な申請案件については交付を行ってきておりました。

このようなことから、ご質問のエアコン工事についてですが、工事費が20万円以上の町内業者による以前と同レベルのエアコンの入替え工事については可能と考えられますが、新規設置や増設、出力を大きくするといった工事については補助金交付要項上、該当することができません。また、単に家電製品を購入するだけでは該当することができませんので、ご理解のほどよろしくお願いし

ます。

また、滑川町耐震住宅リフォーム補助金は、工事を行う前に申請をしていただく必要があります。工事実施前に補助金申請をお願いしているということ、この点についてもご留意を願います。補助金についてご不明な点がございましたら、事前に担当までご質問のほうよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） まず、1点目のごみ処理の問題なのですが、課長さんからは町独自のごみ処理の検討については考えていないというお話です。これは、やはり大きな間違いだと思います。なぜかという、この廃棄物の処理については、地方自治の根幹の一つと言われてきました。地域住民がその地域の実情に応じて判断、運営すると。ところが、今回こういった広域化の問題になって、地方自治独自の創意や工夫、廃棄物処理がもう考えられなくなってしまっている。町の担当者が考えられないというふうな事態に陥っているということです。これはもう町の自主的決定に任せられるべき自治事務を自ら放棄しているというふうに思われます。地方自治の本旨にも反するものだというふうに思います。

そこで、これはもう町長にお伺いいたします。今の課長の答弁なのですが、要するに吉見、中部資源循環組合の検証もやらないと、損害については先ほど出ましたけれども、三千六百数十万円と、そういったようなのを報告をしているというようなことで検証をしないと、また町独自のごみ処理についても考えないというようなことについて、町長はどういうふうに思われますか。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

先ほど課長が申したとおりだと私は考えております。吉見については、もう裁判も済んでいますし、確かに投資したお金は戻ってきませんが、その都度、皆さんと協議して進めてきたことでございますので、これはもう仕方ないことだと私は考えております。

そして、今、我々は小川町衛生組合と一緒に今後のごみ処理のことについて考えていく、その中にいますので、私が町単独はどうだとかって語るのはちょっと問題があると思いますので、そういった意見については答弁はできません。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 非常に残念な答弁ですが、本当、町独自で何も考えていないという、これがやはりこの間の中部資源循環組合にしてもそうですし、これから本当にどうやってごみ政策を考えていくのかということを自分たちの頭で考えないというようなことは、本地方自治としての自分たちの権利を放棄することだと思えます。

話を変えていきますけれども、物価高騰のこのエアコン設置については、先ほど福祉課長さんおっしゃったように、生活保護、困窮世帯、それぞれ検討しなければいけない家庭がたくさんあるだろうなというふうに思うのです。今回も、去年も1件相談を受けましたけれども、結局は貸付けで、先ほどおっしゃったような貸付けでやったわけですが、そこに町が独自で補助をするということについて、何か問題があるからそうなのか、それとも町の判断で、財政的な問題でそういったことはやれないということなのか、教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員の再質問に答弁いたします。

先ほど生活保護世帯、生活困窮世帯で生活福祉資金の貸付けでお願いしますという答弁をさせていただきました。確かに生活保護世帯や生活困窮の方、かなり生活、物価高騰等で厳しいと思いますが、これらに該当しない方につきましても物価高騰の波は来ております。そういう方々につきましても、エアコン買換えを行いたい方がございます。そういう方でも現金をすぐ用意できない場合はローンを組むなり、貸付けを受けるなり、そういうことで購入のほうをしていただいていますので、生活保護世帯、生活困窮世帯だけを対象にした助成というのは、町では今のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、再質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 特に制約があって補助ができないというわけではないのですよね。そうですね。ですから、やろうと思えばできるわけなのです。

私、先ほど申しましたように、本当にこの夏の暑さというのは命の問題になるということで、先ほど福祉課長さんが言われたように、厚労省もそういう通達を出すというようなことになってきているわけなのです。だから、こういったようなときに、本当に財政的に大変な世帯については、少しでもそういった補助をしようということで、今全国各地でもそういった動きが自治体の中で広がっています。そこはやっぱり考えていただきたいな、ちょっと冷たい福祉課長さんの答弁かなというふうに思います。ぜひそこは検討をお願いしたいなというふうに思います。

あと、平和については、町長さんからの答弁をいただきましてありがとうございます。どうやって町民の皆さんに、この非核平和都市宣言、町がやっているということについては、ホームページは出しているとか言われましたけれども、やっぱり広く知っていただくというのが大事なかなというふうに思います。その文章そのものを見ていただくということが大事なかなというふうに思うのです。そういったような、それほどお金のかかることでもないし、これから新しくできる福祉センターだとか、またコミセンがつくられるとすれば、そういったような施設にやっぱりそういった掲示をするというようなことは重要なのではないかなと思うのです。あと図書館とかいうようなところとか、

本当にいろんな施設にそういったことを掲げるだけですから、あれをそんなにお金かかるものではないなというふうに思いますが、できないのですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、阿部議員の再質問に答弁させていただきます。

平和宣言の広報活動につきましては、今後、終戦の日を迎える時期等を含めながら、滑川町でもホームページだけではなくてLINE等を使いながら、広く皆さんに啓発をしてみたいというふうに思っております。

また、宣言の設置につきましては、私も以前、このような報道を目にしたことがあります。2005年のときの防災世界子ども会議において、その場で子どもたちがその宣言を作成していく中で、検討していく中で、子どもたちは宣言文以上に大切なことがあるのではないかと。この宣言をつくっていくよりも、何ができるかを考え、議論し、共有し続けることのほうが大事であると、このように子どもたちが言っております。滑川町でもこの宣言文を掲載することは大事でございますが、宣言を多くの人たちに理解をしていただく、それが大事だと思っております。そのようなことから、町は平和事業として平成18年からピースバスツアー、また展示等を実施しております。今年は戦後80年の節目であるということで、先ほど町長からも話があったように平和の絵コンテストを実施しております。この滑川町の非核平和都市宣言でも、全世界の人々に対し被爆者の苦しみと核兵器の恐ろしさを訴えていかなければならないと、このように宣言しております。私たちができることをしっかりと進めていく、これがこの宣言を実施していくことになるのかなというふうに思っております。どうかご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○5番（阿部弘明議員） 私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時とします。

休 憩 （午前11時55分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 原 徹 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位7番、議席番号10番、原徹議員、ご質問願います。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 議席番号10番、原徹です。議長のお許しをいただきましたので、発言通告

書に従い一般質問させていただきます。

質問事項１、生まれ育った町、滑川町を誇り愛する児童生徒の育成についてでございます。全国的に人口減少が続く、自治体の消滅可能性が課題となる中、滑川町に関しては埼玉県内唯一の自立持続可能性自治体とされております。この推計は、民間の有識者らでつくる人口戦略会議が、100年後も若い女性が５割近く残り、持続可能性が高いとして発表されたものですが、前提条件として、転入転出の移動傾向が一定程度続くと仮定し、人口移動がなく、出生と死亡だけで人口が変化すると仮定した推計となっていることに気をつけなければならないと思います。若者が滑川町に引き続き住んでいることが前提条件になっているわけです。

一般的な人口減少対策、若者の定住対策としては、若者の働く場の確保策として企業誘致が叫ばれていますが、それよりも重要なことは、自分たちが生まれ育ったこの滑川町を誇りに思い、愛し、住み続けたいと若者たちに思ってもらいたいことだと考えます。そのためには、まず小中学生が滑川町のことをしっかりと知り、誇りと愛着を持ってもらえるような教育が重要と考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。１点目、まずは子どもたちを教育する先生方に滑川町を知ってもらい、愛してもらいたいと思います。滑川町を知り愛してもらうために、教員に対して行っていることをご教示願いたいと思います。

２点目、先ほどの質問を踏まえた上で、教育委員会及び各学校は児童生徒にどのような教育施策を行っているのか、お答えいただきたいと思います。

質問事項２でございます。ふるさと納税についてです。ふるさと納税については、自治体間での競争が課題となっている中、滑川町においても昨年から民間企業にふるさと納税の開発等の委託を行ったものと思いますが、その成果についてお伺いしたいと思います。

１点目、滑川町のふるさと納税の受入額はどうなっているのか。過去３年間の金額をご教示ください。

２点目、ふるさと納税による流出額はどうなっているのか。過去３年間の金額をご教示願いたいと思います。

３点目、民間企業にふるさと納税の開発を依頼した結果、返礼品の新規開発やＰＲの推進、そしてふるさと納税額などにはどのような成果が見られたのか、ご教示ください。

４点目、民間企業にふるさと納税の開発を依頼した費用対効果はどうなっているのか、ご教示願いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項１、生まれ育った町、滑川町を誇り愛する児童生徒の育成についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項２、ふるさと納税についてを稲村総務政策課長にそれぞれ答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項1の質問①、滑川町を知り愛してもらうために教員に対して行っていることについて答弁をさせていただきます。子どもたちに滑川町のことを知ってもらい、町に誇りと愛着を持ってもらうことは、滑川町を持続可能な町とし、町の未来をつくっていく人材を育成する上で大変重要なことであると認識をしています。そのためには、原議員がおっしゃるとおり、まずは先生方にそのような意識を持っていただくことが必要だと考えます。

小中学校の先生方は、町の職員と違い、異動により勤務地が変わります。滑川町に勤務している期間は滑川町で勤務することに誇りが持てるよう、町としても教育環境及び教育体制を整えて迎えるとともに、併せて先生方には滑川町の職員であるということも強く意識していただき、そして町の職員であるからには町を知り、町に愛着と誇りを持ってもらいたいと考えています。このことは町も教育委員会も共通の思いであり、年度当初に行われる滑川町に新たに転入してきた先生方を対象とした辞令伝達式、この式において町長の歓迎の挨拶及び教育長からの講話の中で、必ずこの思いについて触れていただき、改めて先生方へ自覚を促しております。

町の子は町で育てる、これを実践する上で、町や地域の方々、関係団体の方々と関わりを持ち、連携して子どもたちに向き合い、育成していくことが重要です。そこで、先生方に対してその意識が醸成されるよう啓発に努めています。まずは先ほどお話しした辞令伝達式での町長、教育長からの言葉がございます。同じく年度当初に各校において転入教職員と既に在勤している教職員とで各学校区内の地域見学、家庭確認等を実施し、地域の実情、通学路の状況、各家庭の位置や周辺の状況などを確かめるとともに、情報共有を図っております。また、町を知る機会として滑川まつり、さくらまつり、子どもまつり、町スポーツ大会、町駅伝大会、十代からのメッセージ、郷土かるた大会など、各種イベントや町の行事において、子どもたちの参加支援はもとより、先生方が自ら参加することを通して直接体験し、町のことや参加している方々のことを知っていただいております。また、ふだんの登下校指導、町探検や遠足等の郊外学習など、通常の学校活動の中でも町や町の人々と関わり、いろいろなことを知る機会となり得ます。

滑川町のよさを知るために、このような機会に積極的に関わっていただき、保護者のみならず町の様々な立場の方とコミュニケーションを図ることが大切だと考えます。そして、先生方が滑川町で勤務することに対して誇りと愛着を持ち、町のよさ、温かさを実感し、そのことを子どもたちに自分の言葉で伝えていくことで、子どもたちは我が町、滑川町、この誇りを胸に、滑川町の未来を共につくる大人に育っていくものと考えます。

続いて質問の2、質問の1を踏まえた上での教育委員会、各学校の児童生徒に対する教育施策について、答弁をさせていただきます。教育委員会では、第3期滑川町教育振興基本計画の基本理念

で「学んでよかったまちへ ―チーム滑川での教育―「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」」を掲げています。町、学校、保護者、地域が連携し、一体となって、文字どおり、町の子は町で育てるを実践しながら、子どもたちの学びを支援し、町の未来を担う人材の育成に努めています。この理念の趣旨を引き継ぎ、さらに現状を踏まえ発展させた形で第4期滑川町教育振興基本計画を今年度に策定し、令和8年度からの計画の施行に当たり、この理念を内在させた様々な教育施策、事業を展開していく予定でございます。

現在の各小学校の具体的な取組でございますが、町探検等により公共施設や町内文化財、町の名所を巡り、町の現状や歴史などを学んでいます。その際には、町職員や地元の方などに解説していただくことで、地域の方々との関わりを持つことができています。また、その結果をクラスで発表したり、授業参観で保護者へ発表したりすることで、子どもたちの理解を深める取組もしております。さらに、滑川郷土かるたを使って町についての学習をするとともに、夏休みなどの機会には各家庭でかるたに掲載された現地見学なども推奨しています。

中学校では、先生方と同様、社会体験チャレンジや夏のボランティア育成講座、また滑川まつり、さくらまつり、子どもまつり、スポーツ祭、駅伝大会など、町の多くのイベントの参加経験を通して町のことを知る機会としています。様々な機会を通して子どもたちが自ら体験し、町のいろいろなことを知り、町の多くの人と関わりを持つことで、滑川町の様々な場面を発見し、関心を持ち、そして町のことを好きになって、誇りを持っていただくようになってもらいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の質問事項2、ふるさと納税について答弁いたします。

ふるさと納税とは、地方税法第37条の2の改正で平成20年5月から開始されました。都市集中型社会における地方と大都市の格差是正、人口減少地域による税収減少対応と地方創生を主目的とした寄附金制度の一つであり、法律で定められた範囲で地方自治体への寄附金額が所得税や住民税から控除されるものでございます。

ご質問の①、ふるさと納税の受入額の過去3年間の金額でございますが、令和4年度は984万3,000円、令和5年度は1,203万円、令和6年度は2,039万4,000円となっております。

次に、②、ふるさと納税による流出額でございますが、流出額を住民税の税控除額として整理いたしますと、その流出額は、令和4年度課税分では3,702万8,530円、令和5年度課税分は4,354万9,584円、令和6年度課税分では5,063万6,386円となっております。なお、参考になりますが、流出額、税控除額の75%は地方交付税により補填されるため、滑川町の実質的な流出額はその25%となり、これを考慮した場合は令和4年度課税分では925万7,132円、令和5年度課税分では1,088万

7,396円、令和6年度課税分では1,265万9,096円となっております。

次に、③、民間企業によるふるさと納税の開発を依頼した成果でございますが、滑川町では令和6年10月から民間事業者によるふるさと納税事務の委託を開始いたしました。主に返礼品の新規開発やふるさと納税ポータルサイトに係るサイトの作成、編集等の業務を委託しております。現在のふるさと納税制度下において、ふるさと納税額の多寡は、返礼品の種類やその取扱い数による要因が大きいため、どのような魅力ある返礼品を開発するかを主眼として取り組む自治体が多い状況にあります。

本町においても、この委託の開始後、ふるさと納税額の増額のために積極的に返礼品の開発を行っている現状にあります。当然のことながら、その返礼品の取扱いの可否の最終決定権は滑川町にあるため、中には受託者から新規返礼品の提案をお断りするケースもあります。総務省による地場産品基準に合致しており、また滑川町の魅力を町外に発信できるような返礼品であれば、通常は滑川町の返礼品として取り扱うこととなっております。受託開始後、新たに返礼品として東松山工業団地内にある製菓会社の製造による化粧品等を中心とした返礼品の取扱いが開始されたことは、町にとっても大きな一歩であり、受託者の力なくして開発ができなかった返礼品であります。そのほかにも谷津田米を使った甘酒や町内で加工されたみそ等を中心とした町の魅力向上につながる返礼品の取扱いを開始することで、ふるさと納税額の増額はもちろんのこと、町内事業者の発展や地域経済の活性化にもつながるため、引き続き積極的に返礼品の開発に努めてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税額の変化については、ふるさと納税事務の委託を令和6年10月に開始したため、10月から今年の3月までの半年間と前年度同期間を比較しますと、令和5年10月から令和6年3月までのふるさと納税額は743万円、令和6年10月から令和7年3月までのふるさと納税額は1,604万4,000円となり、比較すると861万4,000円の増額となっている状況でございます。その増加の要因は、事務委託により返礼品の取扱い数が増加したことや、ふるさと納税のポータルサイトの新規契約による開設により、納税額が増加したものと考えております。

次に、④、民間企業による費用対効果でございますが、滑川町における令和5年度と令和6年度のふるさと納税額を比較すると836万4,000円の増額となっておりますが、これは先ほど答弁したとおり、ふるさと納税事務の委託開始後の令和6年10月から令和7年3月までのふるさと納税額と前年度同時期の比較した場合、861万4,000円の増額となっております。費用面については、令和6年度に受託者に払った委託料が80万2,200円で、本委託契約において先ほど申し上げた返礼品の開発に係る経費やポータルサイトの作成、編集のほか、寄附者からの問合せ対応業務、返礼品業者への発注及び返礼品の発送管理業務等を行っております。その効果については、80万2,200円の委託費用に対して、先ほど申し上げた861万4,000円のふるさと納税額の増額であり、すなわち効果があったことと捉えると、その費用対効果の額は寄附額861万4,000円から委託費用80万2,200円を引くこ

とにより計算され、781万1,800円となります。以上が、数字上における効果額でございます。

しかし、実務上においては、委託開始前までは今回の委託内容を全て町の職員が行っておりまして。その中でも、特に職員の負担軽減につながった点としては、まさに返礼品の新規開発に係る業務で、委託開始前は新規返礼品の開発のために業者訪問を職員が行ってありました。新たな返礼品の開発に係る事業者との調整に多くの時間を要してありました。しかしながら、事務委託を開始したことにより、この負担が大きく軽減されたことと併せて、受託者のノウハウや知見を最大限に活用することで新たな返礼品の開発が可能となり、その効果はさらに大きなものとなっていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ご丁寧に回答のほう、答弁をいただきましてありがとうございます。それでは、何点か再質問等させていただきたいと思います。

まず、生まれ育った町、滑川町を誇り愛する児童生徒の育成についてですけれども、まず教員の方たちに町を知って愛してもらうような政策を進めていただいているということ、大変心強く思いました。子どもたちが本当に先生に愛情を持って、心から滑川町を愛して、そのような教育をしていただくということは非常に素晴らしいことだと思います。いろんな施策の中で、滑川町郷土かるたの話が出たのですけれども、やはり郷土かるたには町の様々ないい点、魅力あるポイントが書かれていたりします。こういうものを通じて町をよく知ってもらうということは、本当に素晴らしいことだと思います。

それで、追加の再質問なのですけれども、子どもたちの学習の中で小中学校とも修学旅行があると思うのですけれども、修学旅行は滑川町においては小学校、中学校、どちらのほうに行っているのでしょうか、ご教示ください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員の再質問に答弁させていただきます。

小中学校の修学旅行先でございますが、小学校においては3校とも箱根、鎌倉方面です。中学校については、京都、奈良方面を予定しています。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。小学校は3校とも箱根、鎌倉で、中学校は京都、奈良ということなのですけれども、箱根、鎌倉。鎌倉だとやはり鎌倉武士、あるいは比企氏ということで、つながりが深いです。京都、奈良も、実は室町時代で言えば関東武士が活躍した時代でも

あるので、ゆかりの地とかもたくさんあると思います。

そういう中で、修学旅行先と滑川町を関係づけた事前学習は行っているのか。そしてまた、小学校、鎌倉方面に行くのであれば比企氏、この比企地域の非常にゆかりの深い比企氏のことを事前学習して、鎌倉市内にあります比企氏の館跡であります妙本寺を訪れて勉強することも一考に値すると思いますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁をお願いします。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、原議員の再質問に答弁させていただきます。

修学旅行先と滑川町を関連づけた事前学習ということですが、修学旅行前の事前学習ですが、各校において実施をしております。主に総合学習の授業で実施をしていますが、修学旅行での行き先について、タブレットを活用したり、図書館、家庭などで調べ学習を行っております。その際、小学校につきましては、今回鎌倉方面へ行きますので、滑川町との関わりについても課題提起をし、その関連についても学習をしています。このように事前学習をすることで、修学旅行は調べ学習の答え合わせの意味も併せ持つこととなります。さらに、事後学習を行うことで修学旅行が完結することになります。

そして、鎌倉方面に行くのであれば、滑川との関連ということなのですが、例えば月小であれば、「いざ鎌倉、鎌倉街道」のタイトルで事前学習を、実は先日実施をいたしました。教育委員会の文化財保護担当の学芸員が小学校へ赴き、6年生を対象に出前講座を行いました。滑川町と月の輪小学校周辺の歴史、鎌倉の歴史的背景、滑川町の古鎌倉街道について、源頼朝と滑川町、比企遠宗や比企尼、こちらの関係に触れ、修学旅行前の事前学習を実施いたしました。9月に実施予定の修学旅行の行程にも、1日目に鎌倉市内をグループ行動する時間が設定されており、事前学習で学んだ滑川町ゆかりの地でもある妙本寺を訪れるグループがあるということです。効果的な出前講座になったというふうに感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。まさに、せっかく修学旅行に行くわけですから、ただ単に表面的な事前学習をするだけでなく、やはりこの滑川町にゆかりのあることについて勉強することによって、より学習が深いものになると思います。そういう意味で、そのような事前学習をしていただいている、すばらしいことだと思うのですが、私もこの一般質問に先立ちまして、先日、鎌倉の妙本寺に行ってまいりました。鎌倉駅から歩いて10分弱で妙本寺には行けるのですけれども、ちょうど途中、中ほどで小さな川を渡るのです。この川が滑川という川なのです。字は同じです。残念ながら読み方は「なめがわ」でなくて「なめりかわ」なのですけれども、全く

同じ字の滑川を渡って妙本寺に行きます。

妙本寺の入り口に総門があるのですけれども、総門脇には「この寺の一带の谷を比企谷と言い、源頼朝の重臣、比企能員らの屋敷がありました。比企一族は2代將軍頼家の後継者争いの際、北条氏を中心とした軍勢にこの地で滅ぼされました」と鎌倉市の作成した観光案内があります。その総門をくぐっていきますと、右手に比企谷幼稚園というのがあるのです。この時点で、また比企という名前も出てきて、非常に親近感が湧いてくるわけなのですけれども、この妙本寺の木々に囲まれた参道を進んでいきますと、広い境内の一角には比企一族の供養塔、2代將軍頼家と若狭局の嫡子である一番之君袖塚、若狭局を祭る蛇苦止堂などがあります。また、境内奥には難解で読めなかった万葉集を生涯かけて読み解き、現代の私たちが万葉集を学ぶことができるようにしてくれた功績を残します仙覚律師を顕彰する仙覚律師の碑もあります。この仙覚律師の業績を称える仙覚律師顕彰碑は、小川町の中世の館と中城遺跡の中にもあります。仙覚律師は比企一族の末裔とも言われているわけなのですが、鎌倉及び小川町でこの万葉集の読み解く作業を進めていたといった実績があるというふうに言われています。これらのことを総合的に見ても、さらに比企地域との鎌倉とのつながりというのを感じさせてくれるところです。

また、町内には森林公園の中に代表されますけれども、鎌倉街道の跡もあります。このような、本当に鎌倉市と比企地域の共通点、つながりを実際に目にして触れてみると、通常の通り一遍の紙の上やパソコンだけで学んだ歴史や地理とは違って、本当に一気に身近なものになってくるものです。子どもたちにとっても勉強も身につきやすくなり、学習効果も上がると思います。そして、滑川町への誇りと愛着心を持つようになり、勉強と町への愛着ということで、まさに一石二鳥だと思うのです。それがやはりこの滑川町の将来を担っていく子どもたちにとっても素晴らしいことだと思います。

ちょっと話は変わるのですけれども、島根県の隠岐諸島に海士町という町があります。島の町なので、高校を出ると大体仕事もないということで、島外に出てしまうのですけれども、ここの島根県立隠岐島前高校では、童謡の「ふるさと」の3番の歌詞の一部を変えて歌っているのです。3番の歌詞は「志を果たしていつの日にか帰らん」という歌詞になっているのですけれども、果たして年取ってから戻ったのでは意味がない。やっぱり若いうちから頑張って志をこの地で果たすために、「志を果たしにいつの日にか帰らん」一度島外に出ても帰ってきてほしいというふうに変えて歌っているようです。人口減少、少子高齢者によって生じる様々な課題を解決し、持続可能な社会をつくるという志を果たしに、本当にふるさとに戻ってくる人材を育てたいという願いを込めて、このような取組をしているようです。

人口減少、少子化、少子高齢化問題は、地方だけの問題ではなくて、持続可能性自治体である滑川町でも真剣に対策を考えていかなければならない問題だと思います。町においても、滑川町で生まれ育った子どもたちが町内にいかに住み続けてもらえるか。大学や仕事の都合で一時的に町外に

住んでも、やはり町に戻ってきて、この町で生活してもらいたいと思います。小中学生が滑川町のことをしっかりと知って、誇りと愛着を持つようになり、滑川町を生活の本拠地として志を果たす場として住み続けて、活躍してもらえるように、今後も町を知ってもらい、愛してもらえるような教育を進めてもらいたいと思います。

それでは、ふるさと納税のほうの関係について、再質問のほうをさせていただきたいと思います。まず、受入額なのですけれども、900万円から2,000万円ぐらいで、徐々に増えているということなのですけれども、1つ目と2つ目の回答額で単純に比較していくと、大体毎年3,000万円ぐらいの流出になっているのかなというところだと思います。実際には、そこで交付税で補填される部分があるので、これを考慮すると、数字を引いてみると、実質は75%の補填があると、滑川町は単純に表面上はマイナスでなくてプラスになっているという話なのです。ただ、実際には今後、また後でちょっと再質問もさせていただきますけれども、そう単純な話ではないと思うのですけれども、状況が大体分かりました。

民間に返礼品の開発とかの委託をした結果なのですけれども、やはり取扱い品目の増加とPRサイトを使うサイト数が増えたというのはあるのですけれども、なかなか費用対効果としては80万何がしの委託料で800万円の上の収入の増加で、ここと言えばやはり効果が大きかったなと思うのですけれども、その中でちょっと再確認したいのですけれども、金額の面はそういうことなのですが、返礼品の実際開発という中で、取扱い品目数がどういうふうに変わってきたのか。

それと、実際の返礼品として選択されているものは、新規開発された返礼品が多いのか、それとも従来からの返礼品が、ポータルサイトの扱い数が増えたことによってふるさと納税額が増えたのか。ふるさと納税額の増の要因がどちらにあるのか、ちょっと明確にしたいので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁いたします。

まず、返礼品の取扱い品数の状況でございますが、当初は12品目だったものが、令和6年10月から事務の委託を開始して、その後442品目が追加をされました。令和6年度末時点で取扱いの返礼品数は451品目となっております。このうち約9割の返礼品は、化粧品や美容関係に関連する返礼品の取扱いであり、先ほど答弁させていただいた東松山工業団地内にある製薬会社や化粧品会社にて製造された返礼品となっております。

次に、滑川町において取扱いが一番多い返礼品でございますが、これは町内のゴルフ場の利用券になります。令和6年度の寄附額全体の約70%がゴルフ場の利用券を返礼品として希望されている、そういう状況でございます。これは委託開始前でも、委託開始後でも、この返礼品の取扱いが一番多いということには変わりはなく、滑川町の返礼品の中ではゴルフ場の利用券が人気の返礼品とな

っております。

また、令和6年度に委託により新規開発した返礼品による寄附額は全体の15%となっております。

また、令和6年度におけるふるさと納税の増額の要因でございますが、大きな要因としては新規のポータルサイトの利用開始によるものでございます。大手の楽天やさとふるなどをはじめとしたポータルサイトでの寄附の受入れを新たに開始したことによるものでございます。その後が新規返礼品の拡充によるものだと考えております。なお、ポータルサイト数は、委託前は4サイト、委託後は14サイト、10サイト増えたこととなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） 答弁ありがとうございます。返礼品目の追加による増額がもう少し大きいかと思っていたのですけれども、ポータルサイトの増加による効果のほうが大きかったということですね。実際に各ポータルサイトを見てみますと、化粧品とかがずらっと並んでいまして、どれを選んだらいいのかなと迷うような状態だとは思うのですけれども、新しい返礼品があることによって増えた部分もあると思いますので、新規の開発を引き続き行っていただきたいと思います。

ポータルサイトがたくさん増えたということなののですけれども、ポータルサイトの利用料というのがどのくらいかかるかなというのがやっぱりそこだと疑問になります。普通、いろんな料金でいうと、まず定額があって、それプラス出来高払いとかというのがあると思うのですけれども、実際にポータルサイトの利用料というのはどんな仕組みになっているのかという点と、あともう一つ、返礼品を返す、ふるさと納税をしてくれた方には返すわけですが、返礼品の調達費用は3割以下ということに国の指定はなっていると思うのですけれども、その辺のほうはどうなっているのかと併せて経費の面として、その2点をお答えいただければと思います。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の再質問に答弁させていただきます。

ポータルサイトの利用料でございますが、令和6年度の寄附額における各ポータルサイトの利用料の合計は200万6,359円になります。ポータルサイトの利用料については、ポータルサイトごとにそのサイトを経由して寄附された寄附額に対しての利用料率が定められております。その利用料率は、ポータルサイトごとに異なり、低いものでは5%、高いものでは12%となっておりますが、10%の利用料を設定しているポータルサイトの割合が多くなっております。

参考までに、令和6年度の寄附額に対するポータルサイト利用料の割合は9.8%となっております。各ポータルサイトの利用料については、基本的には当該ポータルサイトを経由して寄附があった場合に、その寄附額に対しての利用料が発生するものであり、寄附の申込みがない場合は、利用料は発生しない契約となっております。

次に、返礼品の調達費用でございますが、令和6年度の寄附額における返礼品の調達費用は535万2,721円となります。なお、返礼品の調達費用については、寄附額の30%以下となるよう法律により規定されていることにより、滑川町の令和6年度寄附額に対する返礼品の調達割合は26.2%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。ポータルサイトへの支払いのほうが出来高、ふるさと納税額の一定割合だけということで、本当にこんなにたくさんのポータルサイトに登録して、固定費が高くかかるのでは心配だなと思っていたのですけれども、それはないということで一安心しました。たくさんのポータルサイトを利用するメリットは大きいということですよ。これはまさに民間に委託した成果なのだなというふうに思います。

実際に、ただ調達費用の部分とポータルサイトへの支払いとかを考えていくと、現実にはさっきのだと少し浮いているような計算になったのですけれども、全部を足すと恐らく収支とんとんだと思うのです。ここからは、ふるさと納税額が増えていけば、収支とんとんでなくて、滑川町のふるさと納税に関する収支のほうはプラスにいくと思うので、今後も引き続き、ふるさと納税が活性化するように進めていっていただきたいと思います。

個人的にはふるさと納税というのは、税というのは何かおこがましいなという、制度としてはあまりいい制度とは思わないのですけれども、地場産品を使うということで、地元産業の活性化、町内事業者の発展につながることで、これは制度としてある以上は積極的に取り組んで対応していただきたいと思います。

もう一点だけ質問させていただきたいと思います。今、個人のふるさと納税の話は答弁いただいたのですけれども、ふるさと納税と言われているものの中には企業版ふるさと納税と俗に言われている制度もあると思うのですけれども、こちらのほうは滑川町はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、原議員の質問に答弁させていただきます。

企業版ふるさと納税でございますが、これは国が認定した地域再生計画に位置づけられた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税控除する仕組みでございます。令和2年度の税制改正により拡充された税額控除により、最大で寄附金額の約9割が軽減されます。実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されております。

滑川町も地方再生計画を策定、公表しており、企業版ふるさと納税を受け入れる体制は整っておりますが、現在までに企業版ふるさと納税の実績はございません。この企業版ふるさと納税につき

ましては、町としても引き続きPR等に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 原議員、再質問願います。

○10番（原 徹議員） ありがとうございます。企業版ふるさと納税は、実績はないということで、なかなか難しいと思うのです。実質1割まで企業の負担が圧縮されるといっても、これを企業の広告宣伝費としてどこまで許容していけるかという話だと思うのですけれども、あまりメリットが企業としてはなかなか感じられないというのが本音だと思います。

例えば、ここでも先ほどの教育委員会のふるさとを愛する教育の話がつながってくると思うのですけれども、やはり企業のほうも滑川町を誇りに思って、滑川町を支援したいというふうに子どもたちの教育から企業人が思ってくれるようになれば、では企業としてもふるさと納税を企業版を使って、町のために一肌脱ごうかというふうにもなってくると思います。そのためにもやはり学校の教育というのは大事だと思いますし、町がそれによって発展できればと思います。

滑川町、昨年の3月の議会でも、私、一般質問させていただいたとおり、職員数が非常に少ない中で頑張っていたと思っています。企業版ふるさと納税もそうですし、普通のふるさと納税も民間に委託して、今回ふるさと納税額が大きく増えたということなのですから、町で行っている事業も少ない職員数で頑張っていたと思っています。物によっては民間事業者へ委託したほうがよい事業というものもまだまだあるのではないかと思います。三人寄れば文殊の知恵ですとか、餅は餅屋とも言います。より多くの人の知恵を集約して、専門の業者も委託できることは委託し、活用して、町にとって住民サービスのさらなる向上のために事務事業を精査して、可能なものは民間への委託も検討して事務事業を進めていっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、原徹議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時とします。

休 憩 （午後 1時48分）

再 開 （午後 2時00分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（内田敏雄議員） 通告順位8番、議席番号2番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、集会所について。令和6年9月の私の一般質問において、集会所について、集会所は当初、

住民の交流、町政への参加、文化の向上、福祉の増進及び明るく豊かな住みよいまちづくりを推進するための公共施設として町が設置しましたと答弁がありました。

1、現在29か所ある集会所のうち、町が設置していない集会所はありますか。

2、29か所ある集会所の配置を見ますと、人口514名の上福田地区に4か所の集会所がある一方で、人口2,079人のみなみ野地区に1か所しか集会所がありません。東武東上線の南側で、集会所のない都地区930人を合わせれば、3,009人に対しみなみ野集会所1か所しかありません。上福田地区は平均すると50世帯、約130人が1つの集会所を利用するのに対し、みなみ野、都地区では1,395世帯、約3,010人が1つの集会所を利用することになります。非常に偏りがあります。滑川町は、何を基準に集会所を設置したのでしょうか。

3、地域ごとの人口が変化する中で、集会所の新規設置を行うなど、偏りをなくす計画がないのはなぜでしょうか。

4、9月答弁が公共施設の役割を集会所が担うという意味であれば、自治会への加入者数が減少傾向の現在、また日本の税金等の国民負担率が50%を超えている現在において、修繕等の費用の半分を住民が負担しなければいけない集会所の仕組みは、持続可能な仕組みであるか疑問です。施設費用を自治会が負担する仕組みなら、自治会加入者とそうでない住人、地域の住人と地域外の住人等の区別で、施設利用の可否や優先順位に差がついていることは理解できます。

公共施設を役場周辺に集中整備し、各地域の公共施設の役割は集会所が担うという考えであれば、各集会所が全ての町民に対して開かれたものではないことに問題を感じませんか。

5、他市町では提供される地域施設が滑川町では税金以外の住民負担金が生じる状態であることについて、町行政の役割を果たしていないと考えます。町はこの点において役割を果たしているとお考えですか。

なお、人口は埼玉県統計資料より、町（丁）字別総合人口調査、令和7年1月1日現在、結果報告を用いています。

質問事項の2、環境対策等を財源につくられた施設についてお聞きます。

1、同じく令和6年9月の私の一般質問において、区画整理事業流域下水道処理施設整備事業等の公共事業に伴う環境対策として集会所が建設されたと答弁がありました。これに該当する集会所を教えてください。

また、このような環境対策等を財源につくられた集会所、過去の埼玉県コミュニティ施設特別整備事業補助金や埼玉県ふるさと創造資金補助金を利用していないものがあれば教えてください。

2、滑川町文化スポーツセンターは、どのような補助金または環境対策等を利用して建設されたのでしょうか。

質問事項3、公共施設配置の公平性についてお聞きます。現在、公共施設は役場周辺に集中整備するという大塚町長の方針の下、(仮称)滑川町福祉センターと新コミュニティセンターが建設

または計画されています。その結果、役場がある下福田地区に公共施設が集中し、下福田地区758人に対し、滑川中学校と福田小学校も合わせまして2万3,058平米の公共施設面積があります。1人当たり約30平米です。月の輪地区の人口は約6,280人、この地区にある滑川町所有の公共施設は月の輪小学校で、1人当たり公共施設面積は約1.4平米です。滑川町文化スポーツセンターのある都地区の人口は約930人、1人当たり公共施設面積は約0.7平米です。

近隣市町を見ますと、東松山市は各地域に市民活動センターを9か所配置しており、嵐山町は交流センターを南北3か所に配置しています。

公共施設は、地域人口や周辺人口を勘案した上で計画すべきと考えます。都市計画に沿った公平性の高い公共施設の配置を求めます。

1、町の中心であるという距離の観点だけで公共施設配置を決めている現状では、上記のような偏りが生じます。町全体を捉えた上での公共施設へのアクセスのしやすさの公平性を、滑川町では考慮しないのでしょうか。

2、公共施設が有する周辺人口、周辺人口とは徒歩圏内1.5キロメートル程度を想定しています。この偏りをなくすべきと考えますが、町は現状で公平性は確保されていると考えていますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 順次答弁願います。

質問事項1、集会所についてと、質問事項2、環境対策等を財源につくられた施設についてのうち、①、環境対策等を財源につくられた集会所についてと、質問事項3、公共施設配置の公平性についてを稲村総務政策課長に、質問事項2、環境対策等を財源につくられた施設についてのうち、②、滑川町文化スポーツセンターについてを福島建設課長に、それぞれ答弁願います。

初めに、稲村総務政策課長、お願いします。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の一般質問に答弁させていただきます。

初めに、質問事項1、集会所についてのうち、①、町が設置していない集会所についてでございますが、地域集会所は町内に29か所ございます。そのうち、町が建設費を負担していないで新規で設置した地域集会所は9施設になります。福田下向古姓集会所、和泉集会所、伊古集会所、水房集会所、月輪中央集会所、月輪西荒井集会所、羽尾平集会所、みなみ野集会所、羽尾十三塚集会所となっております。

次に、②の集会所の設置基準についてでございますが、滑川町の地域集会所は、昭和50年代後半から60年代にかけて、埼玉県コミュニティ施設特別整備事業補助金等を活用し、およそ7割の集会所が整備されました。当時の詳細な資料がないため、設置基準は定かではございませんが、地域住民の強い要望で、各行政区からの申請により、小字単位で集会所が整備されたものと思います。ただし、設置すると日常の維持管理、光熱水費の経費等は地元負担となることから、それぞれの地

域で慎重に協議、検討を重ねた上で設置に至ったことと思います。

例を挙げさせていただくと、上福田地区は4つの小字から構成されており、それぞれの小字ごとに寄り合いの場としての地域集会所が設置されております。これには地域住民の強い要望があり、行政区の申請を基に町が設置してきたという経緯があることから、これが一つの設置基準だと考えております。

次に、③の集会所の人口の偏りをなくす計画でございますが、地域コミュニティの形成とまちづくりの担い手育成として、地域集会所施設の活用と整備のために町の支援を行う旨が総合振興計画に位置づけられております。また、区画整理事業を実施した際には、区画整理組合の組合員や住民の要望により、みなみ野集会所と月の輪南集会所を整備してきました。新たに集会所を建設する際には、区長を代表とした行政区の意向を受け、補助金の交付を決定いたします。

現在の滑川町地域集会所整備事業補助金交付要綱では、集会所を新設、新築または改築する際に、建設費1,000万円以下の場合は全額補助、建設費1,000万円を超える場合は1,000万円を超える事業費の2分の1を補助すると規定しております。

地域コミュニティの範囲や活動頻度は地域ごとに異なります。町としては、その地域で寄り合いの場として必要とされているか、有効に利用されるか、行政区の合意形成はできているかも重要な判断材料であると考えております。

地域集会所の新設、改築等は、あくまでも地域住民の要望により、行政区の区長からの申請に基づくものでございます。設置主体も行政区となりますので、既に行政区の人口数に差があることから、人口数による偏りをなくす計画はございません。集会所の新設、改築等の要望がありましたら、区長を通じてご相談いただいております。現時点で新設を希望する相談はいただいております。

次に、④の全ての町民に対して開かれた集会所の問題を感じていないかというご質問でございますが、確かに自治会加入者数が減少していることは重要な課題であり、現在、地域集会所の管理を含め、自治会活動の在り方について改めて考えることが求められております。しかし、地域集会所の行政区への移管は、地域集会所を自由に使用したい、自由に使用できれば使用料も得ることができると、行政区からの強い要望があり、行政区へ移管した経緯がございます。

現在は、公共施設ではなく、公共的な施設であり、利用に当たっての条件は、自治会の加入の有無などを含め、全て各行政区に委ねております。このことから、先日も羽尾十三塚集会所では、自治会の判断で、町内外の方、多くの方が参加したコンサートも盛大に開かれたと聞いております。また、地域外の議員さんが報告会を開催していることも聞いております。このように、利用の判断に当たっては、町が介入することはございません。このような状況から、町としても地域住民以外の方も積極的に利用しているものと理解しております。地元の皆さんの知恵とアイデアで有効に活用しており、全ての町民に対して開かれたものであると認識しております。

ただし、災害時には地域の住民同士の助け合いの場として、また、身近な地域集会所の果たす役

割が重要であることもご理解いただいて、活用いただくことが大切であると思います。

次に、⑤、住民負担を生じるのは町行政の役割を果たしていないのではないかというご質問ですが、繰り返しになりますが、町では地域集会所整備事業補助金交付要綱で、地域集会所を新築または改築する際には、建設費1,000万円以下の場合は全額補助、建設費1,000万円超える場合は1,000万円超える事業費の2分の1の補助を規定しております。受益者負担の観点から、一定規模以上になると地元の行政区に負担いただいているというのが町の考えでございます。また、受益者負担の観点から一部負担をいただいておりますが、建設費や修繕費、火災保険料に対して補助金を交付することで、地元の負担ができるだけ少なくなるように努めております。以上のことから、町としては、公共的な施設である地域集会所に対して、十分な役割を果たしていると考えております。

次に、質問事項2、環境対策等を財源につくられた施設のうち、①、環境対策等を財源につくられた集会所についてでございますが、地域集会所29か所のうち、環境対策等の事業に関連して設置された集会所は7か所でございます。福田下向古姓集会所、和泉集会所、伊古集会所、月輪中央集会所、月輪西荒井集会所、羽尾平集会所、羽尾十三塚集会所になります。

次に、質問事項3、公共施設配置の公平性のうち、①、公共施設へのアクセスのしやすさの公平性についてでございます。滑川町は、コミュニティセンターや図書館等、財政上の課題等から複数設置するものが難しい、一般的に大規模な施設は町の中心部に設置しております。これは、昭和50年代からの構想で、住民の活動の場として、さらに広域的にも人の集まる交流の拠点として、役場周辺に公共施設を集積するシビックセンター構想として行ってきたものが初めてでございます。

これは、あくまでも直線距離での話になりますが、役場周辺では、和泉、土塩、山田地区は最長で約4.5キロ、六軒からは約4キロ、羽尾十三塚からは約3.5キロとなります。森林公園駅までの直線距離は、和泉からは約7.5キロ、土塩、山田からは約7キロ、こういうふうな距離がかかることから、役場周辺は距離的な公平性は保たれていると考えております。

また、アクセスについても、県道や主要幹線道路が接続されております。また、公共交通の路線バスも2路線運行されております。さらに、中学生になれば、滑川中学校まで自転車で通学するなど、中学生以上の世代には通い慣れたエリアであるとも考えられます。

しかし、小学校や子育て支援センターなどの公共施設の種類の応じては、子どもの数等を考え、学校との距離などを考慮し、地域ごとに設置を決めております。

行政は、計画が大事であることはもちろん、施設への距離やアクセス等総合的に判断しており、公平性は保たれていると考えております。

次に、②の公共施設が有する周辺人口の偏りでございますが、滑川町は南北に7キロであるのに対し、嵐山町は南北12キロ、東松山市は南北14キロであります。地理上の特性の差がありますが、滑川町においても各地域に町民が利用できるような施設があるのは理想だと考えられます。しかし、コミュニティセンターなどの大規模施設を2か所以上設置することは、建設費をはじめ、維持管理、

人件費のコスト面も考慮すると、現時点では町の財政上困難でございます。

上野議員ご指摘の東松山市民活動センターは、市内に7か所ございます。しかし、人口が一番多い松山地区は、人口3万7,746人おります。人口比で43.5%であります。ここには松山市民活動センター1施設のみとなっております。上野議員がおっしゃるように、人口比での公平性の観点から言えば、複数箇所あってもよいこととなりますが、こちらも建設費、維持管理費、利用頻度等を総合的に判断して1施設となっております。

嵐山町におきましても、学校の統廃合が計画されているように、交流センターの在り方も将来的には3施設を維持するのは難しいと聞いております。

なお、東松山市や嵐山町も、市民活動センターや交流センターとは別に、各自治会ごとに集会施設を有しております。この施設は全て地元の自治会が主体的に管理していると聞いております。

滑川町では、公共施設は人口比率だけではなく、距離やアクセス、利用状況や費用面等を総合的に判断しており、また、昭和50年代からのシビックセンター構想からも分かるように、計画性、公平性は保たれていると認識しております。今後もコミュニティセンターや文化スポーツセンター、地域の集会所を有効に活用し、町全体としてコミュニティ活動が盛んになるように推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 次に、福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の質問に答弁いたします。

質問事項2の環境対策等を財源につくられた施設のうち、②、滑川町文化スポーツセンターは、どのような補助金または環境対策等を利用して建設されたのかについてでございますが、滑川町文化スポーツセンターは、昭和56、57年度に、当時の通商産業省が所管する工業再配置促進法に基づき、工業再配置促進費補助事業を用いて建設されました。なお、この工業再配置促進法につきましては、平成18年に廃止されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今、お答えいただいた滑川町文化スポーツセンターの補助金について伺いするのですが、工業再配置補助事業というのは、東松山と滑川町にまたがる工業団地をつくる際に、そこに関連しての施設ということでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の再質問にご答弁いたします。

今から40年以上前で、詳しい資料がなくて細かいことが分かりかねる部分が多いのですが、工業

再配置促進法は、当時、過度に工場が集中する地域から、工場の集積率が低い地方への工場移転と工場の新設、増設に当たり、当該地域の環境の整備、その他、環境の保全及び雇用の安定に配慮しつつ推進することにより、工場の再配置を促進し、経済の発展を図り、国土の均衡ある発展と国土の福祉の向上を目的として、昭和47年に制定されたものと伺っております。

この中で、工場の再配置ということで、東松山工業団地、それも入っていたというふうに思われます。それと、滑川町で関係があるとすれば、フジミ工研、そちらのほうが入っていたものと考えられます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） お聞きしたいのは、なぜ滑川町文化スポーツセンターがあのあるのかというところをお聞きしたくて、工業団地関連ということであれば、工業団地に隣接したあのある場所であるというのは理解できるかなというふうに思います。

施設をつくるときに、前面道路というのはもっと本来考えられるべきであって、あそこの前面道路は2車線ないですし、関越の側道で、側溝もすぐ脇にあったりして、非常に通りにくい道だと思います。そこになぜ滑川町は、数少ない公共施設をわざわざあそこにつくったのかというところの経緯が知りたい。それで質問したのですけれども、もし工業団地絡みというか、関連でののであれば、隣接する敷地に、場所につくったというのは少し理解できるかなと思います。

用地の選定について、何か分かることはありますか。

○議長（内田敏雄議員） 福島建設課長、答弁願います。

〔建設課長 福島吉朗登壇〕

○建設課長（福島吉朗） 建設課長、上野議員の再質問にご答弁いたします。

補助金の交付対象には、対象施設には工場の環境保全施設として、緑地、排水路、防災安全施設、福祉施設として、教育文化施設、スポーツ施設、その他の施設として、立地企業向けの利便施設とあっておったようです。

滑川町で、私の調べたところによる工業再配置促進費補助事業、これによって建設された施設は、月輪球場、総合体育館、文化スポーツセンター、図書館、この4つになります。この中で文化スポーツセンターは、立地企業向け利便施設の要素を含んでいたことが想像され、それによって工業団地に隣接したものと考えられます。その他は、大変申し訳ないのですが、当時の資料等はまだ何も残っていませんので、これ以上のことはお答えできません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。文化スポーツセンターの場所は、建設の昭和50年当時ですと、あそこは都の方もまだ、みなみ野の方もあそこまで住宅は広がっていなかったのもので、

あそこに施設があるというのは何かすごく不思議な感じがしたのですけれども、今のお話で、立地企業向けの施設であるということならば、工業団地内の工場に近いところにできたというのは、とてもよく理解できる気がします。ありがとうございます。

ということは、滑川町文化スポーツセンターは、立地という面では滑川町の住民のため、住民の利便性を考えてそもそもある立地ではないのかなというふうに理解もできると思います。

総務政策課長がお答えしてくれたことに関する再質問なのですけれども、集会所についてです。集会所というのは、あくまで公共的な施設であって、公共施設ではないということの理解でよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおり、現在の地域集会所につきましては、公共施設の位置づけを取ってございません。公共施設は、地方自治法に基づき条例で規定することが設けられております。滑川町も以前は地域集会所として条例を定めておりましたが、平成27年の3月議会で条例の廃止を議決をいただいております。そのときから、公共施設、法律でいう公共の施設ではなく、公共的な施設という扱いをしております。ただ、今までの経緯もございますので、補助金等は支給をしているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。集会所について、地域の要望により設置等している、新設の申出があれば、それなりに行政としては動いていくということなのですけれども、自治会の加入率ということをお話しましたのですけれども、以前、一般質問の中で、内田議員が質問していたことで、自治会加入率というのは今、平均が全体で63.4%というふうに出ています。その中で、自治会費や、例えば新規に建設する際に誰がその費用、1,000万円以上については2分の1ということで、今1,000万円でなかなか建物は建たないので、それ以上負担が必然的に出る場合にどうやって負担していくのかということを考えると、やはり新規の新設というのは二の足を踏む状態なのではないかな。地域でそれだけ話をまとめて、一部の方、ただでさえ自治会加入率が低いのに、一部の方に建設負担金を求めて建てていく申出を地域でまとめていくというのは、非常に難しいのではないかなというふうに思います。

そういう状況の中で、自治会から申出があれば、集会所の利用者がもう少し平均化するために行政としては動きますよというのは、少し住民に対する負担というところが大きくなってしまわないかなというふうに思います。この点について、どう考えられますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

今お話のあった自治会加入率が年々減ってきているというのも事実でございます。ただ、そういった中でも、一番最近できた羽尾の表集会所では、確かに地域、もともとから住んでいらっしゃる地域の方と新しく開発によって転入してきた方がいらっしゃる地域でございます。何度も協議を重ねる中で、地域住民の皆さんのご理解をいただいて、そして行政区から区長を通じて申請をいただいて建設に至ったというふうに私も認識をしております。地域集会所は、地域の皆様のコミュニティーの場ということでございますので、まずは地域で検討していただく、その中で役場のほうにも相談をしていただいて、一緒に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 先ほども申し上げましたが、今、生活費、食料費等上がり、給料は上がらないという中で、なかなか生活に厳しさを感じる方が増えている状態です。そして、国民の税金の負担率、社会保障費を含めた負担率というのはもう50%を超えています。50%を超えるような高負担の国であれば、医療費、教育費が無料になってくるというのは、ほかの国では多くあります。日本はそうっていないのですけれども、滑川町はさらに公共施設というのは役場周辺にはつくらないという方針を持ち、そして身近にある交流拠点としての公共施設は町ではつくらず、あくまで地域の中の負担、公共施設というか、集会所、公共的な集まりをつくるものでさえ、修繕も含め、さらに負担をしないと住民は持てない、そういう仕組みを求めてつくっていく、そして住民にはその負担を求めていくというのが現在の滑川町の方針ということでよろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

町は、住民に全てを負担をお願いしているわけではございません。先ほど来、お話しさせていただいたように、まず地域集会所の設置の希望があれば、地域の意見をまとめていただいた上で、代表である区長さんから申請をいただく、そして町としては補助金の交付要綱に基づいて必要な補助金を交付していく、そういったことで進めております。町が全く対応しないことではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） もちろん全ての金額を住民が負担するわけではないし、町が各種いろいろな項目に対して補助するというのは、そこは答えていただいたので理解をしました。

ただ、私たちが今生活をする中で、本当に税金、収入が上がり、そして税金は増え、そして社会保障費系の負担というののもかなり増えていっています。若い世代の負担というのはかなり大きく、

生活への負担感というか、可処分所得が低くなっているというところは、現在の大きな要素だと思います。

その中で、この少しというのが負担なのです。例えば、国民負担率が50%ではなく20%ぐらいの社会であれば、地域のために少し負担するということも問題なくできたと思うのです。それが、恐らく昭和50年、60年代の社会だったと思います。でも、今、国民負担率が50%を超える中、その少しというのがなかなか出せない状態になっているというところを理解すべきだと思います。その中で、集会所、公共施設を欲しい、そこを使うのに対してまでも、こんなに税金払っているのにまだ出さなければいけないというのは、なかなか辛い状況であるなというふうに思っております。そのところは理解していただきたいと思います。

それで、集会所が全ての町民に対して開かれたものであると認識されておられるのかもしれないですけども、実際のところ、そのように負担に差が出てくるというふうに出てきますと、例えば、利用に優先順位が出てきたり、この使い方は駄目だよというような話というのは、当然のように出てくるのかなというふうに思います。

実際問題として、子育て支援センターわくわく花子が福小地内の集会所に入っていたかと思うのですけれども、それも使い方等いろいろとあって、出ざるを得なくなったというような話も聞いています。これは、各集会所が全ての町民に対して開かれたものではないという実例かと思うのですが、その点についてどう思われますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

地域集会所は、地域に管理運営を全て移管をしております。そういった中で、その利用方法、活用方法についても地域でお願いをしているところでございます。

先ほど出た地域子育て支援拠点として利用してたところが、自治会から利用ができないという話があったというふうな話だと思いますけれども、そこはその地域の自治会において、そのような判断をされたというふうに思います。町として、ここを使いなさい、ここには貸すなど、そういったことはしておりません。それが地域集会所のいいところであるというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問をお願いします。

○2番（上野葉月議員） 集会所の管理を地域に任せているということは、利用度も広くなる反面、もちろんそのような制約も地域の方が主体となっていくことができるということだと思います。そのところは、必然的な仕組みのようになってくるのかなと思います。なので、やはり集会所が全ての町民に対して開かれたものという考え方を取るのには難しい面があるのかなというふうに思います。

公共施設配置についてなのですけれども、先ほど近隣市町の中で、東松山、嵐山町の例を挙げ、各地域に何かしらの交流センター、公共施設があるというお話をしました。それに対して、地域的な特性もあって、それぞれが配置しているということでした。ここにある思想として、東松山市や嵐山町は、維持の難しさというのはそれぞれ持ちながらも、それぞれの地域に、各地域に配置していこうという思想がある上で、このように市民活動センターという名前であったり、交流センターという名前であったり、一極集中ではなく配置をしているのだと思います。

東西の長さというところでは、滑川町がこの例に挙げた中では短いかもしれないのですが、滑川町は東西に東武東上線、関越、市野川、それから比企丘陵の一つの丘陵、それから滑川というのが走っています。それぞれ走っているもので、ある程度地域性というのは分断されています。川を越えなければいけない、橋が必要。そして、関越があれば、やはりそこで少し分断されますし、それから住宅の多い駅周辺のものが、宮小、滑中に行くところでは、丘、山を越えなければいけないです。坂を、どの道を通っても、やっぱり坂を越えなければいけない。そこには山があって、だから、歩道、通学路の拡幅というのがなかなかできない。そこにはやはり山があるからというのがあると思います。なので、南北の距離だけでは測れない地域の特性、地域の割られ方、分断というのはあると思います。なので、滑川町が一極集中というお話は、それぞれの地域性というのをやはり考慮していない、あるいはそこへの優先順位というか、配慮が非常に薄いというふうに考えますが、もう一度ここをお聞きしますが、どうでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

地域の特性、地理上の特性、様々な条件は、当然滑川町にもございます。しかし、そういった状況であるからこそ、地域コミュニティの拠点となる地域集会所を各地域に設置してきたものと思います。滑川町のこの財政的な状況、大規模な公共施設につきましては、人口比率だけではなく、距離やアクセス、利用状況、費用面等を総合的に判断して実施しているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 例えばコミュニティセンターという同じ施設を2つつくることはできないかもしれませんが、できないとしたとしても、コミュニティセンターをこちらに、あと例えば図書館を別の場所にというふうにつくっていくことはできます。現に、東松山市の市役所と図書館は少し離れたところにありますし、嵐山町の役場と、それから嵐山町の図書館に当たるものというのは離れた場所にあります。そして、例えば東松山の図書館も、それから嵐山町の図書館も、小川町の図書館も駅から歩ける範囲にあります。なので、それぞれの目的別の施設を各所に分散させるということは可能だと思います。これもしないで一極集中というところの、なぜそうするのかという、

分散ということを全く考えないのかということを再度お聞きします。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

滑川の公共施設の分散のお話でございますが、現在、滑川町のこの図書館等も全て既にもう出来上がった施設でございます。それを今建て直すというような話が出ているわけではございません。将来的な施設整備のものを否定するものではございません。ただ、現在は、この公共施設が、昔の様々な計画に基づいて公共施設をこの役場、このエリアに集積をしてきた、そういった計画に基づいて現在までやってきております。

今回のコミュニティセンターにつきましても、今まであった施設を新しくつくるのではなくて、今までのコミュニティセンターの建て替えということで、こちらに移転をするという状況になります。そういったことから考えますと、新しいものということについては、今後の将来性について否定することではございませんが、現在は今ある公共施設のこのエリアの中で対応していくことを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 役場の周辺にあるこれらの施設は、建てられた時期がほぼ似ており、例えば図書館もこれから建て替え等の話が出てくると思います。今のお話の流れでいくと、役場の周りに公共施設は一極集中ということで、図書館もこの周りに建てていく方針なのかなというふうに私は思っているのですけれども、例えば図書館について、そういうことが決まっている状態ではない、これからについては例えば別の場所に分散配置することも考えていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時47分）

再 開 （午後 2時48分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

図書館の建て替えということで答弁させていただきますが、現在、図書館については、長寿命化の方向で建物を維持する予定でございますので、建て替え等の計画は現在のところございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

最後に、集会所の位置づけについて、ちょっと答弁について確認というか、私はそごがあるように感じるのでお聞きします。前回の答弁で、各集会所は公共施設の代替施設になるかという私の質問に対し、集会所は、当初住民の交流等のために、公共施設として町が設置しました。さらに集会所の権利、権限を町から各地域へ移譲し、地元で管理、活用をお願いしており、従来の公共施設プラスアルファの役割は果たせるような形になっていますというふうに答弁いただいています。

これを読みますと、集会所は公共施設プラスアルファという表現は、公共施設である、それにプラスアルファされているということだと思うので、普通に読むと公共施設であるというふうにお答えいただいたと理解しました。でも、今の答弁では、公共的な施設であって、公共施設ではないという解釈のお答えを稲村さんからいただきました。このところの言葉のそごというのを私はすごく問題と感ずるのですけれども、ここは回答として、そごはないという理解をしていらっしゃるのでしょうか。これは大塚町長にお伺いします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時51分）

再 開 （午後 2時51分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、上野議員の質問に答弁いたします。

若干無茶ぶりだったので頭がまとまっていないのですが、言葉のそごがあったのかもしれませんが、やはり今言ったとおりに、それは公共施設プラスなのか、公共的施設なのか、それは使い方だと思いますし、今現在、私たちが考えているのは、総務政策課長が答えたように、公共的施設として地元がうまく使って、町としてもプラスアルファでうまく使えるような状況をやっていくのが、今の各集会所の使い方だと思うのです。

出てきたついでということは申し訳ないのですが、いろいろ集会所をつくるには経過があると思うのです。例えば上福田に4地区あると言っていますけれども、あれは各4地区にお堂という寄り合い場所があったのです。ですから、その地区ごとに自分たちで、戸数は少ないけれども、負担金を多くの金を出してつくり替えた。それが今の集会所になっているわけで、また自分たちの地区もそうですし、いろんなところがあるわけです。やはり私の地区も、今集会所が古くなって建て替えようとする。加入率はほぼ100%に近いのですが、やはり若い世代からすると、集

所の使用方法に疑問があるということで賛成が得られないのです。古い方はつくり替えてもいいのではないかと。新しい人は、将来的にはそこで何をするという考えを持っていないということで、結局はうちの地区も集会所を建てる計画で四、五年準備しましたけれども、それも計画が終わってしまったと。

ですから、これから各集会所を直していく中で、はっきり言って、今の負担割で果たしてできるかどうかというのは、確かに上野議員が言うように疑問はあります。財政的なものもありますから、これから先、いずれにしてもこの10年の間には集会所もだんだん古くなってきますので、そういった対応は考えていかなければならないと思いますけれども、やはり今まで集会所をつくってきた経過は各地区ごとに違うと思うので、一緒くたにここで議論するのは、私はいかがかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（内田敏雄議員） 以上で、上野葉月議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

◎次回日程の報告

○議長（内田敏雄議員） 明日5日は休会とし、午前10時より議場にて全員協議会を開催します。また、全員協議会終了後、文教厚生常任委員会を開催しまして、請願の審査を行います。

◎延会の宣告

○議長（内田敏雄議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦勞さまでした。

（午後 2時53分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和7年第247回滑川町議会定例会

令和7年6月6日（金曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 議案第38号 滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 2 議案第39号 滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第40号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第41号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第42号 滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第43号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について
- 7 議案第44号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 8 議案第45号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定について
- 9 請願第3号 従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書
- 10 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 11 閉会中の継続調査の申し出について

日程の追加

- 12 議案第46号 工事請負変更契約の締結について
- 13 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 14 発議第3号 滑川町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

出席議員（１４名）

１番	小澤	実	議員	２番	上野	葉月	議員
３番	瀬上邦久	久	議員	５番	阿部弘明	明	議員
６番	西宮俊明	明	議員	７番	北堀一廣	廣	議員
８番	松本幾雄	雄	議員	９番	赤沼正副	副	議員
１０番	原徹	徹	議員	１１番	谷嶋稔	稔	議員
１２番	中西文寿	寿	議員	１３番	吉野正浩	浩	議員
１４番	井上章	章	議員	１５番	内田敏雄	雄	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

町長	大塚信一
副町長	小柳博司
教育長	上野修
総務政策課長	稲村茂之
税務課長	島田昌徳
会計管理者兼 会計課長	高坂克美
町民保険課長	松本由紀夫
福祉課長	宮島栄一
高齢介護課長	篠崎美幸
健康づくり課長	上野聡
環境課長	関口正幸
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	服部進也
建設課長	福島吉朗
教育委員会事務局長	澄川淳
上下水道課長	神田等

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	大林具視
書記	宮島美咲
録音	山岸美奈子

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。よろしくお願いいたします。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（内田敏雄議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第247回滑川町議会定例会第4日目にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第1、議案第38号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第38号 滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方公務員法に規定する配偶者同行休業制度を滑川町でも制定したく、地方自治法第96条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただきたいので、本議案を提出するものでございます。

条例の概要は、公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するための休業制度でございます。能力の高い職員が配偶者の転勤に伴い離職してしまうことを未然に防止するとともに、人材の確保につなげていくことを目的に、配偶者同行休業制度を創設するものでございます。

1枚おめくりください。

第1条は、条例制定の趣旨について、地方公務員法の規定に基づくものでございます。

第2条は、任命権者が休業を承認する場合の要件を、第3条は、休業できる期間が3年を超えない範囲と定めております。

第4条は、休業の対象となる配偶者が国外に滞在する事由を定め、第5条は、休業の承認の申請について定めるものでございます。

第6条は、休業の期間の延長の申請ができることを定め、第7条は、休業の承認の取消事由を定めております。

第8条では、休業職員でなくなった場合の届出について定め、第9条は、休業に伴う任期付採用及び臨時的任用ができることを定めております。

第10条は、職務復帰後における号給の調整を定め、第11条は、委任を規定しております。

附則では、第1項に、施行期日の規定では公布の日とさせていただきます。第2項及び第3項では、本条例を制定することで関連する職員の規定に関するそれぞれの条例の一部を改正するものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第38号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は、答弁を含み30分とします。残り時間は、表示板に表示します。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席に着き、質疑に入ります。1回目に一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは、質問者に委ねます。

質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

こちらの条例の制定の趣旨が、公務員の活躍の期待、そして能力の高い職員の離職を防止するためということでした。そして、この条例を利用できる場合というのが、配偶者の外国での勤務や外国における修学ということで、外国ということに限定されています。国内でも、配偶者の転勤等により、滑川町に通えなくなる、滑川町の役場に通えなくなるというケースはあるのですが、外国だけに限定していますが、これを国内にも広げるという検討はされていますか。

○議長（内田敏雄議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁いたします。

滑川町職員は、地方公務員法に規定する職員でございます。そういったことから、地方公務員法に規定した内容について、今回、条例等を制定させていただきたいということで、議案を提出させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野葉月議員。

○2番（上野葉月議員） 上位法の改定に基づいての制定ということなのかなと思うのですが、上位法のことだけに基づくのであれば、町で特別に条例を制定する必要性というのが薄れてくるというか、もっと考えるべきだと思うのです。例えば転勤というものを考えるときに、最近、海外に転勤されている方も、滑川町、民間企業などだとたくさんいらっしゃると思うのですが、もちろん滑川町、単身赴任であるとか、引っ越さなければいけないような転勤というものもそれなりに存在します。そうしますと、外国よりも、外国と同時に国内というのも事例としては必ず発生するはずで、外国のみを対象として公務員の活躍を期待し、そして能力の高い方の離職防止を図るところが、ちょっと条例制定において漏れというか、本来対応すべき範囲というところを漏らしてしまうのではないかなという懸念を感じるのですが、そこについてはどうお考えですか。これで十分と考えるか、この条例により国内が漏れてしまうということを認識されているか、そこについてお考えをお聞かせください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

滑川町職員につきましては、先ほどもお伝えしたように、地方公務員法に基づく職員でございます。この地方公務員法では、外国への赴任に対してのみ規定をしております。

ただ、この今回の制定に当たりましては、国でも、まずは公務員から始めるということでスタートした制度でございます。今後、国でも、国内での単身赴任等の対応に法律等が改正されれば、滑川町でもそれに従って条例を改正していきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、再質問願います。

○2番（上野葉月議員） 例えばこのようなケースが発生した場合に、この議案第38号 滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、滑川町職員というふうにタイトルがついているわけで、滑川町についてというところ、国も大事であると思うのですが、滑川町についてというところも考えていくのは当然のことと思います。

では、国の改定を待たず、同じような事例、この条件に合致するような事例、ただし配偶者の赴任先が外国ではなく国内というところが発生した場合に、この条例を準用、または準用を通して適用するような柔軟な対応はお考えでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

現在、国内での事案については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） これを対象職員に適用することで、何かしら町の費用的負担というのは発生するのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

この条例を制定して対象となる職員に対して、給料等は無給になりますので、町としての費用負担等は発生いたしません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、在籍、籍を保障するだけで、社会保障、各種保険等も全く支払われない、在職しているところからは辞める、切るという対応になりますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

給料につきましては無給となります。身分につきましては、滑川町の職員の身分を置きますので、共済、職員における社会保険である共済につきましては、そのまま引き続き利用できるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 最近、社会保険もかなり率が上がっておりますので、籍を置くだけで、例えば延長もこれ可能ですから、6年間保険を払い続けるというのは大変なところも出てくるのかなというふうには思います。でも、しかしながら、やはり外国だけに限定をするというのは、この法律で、初めにご説明してくださった、公務員の活躍が期待される公務員の離職を防ぎたい、能力が高い方の離職を防ぎ、今までの知識、経験を持ったところでまた復職していただきたいというところが趣旨での条例だと思います。そうしますと、やはり外国だけに限定するというのは、趣旨からもちよっと外れてくるのかなと思いますので、国内の方にも同じようにこのような配慮をしていたくこと、あるいは早期に国内というところも対象にした条例にしていくというところを要望して、私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 滑川町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第2、議案第39号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

関口環境課長に提出議案の説明を求めます。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、議案第39号 滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由ですが、宅地造成規制法の一部改正に伴い、滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めます。

本条例改正案は、令和4年5月に宅地造成等規制法の一部が改正され、合わせて宅地造成及び特定盛土規制法と題名が改められました。そして、令和5年5月に施行されました。

特定盛土規制法は、令和3年7月に、熱海市の土石流被害を受けて、危険な盛土を包括的に規制するために制定された法律でございます。

埼玉県においては、令和7年7月より法規制の対象となることが決定いたしました。そのため、目的が重複する現行の滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例を廃止し、同条例中にうたわれていた不法投棄の規制に関する条文については、滑川町不法投棄防止条例を改正することで対応するものでございます。

配付されております資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。左側の改正後を御覧ください。改正後の条文は、全て廃止される土砂条例の中の不法投棄の規制に関するものを移植してございます。

一番上に、第3条として「何人も、不法投棄をしてはならない」という条文を追加します。

第4条、第5条は、条ずれを修正いたします。

第6条には、第1項「町長は、廃棄物を不法に投棄した者等を確認するため、その状況を調査することができる」、第2項には「町長は、前項の調査の結果を所轄の警察署長に通報することができる」という条文を加え、第7条には「町長は、前条第1項の調査の結果、廃棄物の不法投棄者を確認したときは、当該投棄者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる」としています。これら第6条、第7条は、改正前は現場の確認と原状回復と一文で表しておりましたが、土砂条例にあった条文では、不法投棄の調査と確認、原状回復が2条に分けてありましたので、これに倣っております。

第8条には、第6条第1項の調査の結果、不法投棄者が判明しない場合には、不法投棄現場の土地所有者又は管理者は、関係法令に基づき適正な措置を講じるよう努めなければならない」という条文を加えます。これらの条文は、廃止される土砂条例の条文を移植しております。

第9条については、条ずれの修正でございます。

附則といたしまして、本条例の施行期日は令和7年7月1日からです。加えて、本条例の施行により、滑川町土砂等による土地の埋立て等及び不法投棄の規制に関する条例は廃止いたします。

以上で、議案第39号 滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例の制定についての説明いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、質問させていただきます。

条例の第7条の関係なのですが、町長は不法投棄者に対して必要な措置を命ずることができるというような規定があると思うのですが、この条例全体においては罰則規定がないというふうに思います。その中で、命じた後に不法投棄者がその命令に従わなかった場合のその後の対応についてお聞きをいたします。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

第7条の原状回復命令につきましては、この原因者について、投棄者に対して原状回復をするようにということで命ずること、これは廃棄物の関係でございますので、それは廃棄物処理の関係の罰則がございますので、その罰則には該当すると考えております。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 再確認いたします。条例上に罰則がない。ただし、廃棄物処理法のほうの罰則が適用されると、そういうふうに解してよろしいのですか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、赤沼議員の質問に答弁いたします。

先ほど申したように、この中では罰則規定はございませんけれども、廃棄物処理の形で不法投棄というのはそういった罰則規定がございますので、そういうことだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、質問願います。

○9番（赤沼正副議員） 第7条の関係については、罰則はないと。ただし、この条例とは別に、廃棄物の不法投棄について、そちらのほうで対応すると、そういうふうに理解をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありますか。

上野葉月議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

新旧対照表の第5条のところです。「町長は」というところで、「速やかに不法投棄の現場の確認、証拠物の収集その他の必要な調査を行い、不法投棄者の判明に努め原状回復を図るものとする」。ここの対象のものは、限定されて車両についてのみということなのですから、「原状回復を図る」というふうに改正前の文言にはあります。そして、改正後の文言を見ますと、原状回復を図るところまで書いてある条文はなくて、先ほど出た第7条ですと、原状回復を命ずることができるというふうになっています。そうしますと、この改正というのは、この改正による影響としては、土地所有者の負担がどちらかというと重くなる影響の出る改正というふうに読めるのですが、そのような影響になりますか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

第5条について、原状回復については、元の法律であっても原状回復を図るとなっていて、この後、新しく改正後についても原状回復、一応内容については、特に以前のときから、土地所有者の関係については前回のほうが重くて、今回のほうが軽くなるとか、そういうことはなくて、不法投棄をされた場合、町の土地であれば町のほうで処分しますけれども、個人の方の民有地についてはそのような形で原状回復をしていただくと。また、この中で、不法投棄者が判明した場合というふうにあるよう

に、当該の投棄者等が不法投棄をした人が分かれば、そのような形で原状回復をしていただくというところでございますので、特に投棄者が見つからない場合には土地所有者が処分するような形になりますけれども、投棄者が見つかった場合には原状回復をしていただくということになります。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 不法投棄者というものの調査を行って、そこを調べていく、そこを町がしていかなければいけないというところは変わらないですよ。そして、不法投棄があった場合に、土地所有者にとってはとても酷なことかと思うのですが、土地所有者または管理者が最終的には撤去していかなければいけない。これは、この条例ではなくて、ほかのもっと上位法でも決まっているので、そういう決まりが前提としてあるということ、それは理解しています。

それで、いろんなパターンが重なってきたときに、不法投棄者が分からない。そして、例えば土地所有者だけが撤去をするのに非常に費用がかさむであるとか、個人の負担でこれをするのはかなり難しいというような、そういう困難な事情が生じてきたときに、やはり立ち返るのは、こういう条例の文章を細かく読んでいくということになっていくと思うのです。そういう場合に影響が出る改正なのかということを知っていて、条文を読む限りでは「原状回復を図る」という言葉が前のところにはあって、次のところには「原状回復を図る」という言葉はなくなっていて、「原状回復を命ずる」ってなっているのです。「原状回復を図る」、図るというのは、計画を立てることだけではなく、実行に移したり行動したりするところまでを含む用語になるのです。図るというのはそういう意味ですよ。

まず、「原状回復を図る」というその言葉です。その言葉に関しては、計画を立てるプラスその計画を実行に移すという意味までも含む、そういう意味であるということによいですか。ちょっとそこを確認させてください。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんのご質問に答弁いたします。

この中で「原状回復を図る」、それが新しく改正後には原状回復ということで、意味としては、一応この中で原状回復という言葉がございますので、「原状回復その他必要な措置をとることを命ずることができる」ということなので、それも全て含まれているというふうに解釈をしていただければと考えております。

以上でございます。

続いて、あと、また追加でございますけれども、大規模な不法投棄等があった場合には、もちろん個人では全て片づけられないということがあるのですが、そういった場合には、県のほうの、すぐ簡単にはできないのですが、県のほうのまた別の補助金等の中で、例えば大量な古タイヤ

とかというものが投棄されて、一切その所有者というか、原因者のほうが分からなくて片づけられないといった、そういった場合があった場合は、また県のほうの補助の中でそういうことができるという事例もございます。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 例えばです。例えば滑川町地内の個人の所有地に車、車両が不法投棄されていました。そして、調査しても所有者が分かりませんでしたというふうになった場合、改正前であれば、町長が原状回復を図るものとするところがあるので、原状回復をするのが町のほうになるのかなというふうに読めます。ですが、改正後になりますと、そういう特に条件の設定がなくなりますので、土地所有者が不法投棄者が分からなかった場合には撤去しなければいけないというふうに変わるというふうにも読めるのです。そういうような影響というのは、これによって出るのかどうか。もちろんいろんな条例や補助を使って対応、ほかのところで対応、補助していける場合もあるかもしれないのです。そこのところは今いろいろお聞きしているのですけれども、ここを読んだ場合の変化というのをもう少しきちんと説明してほしいのです。

こういう条例、法律というところは、その言葉、どの言葉を使うかによって何をするかということが決まってきますよね。そこのところをもう少し厳格に解釈と理解をした上で、いやいや、言葉は変わるけれども、実質は変わらないのだよねって、そういう部分もあるかもしれないですけども、やはり変える以上は、どこがどのように変わっていくのかというのはある程度説明をしてほしいです。それで、今聞いています。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時31分）

再 開 （午前10時32分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんのご質問に答弁いたします。

先ほどから言っているように、原状回復を図るというのは、もともと前の条例であっても、その土地所有者、管理者がするということで、この旧の改正前の第5条にあっても、この中にあるように、不法投棄の現場の確認だとか、証拠の収集だとか、その調査を行って、不法投棄の判明に努め原状回復を図るものと。それは原因者に対して、原因者というか、不法投棄を行った人に対しての

ことであって、あと先ほどの、この中で前条第3項というのは、この条例というのがこの中に載っていないからあれなのですけれども、町民等は不法投棄に関係したと思われる車両を発見した場合には、その特徴等を記録して町に通報しなければならないという条例でございましたので、今回のまた改正によって、先ほども一番最初に説明したように、原状回復という一文になっておったものを、改正後には第6条と第7条ということで、不法投棄した廃棄物の調査、この条文にあるように、「町長は、廃棄物を不法に投棄した者等を確認するため、その状況を調査することができる」と。また、「町長は、前項の調査の結果を所轄の警察署長に通報することができる」ということと、またこの中の前条、第9条の前の原状回復については、この新たな第7条として、前条の第1項の結果、不法投棄を確認した当該者に対して、期限を定め、原状回復その他必要な措置を取るべきことを命ずることができるということで、特に内容については変わってなくて、前条のときには、前のときには町のほうが片づけて、次はもう今度は片づけない、そういうことではなくて、もともと町のほうが片づけるということは入っておりませんので、今回の改正においても内容については特に変わりはないということで答弁いたします。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） では、第5条「町長は」というところで、「原状回復を図るものとする」というのは、原状回復を図るというのの主語は町長ではなく、あくまでも不法投棄者または土地所有者ということでよろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野議員さんのご質問に答弁いたします。

そのとおりでございまして、不法投棄の原因者、不法投棄をした者に対して原状回復を求めるということでございます。

以上でございます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今、ご答弁で、原状回復を求めるものでございますというふうにおっしゃったのですが、ここ「原状回復を図るものとする」というふうに書いてあって、そのところをお聞きしているのですが、今、私のほうで不法登記者が、あるいは土地所有者が主語という、原状回復を図るという主語なのですかと聞いたところ、そうだとことなののですが、この文を読んでそういうふう解釈するのはなかなか難しいかなというふうに私は思います。でも、そのような解釈ということで、それからこの変更によって、特に内容の変更自体、実務的な変更はないというふうに解釈していらっしゃるということを確認させていただいて、私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 滑川町不法投棄防止条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第3、議案第40号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第40号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、水道事業の健全な経営基盤を確保し、老朽化した施設の更新を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的とし、滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正は、経営戦略の見直しにより、将来的に赤字が生ずる見通しとなったこと、令和8年度から県水の水道供給単価の値上げを踏まえた上で、水道審議会に諮問を行い、水道事業の健全な経営と安定した水道の供給のために、令和8年度に一律30%の改定が必要であろうと、答申に基づくものになっております。

内容でございますが、議案書添付の新旧対照表を御覧いただければと存じます。水道メーター口径ごとの基本料金及び超過料金を定めた別表を改めるものでございます。水道料金は、いずれも税抜き金額となっております。メーター口径及び水道料の単価につきましては、企業表記を日本語表記に改めるものでございます。

メーター口径13ミリメートル及び20ミリメートルの基本料金を1か月につき使用水量10立方メー

トルまでを800円から1,040円に改め、超過料金使用水量1立方メートルにつき、使用水量の区分を11立方メートルから20立方メートルを130円、21立方メートルから30立方メートルを150円、31立方メートルから75立方メートルを170円、76立方メートル以上を200円から、10立方メートルを超え30立方メートルまで170円、30立方メートルを超え50立方メートルまで190円、50立方メートルを超え80立方メートルまで220円、81立方メートル以上260円に改めるものでございます。

メーター口径25ミリメートルから50ミリメートルの基本料金を1か月につき使用水量10立方メートルまでを1,100円から1,430円に改め、超過料金使用水量1立方メートルにつき、使用水量の区分を11立方メートルから20立方メートルを150円、21立方メートルから30立方メートルを170円、31立方メートルから75立方メートルを200円、76立方メートル以上を220円から、10立方メートルを超え30立方メートルまで190円、30立方メートルを超え50立方メートルまで220円、50立方メートルを超え80立方メートルまで260円、81立方メートル以上290円に改めるものでございます。

メーター口径75ミリ以上の基本料金を1か月につき使用水量10立方メートルまでを1,300円から1,690円に改め、超過料金使用水量1立方メートルにつき使用水量区分の11立方メートルから40立方メートル160円、41立方メートルから80立方メートル200円、81立方メートル以上240円から、10立方メートルを超え30立方メートルまで210円、30立方メートルを超え80立方メートルまで260円、81立方メートル以上を310円に改めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

経過措置は、この条例による改正後の滑川町水道事業給水条例第23条の施行の日以後の使用量に関わる料金について適用し、施行日前から継続して水道を使用し、施行日以後に初めて料金が確定するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第40号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

水道料金の値上げがされるというところで、水道事業戦略や水道事業の経営戦略、そして滑川町があと全て購入を頼っている県水の値上げというところから、値上げということが出てくる流れというのは予測できるところではあるのですけれども、現在、本当にいろいろなものが物価が高騰していて、生活費、生活に必要な費用が各ご家庭上がっている状態です。その中で、今、今というか、来年にかけてなのですけれども、あまりめったに改定のない公共料金というところまで上がっていくというのは、非常に家計への打撃、厳しさというものを感じます。これ、値上げということを見込むとしても、もう少し時期をずらす等考えることはできないのでしょうか。先送りにするという

ことです。そのような検討はできなかったのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

水道事業、開始しまして50年、布設から50年たった配水管につきましては、60年を経過する時期が間近でございます。老朽管の更新は、今やっっていかなければ、後回しはできない状況でございます。よって、今水道料金を上げなければ更新工事ができない実情を考えていただき、今の時期の水道改定ということになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 例えば4人世帯を想定しますと、2か月の使用水量が改定により1,600円ぐらい上がるかなという予測を立てられているとお聞きしました。確かに水道管の耐用年数がもう来っていて、更新していかなければいけないというところは十分に理解します。ただ、これを全て、全てではないかもしれないのですが、この時期に水道事業料金に充て、使用料に乗せていくというところが非常に厳しい結果となっていると感じます。なかなか厳しいところではあると思いますが、町の負担分を増やすで何とかしていただきたかったなというふうに思います。

そして、こういうふうに決めていかなざるを得ないというところなのですが、生活の困窮世帯であるとか、経済的に厳しい世帯、そういうところに対し、水道料金に対する補助または何かしらの補助というところをぜひとも図っていただきたいのですけれども、そのような水道料金の値上げに付随するところでの何かしらの補助というのはお考えですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員さんの質問に答弁申し上げます。

今現在、生活困窮者等の方々と水道料金等支払いが難しい方も、生活が苦しくていらっしゃるかと思います。それにつきましては、期日を長くして分納等していただきながら、少しでも公平性を保たれるようにお支払いいただくような努力をしております。補助については、今のところ考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。補助等何かしらの対応についても、できる範囲で、水道だけでなく考えていただきたいなというふうに思います。

以前からなののですが、例えば水道料金が払えないから水を止めるというようなことは極力避けるような対応を滑川町は続けてくださっていると聞いております。また、料金についても、配

慮のある対応をしていただいていると思っておりますので、この値上げにより、そして昨今の物価上昇により、なかなか厳しいご家庭、経済的に厳しいご家庭増えてくると思いますので、引き続きそのような配慮のある対応を続けていただきたいと要望いたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はございますか。

阿部議員、質問願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明でございます。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、この値上げに対する認識なのですけれども、今、先ほどもありましたけれども、物価高騰、食料品、様々もう生活、生きていけるかどうかというような話もあるのですけれども、本当にもう大変な事態に陥っているのが住民の暮らし、また営業だというふうに思うのですけれども、そこに追い打ちをかけるような水道料金の値上げをかぶせるということについて、どういうふうに認識していращやるのか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（内田敏雄議員） 大塚町長、答弁願います。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 町長、阿部議員の質問に答弁いたします。

今現在、今現在というか、数年前から物価が高騰し始めています中、確かに公共料金の値上げということで、非常に町民の方に対しては申し訳ないかなというふうに思っております。ただ、今担当課長が申し上げたとおり、将来を見通した段階でどうしても必要なお金だと。埼玉県内全部見ても、水道料金、私たちは県水を買っているわけですけれども、元値が上がれば、これは仕方なく、そうせざるを得ないというのがあると思います。それと、今後の水道事業をやる中では、やはり幾分か料金を重ねて上乗せ徴収していかなければならないということで、昨年1年間、審議会で審議をしていただいたわけです。

これはあれですけれども、一応この1年間猶予を置きながら、町民の皆さんにご理解をいただきながら、来年の4月1日に値上げに踏み切るということで、恐らく県内でも各地区の自治体でいろんな協議がされてくると思いますけれども、その辺についてはご理解をいただかなければいけないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 県水の値上げの問題なのですけれども、これについては町としてどのように受け止めていращやるのでしょうか。この県水の値上げが、直接この町の水道料金の値上げにつながっているというお話ですが、この県水の値上げについては、私どもは県の水道政策の失敗、予想の見誤りというか、誤り、こういったようなことから来ているというふうに思うのです。これ

についてはどういう認識ですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

埼玉県のほうでも上位計画としまして水道ビジョン等策定をし、再生シミュレーション等を行って、今まで、現在行っております。また、将来の財政状況等を鑑み、単価のほうを設定しておりますので、町としてはやむを得ない、100%購入水でありますので、やむを得ないのかなと思っております。

それと、昨日の全員協議会のほうで説明させていただきましたが、26年間供給単価を上げておりませんので、今回26年間かけて物価高騰、浄水場等は電気をたくさん使う施設でございますので、電気の電気料の高騰で単価が跳ね上がってしまって非常に大変だということを伺っておりますので、担当課長としてはやむを得ないのかなと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 県もこの値上げをすることについて、県がどのような対策を、値上げをやめるような声があるわけですがけれども、そういったようなことについては何か特にやってこなかったのではないかなというふうに思うのですけれども、例えば物価高騰対策の国からの交付金などを水道事業に入れるとか、物価高騰ですから、そういったようなことをなさっていないのです。これについては、要するに県が上げるから仕方がないなというような認識でいらっしゃるのか、それともこのような県の値上げに対してはおかしいと、上げるべきではないというような声を町は上げるべきではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

この単価を上げるまでには、いろいろな会議を経て単価のほうを設定しております。また、県条例の改正につきましても行っておりますので、確定という形になっております。

しかし、滑川町が何もしてこなかったというわけではございません。担当者会議等、いろいろな会議に出向きまして、供給、受水をしている団体につきましてはもう少し企業努力をしていただき、どうにかならないかというふうな形で何度となく会議の中でお話をさせていただいています。その中で、浄水場等で太陽光設置をして、売電により経費を削減をしているとか、いろいろな形で県のほうも努力をしております。町としても何もしてこなかったわけではなく、声を大にし、供給単価のほうを下げていただく努力をしてきましたので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 課長さんは、この間、二十数年にわたって値上げをしてこなかったという
ような話をされていますけれども、なぜ値上げをしてこなかったというのはあるのではないですか。
値上げをせざるを得ないのにしなかったのか、それともしなくてもいいからしてこなかったのか、
どうなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁申し上げます。

26年間供給単価上げてこなかったということにつきましては、埼玉県及び企業局の努力のたまもの
だと私は考えております。今の段階で、どうしても薬剤、電気料金、ポンプを使っておりますの
で、電力、その著しい増加により企業体がもたなくなってきた関係で、今回やむなく供給単価を
上げていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 30%という非常に大幅な値上げなのですけれども、これを一気に持ってい
くと、それもこの物価高の中でやっていこうという並々ならぬ決意があるのではないかなというふ
うに思うのですけれども、相当の影響があるだろうなというふうに思うのです。それを少しでも圧
縮できないかなというようなことを考えるときに、一般質問でもありましたけれども、国の物価高
騰対策交付金を使って東京都が今始めましたけれども、始めようとしていますけれども、3か月間、
基本料金を減免するというようなことを、コロナ禍でもやりましたし、この町でも。そういったよ
うなことに使おうというように言われているのですけれども、そういう答弁もありましたけ
れども、一方ではこうやって物価高騰で大変だから少しでも抑えようということで、その臨時交付
金を使うと。一方では、来年の4月からは30%値上げですよと。これは、住民の皆さん、ちょっと
理解に苦しむだろうというふうに思います。今年は何か月間か下がるけれども、来年からは30%値
上げですよと。この町の水道の政策というのはちょっと理解できないというふうになると思います
けれども、どうなのでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔何事か言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時03分）

再 開 （午前11時04分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁いたします。

先ほどから物価高騰等言われておりますが、利用者の方については非常に負担の大きい形になっておると思います。この物価高騰につきましては一時的なものでありますので、今後、国等の交付金等を利用し、少しでも利用者の方の負担は軽減させていただきたいと思います。

今回の水道料金の値上げにつきましては、経営戦略を作成し、長期的な計画で今上げなければいけないという形で計画し、30%の料金の改定を行っておりますので、物価高騰で生活が苦しいという、料金が払えないというのとちょっと切り離していただいて、施設の更新をし、後で私たちの子どもたちが安心して水道が使えるような状況を今の世代が残していかなければいけないと思いますので、その辺をご理解いただければと思っております。

以上です。答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） そういうことで、値上げに係る1年間の増収額というのは幾らですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁させていただきます。

30%上げた場合においては、6,000万円の増収となります。しかしながら、年間2億円の企業債を行っておりますので、令和4年から耐震工事を行って、年間700万円程度の起債と利息がかかりますので、6,000万円は上がっても、約4年後ぐらいには財政的には厳しくなってくるという形を考えておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） コロナのときに基本料金を減免しましたけれども、あのときに使ったお金というのは幾らでした。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午前11時07分）

再 開 （午前11時08分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁申し上げます。

一般質問の中でも説明させていただいたのですが、1回2か月分になります。それが1回につき

まして1,400万円から1,500万円という形で、給水世帯が毎月出たり入ったりして変わってきますので、2か月で1回分、宮前と福田が分かれておりますが、1回分1,400万円から1,500万円の補助金をいただき、減免をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 例えばそういうお金を来年度の値上げを抑えるために使うとかいうようなことはできないのですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員さんの質問に答弁申し上げます。

今回の値上げにつきましては、先ほどからお伝えしているとおり、施設の更新及び供給単価の不足分を補うための改定でございます。財政シミュレーションにおいても、管路の更新及び配水場の分電盤等の更新で、10年で約31億9,000万円かかる見込みです。それを今の段階から剰余金と建設改良積立金という形であてがいながら、施設の更新等を行っていきたいと思いますので、水道料金の減免について使う予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） 水道の財政状況を考えて、こういった値上げの案を出してきたというふうに思うのですけれども、住民の暮らしからいうと、それはやめてほしいということになるのです。それは、ではどうしたらいいのかということを経々思い巡らせて考えなければ、本当に暮らしが成り立たない。この前もお話ししましたが、本当に今大変です。それを本当にこの町が、一番住民の暮らしを守らなければいけない町が、この物価高騰の折に、あえて水道料金の値上げというようにことを押しつけるということになってしまうと、本当住民の皆さんは最後の防波堤が崩れると。町が暮らしを守らなければいけないという防波堤だと思うのですけれども、それが崩れてしまうような思いになってしまうのではないかなというふうに思うのです。そういったようなことで、本当に考えて、考え直していただきたいなということでもあります。

以上で私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

阿部議員。反対の討論でいいですか。

○5番（阿部弘明議員） 反対。

○議長（内田敏雄議員） はい。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。本条例に反対の立場で討論に参加したいというふうに思います。

今、住民の暮らし、そして営業は、あらゆる食料品、また電気、ガスなどの値上げで塗炭の苦しみを強いられております。それが改善される見込みのない中、町の水道料金の値上げは、さらに住民生活を窮地に追い込むものとなることは確実です。地方自治の本旨である住民福祉の向上のためという目的を踏み外してしまいかねません。

値上げが続く中で、今回は米の高騰、さらには発表がありましたけれども、実質賃金の連続したマイナス、年金や生活保護費はアンケートからの声でも分かるように、ラーメンしか食べられない生活を強いられているとか、そういう生活保護の受給者の声、死んで早く楽になりたいという年金生活者の声などで示されているように、年金生活保護費は物価高騰に追いつかないどころか、もう1周遅れ、2周遅れというような状況です。町は、住民の暮らしを守る最後のとりでとしての自覚を持つべきではないでしょうか。私は、あらゆる手だてを講じて値上げを抑えるべきだというふうに考えます。

値上げの理由の一つとして、県水の値上げが挙げられております。町は県に強く値上げ反対を言うべきです。今からでも遅くはないというふうに思います。町長は、大野知事当選に貢献をしたわけですから、強く申し入れることをお願いしたいというふうに思います。

そもそも県水の値上げは、私たち住民の責任でも、町の責任でもありません。むしろ、県の予想給水需給水量の見通しの誤りなど、政策の失敗のツケが回ってきたというふうにも言えると思います。さらに、県は、国からの物価高騰対策交付金をこの値上げを止めるために使おうとしていないということでもあります。県の値上げをやめさせる、ここに町は全力を挙げるべきだというふうに思います。

今回の値上げのもう一つの理由が、インフラなどの老朽化対策です。町の水道の財政状況は、水道経営戦略を見ても極めて健全だったというふうに思います。しかし、遅れたインフラの老朽化問題の対策、これが一気に資金のショートを予想させることになったというふうに思います。しかし、水道のインフラは国民の生命に関わる問題であります。国の負担を大きくするように求めることも必要だというふうに思います。それはかなわない現実ですから、町の一般会計からの繰入れも行うことも、さらに必要だというふうに思います。

一般質問でも答弁にあった国からの物価高騰対策交付金を水道料金の減免に利用するというのであれば、それを水道料金の引下げに、また引上げ阻止に利用するべきではないでしょうか。一方で水道料金の減免を行いながら、一方で値上げを準備する。町の政策がどちらを向いているのか、住民には理解ができません。目先の減免が終わると、住民はそんな減免に喜ぶというのでしょうか。

町は未曾有の物価高騰から住民を守る防波堤の役割を果たすことを心からお願い申し上げまして、私の反対討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成討論をお願いします。

吉野議員。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 議席番号13番、吉野正浩です。議長から発言の許しをいただきましたので、賛成の立場で討論いたします。

滑川町水道事業は、26年間水道料金を値上げしないで経営をしてきております。しかし、給水人口が鈍化しており、さらに節水機器の普及などにより、水需要は減少しております。

このような中で、本町の水道水源全量を供給している埼玉県水道用水供給単価が令和8年度に増額改定することが公表されました。さらに、水道施設の老朽化といった課題にも直面しています。このままでは赤字経営が目に見えています。

料金改定に関しましては、滑川町水道審議会に諮問いたしましたが、改定率は30%値上げが必要と答申を受けております。

町民の皆様には、諸物価高騰の折、ご負担をおかけしますが、水道事業の安定化を図るため、水道料金を改定するための滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定に賛成の立場で討論いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

原議員。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 10番、原徹です。本議案に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど13番議員の賛成討論にもありましたとおり、水道事業安定経営のためには、ここで基本料金等改定は避けて通れない問題だと思います。

住民福祉の基本であります上下水道をはじめとする社会インフラ、こちらは責任ある行政執行をしていかなければならない立場としては、きっちりと継続的に運営をしなければならないものと考えます。

ここで値上げを先送りすることは、ある意味、判断としてはやすきに流れるということで簡単ですけれども、それでは次の世代へ負担を先送りするだけのことにしかありません。安ければいいということが、風潮が、この30年間の日本の経済の停滞を招いたものでもあると思います。しっかりと社会インフラを後世に責任を持って残すためにも、この料金改定は必要だと考えます。

一時的な経済情勢で苦しい家庭については、別途、短期的な施策として考えていくものであり、

水道事業の経営のためには、今回の条例の改正は必要だと考えますので、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより議案第40号 滑川町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は11時40分とします。

休 憩 （午前11時23分）

再 開 （午前11時40分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第4、議案第41号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長、提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第41号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

提案理由でございますが、老朽化した施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的とし、滑川町下水道条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下水道事業は、令和5年度に公営企業化し、経営を行っておりますが、市野川流域下水道処理施設に関わる維持管理負担金の増額や施設の維持管理費など増加により、使用収入だけでは経費を賄えず、不足分を町の一般会計からの繰入金で補っている状況でございます。そこで、事業経営の健全化を図っていくため、経営戦略を改定いたしました。下水道使用料の適正化について、下水道審

議会に諮問をしたところ、現行の使用料から25%の改定を行う必要があるとの答申を受けました。これらを踏まえ、下水道事業の持続的かつ安定的な経営に向け、使用料の改定を行うものでございます。

内容でございますが、議案書添付の新旧対照表を御覧いただければと存じます。基本料金及び超過料金を定めた別表を改めるものでございます。いずれも税抜き金額となっております。1か月につき使用水量10立方メートルまでの基本料金を1,000円から1,250円に改め、超過料金につき、1立方メートルにつき、10立方メートルを超え20立方メートルまでの区分で130円を160円に、20立方メートルを超え30立方メートルまでの区分で150円を190円に、30立方メートルを超え50立方メートルまでの区分で170円を220円に、50立方メートルを超え100立方メートルまでの区分で190円を240円に、100立方メートルを超え200立方メートルまでの区分で210円を260円に、200立方メートルを超え500立方メートルまでの区分で230円を280円に、500立方メートルを超える分で260円を330円に改めるものでございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。経過措置は、この条例による改正後の滑川町水道条例第26条の施行の日以後の使用料に関わる料金について適用し、施行日前から継続して下水道を使用し、施行日以後に初めて料金が確定するものについては、なお従前の例によるものといたします。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質問願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

今回の下水道料金も値上げをする改正条例なのですが、この料金の改定の要因というのは、長期的に見た下水道事業経営戦略というところからを理由とするのみの値上げなのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

経営戦略を基に改定を行っておりますが、令和8年度より流域下水道の維持管理負担金、こちらにつきましては市野川処理場を有しておりますのですが、こちら、小川、嵐山、滑川と3町で施設を維持管理しております。その負担金につきましては、今、87円という形で排水量に応じて負担割合において負担をしておりますが、令和8年4月から、今、県が維持管理負担金の増額を予定をし、3町に打診をしております。今、立米当たり104円もしくは110円ということで、まだ決定はしてないのですが、87円から二十数%の維持管理負担金の増額になりますので、こちらの形の増額も含め

て、施設の更新及び流域下水道維持管理負担金の増額に対応した料金の改正ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 今、県からの打診という説明だったのですけれども、立米当たり87円のもの110円程度、25%程度上昇し、全体としては5,000万円程度負担コストが増えていくという話かと思うのですけれども、今打診とおっしゃったので、これはもう確定事項なののでしょうか、それともこれから確定するのか。確定していくのであれば、時期はいつなのかということをお教えください。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今現在、単価の確定はしておりません。6月12日以降、県のほうが3町に出向きまして、今、決算が出る時期でございますので、決算の状況を見て単価のほうを確定をし、最終的には3町の同意が欲しいという形で進めております。

また、この87円から104円、110円に上がることにつきましては、3町とも非常に財政的に厳しい状況でございます。4月10日、大塚町長及び嵐山町長、小川町長が埼玉県知事のところに出向きまして、要望のほうを行った次第でございます。しかし、明確な回答はいただいておりますので、まだ確定はしていませんが、単価の増額について進めている状況だと思います。

改定時期につきましては、令和8年4月1日を目標に進んでいることと聞いております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。県から、この料金改定のほうはまだ確定ではなくて、交渉中ということで、要望も行っていただいているということかと思えます。上水道、下水道が同じタイミングで、これだけの率の値上げとなると、また厳しい状況がさらに加わってしまうので、今行っていただいている要望を続けていただき、これが通るよう願っております。

上水道、下水道というところの値上げなのですけれども、公共料金、税負担ではないのですけれども、公共料金というところが値上げしていくと、経済的に豊かというか、厳しくないご家庭にとっては、さほどの負担にはならないかもしれません。2か月4人世帯で大体1,650円程度の上昇になるであろうということをお聞きしておりますので、経済的に問題のないご家庭にとってはさほど負担ではない。ただ、経済的に厳しいご家庭にとっては、これが両方来ますと厳しくなってしまう。所得税のように累進性がないので、このような料金の値上げがあった場合、特に影響を受けるのが所得の低い世帯、経済的に厳しい世帯になるかなというふうに思います。ここのところが、先ほどから上水道、下水道の値上げについてなるべく抑えてほしいという要望をしている根拠

です。

今、去年、今年の情勢として、町もそうなのですけれども、国全体として税収は上がっております。一方で、国民の貧困率というのは上がっていて、子どもの貧困というのも増えている状態です。これは、皆さん、税負担が重くなっている。国民負担率50%以上というところで税負担が重くなっていて、これは本来、税負担が少なければ、国民の手元に残るべきお金が税金というところに動いているということが言えるのかなというふうに思います。

高負担、高福祉国家であれば、高福祉、負担が多ければ、税金という負担が多ければ、高福祉ということがやっぱり基本になってくるのかなと思います。そう考えますと、下水道の維持管理、固定資産の維持管理というところを利用料だけで補っていかうという考え方自体がなかなか厳しいものがあるのかなというふうに思います。

物価上昇がこれだけあり、それに乗せ替え、時期をあまりずらさないタイミングで公共料金を上げていくというところには問題を感じ、まだ確定していないのであれば、せめて上水道と下水道の値上げタイミングをずらしていく。今、4月1日で同じになっているのですけれども、下水道を例えばあと1年ずらしていくというような料金改定のタイミングをずらすということはできないでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 神田上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

下水道料金、下水道使用料が約2億円、年間2億円になっております。維持管理につきまして、維持管理負担金及び起債の償還、利息分等払ってしまうと、使用料では賄えない状況で、現在状況でございます。いわゆる一般会計からの繰出金を繰り入れて、どうにか事業が成り立っている状況でございます。

よって、今、下水道料金の改定をしなければ経営が成り立たないので、時期をずらすということは不可能かと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。経営戦略、維持管理していくというところから考えれば、今上げていく、そこだけを考えればそのような結論になるかと思います。これ、滑川町が行っている事業ですので、なぜ国民の、国民、町民の生命というところに関わるこのような水道事業というものを民間ではなく国が行っているかということを考えますと、生命というところに必要、生活に必須であるから、だから民間ではなく公がやっているというところの意味をもっと大きく捉えてほしいなというふうに思います。

値上げのタイミングというのは、政策で、施策でずらすことは不可能ではないと思うのです。例

えば、今日本は経済的にかなり低迷が長引いています。これは消費税率を上げたタイミングと経済が落ち込むタイミングというところで合致してしまったので、経済の浮上というのなかなかできなかった。タイミングの問題もあったのかなというふうに言われております。

私は、いわゆる就職氷河期と言われる世代の人間なのですけれども、いまだ長引いていて、本来、経済が上向く期間がどこかにあって、ある程度上昇が続いている状態であれば、就職氷河期の問題がいまだ取り沙汰されることというのはなかったのではないかなというふうに思います。ただ、経済的な低迷というのが非常に長く続いたところで、いまだ就職氷河期世代の生活困窮というところが長引く問題となってしまう、そしてこれが高齢の年齢に入っていきますと、また大きな社会問題となってくるのかなというふうに思います。なので、消費税率よりは少し小さいお話ではありますが、使用料の値上げタイミングを公がコントロールしていくという発想もぜひ持っていただきたいなというふうに思います。

このような、もちろん下水道というところで、固定資産の保持、運用というのは非常に大事だと思いますし、そのために公営企業化、会計の変更というのもしたというのも分かっておりますし、そこも物すごく有用なことで、必要なことだ、そこも理解しております。ただ、今申し上げたような経済的なところへの配慮というの、滑川町が行う事業ですので、ぜひ考えていただきたいのですけれども、その点への配慮というのはいかがでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

値上げの時期を考慮、配慮していただきたいという形の質問だったかと思いますが、下水道施設につきましては、おおむね50年が耐用年数になっております。しかしながら、管路は50年なのですが、人孔、マンホール、それにつきましては15年という形で、道路内にある鉄蓋が耐用年数が15年、いわゆる30年からもう大分耐用年数過ぎております。ここに来て維持管理負担金の増額、また人孔のマンホールの更新等、下水道事業につきましては課題がたくさんございます。今値上げをして企業体の母体を強くし、継続して事業ができるように進めていきたいと思っておりますので、その辺をご配慮いただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質問願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。下水道課、課単体としては、やはりそのところは推進していかなければいけないのかなというふうに理解いたします。先ほど申し上げたことと同じになってしまうのですけれども、料金が払えないような世帯が生じた場合に、その料金の払方への相談に応じるであるとか、なるべく払いやすい方法をつくっていくであるとか、そのような配慮というのをぜひともお願いしたいと思っております。

それで、下水道単体というところとは離れるのですけれども、上下水道同時に値上げをしていく。恐らくそれほど打撃を感じないご家庭もあると思うのですけれども、そうではないご家庭も出てくる。そして、全般的に食料品をはじめとした物価高騰が続いていくというところで、同時に値上げをしてしまうところでの何かしらの経済弱者への、経済的に困窮しているところへの福祉的な対応というのはお考えでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 零時 0 2 分）

再 開 （午後 零時 0 2 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

町として、補助金等については現時点では考えておりません。町としても、今現在、財政的に余裕があることではございませんので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、まだ質問が続いていますが、ここで暫時休憩にして。

〔「じゃ、これで終わり。要望で終わり」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） そうですか。では、質問願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。各種、県からの要請等を町がなかなかコントロールできないところでの費用上昇というものがあること、そして下水道の固定資産を管理していかなければいけないことというのは分かります。ただ、下水道、農業集落排水も含め、各種上水道ともに同じタイミングで上げていくというところは、経済的に厳しいご家庭にとっては、生活の支出とともにこういうものも上がってきてしまうことは打撃があるということは理解しておられることと思います。そこに関しては、その影響を極力見定めて、対応が必要な状況が生まれた場合には、できる限りの対応をしていただくよう要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありますか。

質疑があるようなのですが、ここで暫時休憩にして、再開は午後1時でお願いします。

休 憩 （午後 零時 0 4 分）

再 開 （午後 1 時 0 0 分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

阿部議員、質問をどうぞ。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回のこの改定の理由の一つが、先ほどのお話ですと、県からの負担金の増額がこれから予想されるというようなお話だったわけですが、県の負担金の増額の理由というのは何でしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

市野川流域下水道の処理施設の維持管理負担金の増額の理由ですが、昨今の物価上昇、人件費の上昇等ございまして、年間、3年前から約1,000万円ぐらいずつ負担金が増えております。その関係で維持管理負担金について増額になってきております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑お願いします。

○5番（阿部弘明議員） この維持管理費の主な中身というのは、維持管理費の主な中身は、要するに施設の老朽化とかではないですね。電気代だとか、そういうようなことになるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

維持管理負担金につきましては、市野川流域の処理場を管理する上のお金になりまして、包括委託という形で、あの施設全体を民間の会社が委託を受けて運営しておりますが、その人件費、薬剤費、電気代等々入っておりますので、施設の建設に携わるお金ではございません。あくまでも維持、施設の維持、修繕等の金額になっております。

以上です。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） その維持管理費というのは、県が持つのではなくて、それぞれ町村、その加盟している住民なのか、町なのか、要するに負担するということになっているわけなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

埼玉県では、流域下水道と単独下水道がありまして、滑川町につきましては市野川流域ということ、小川、嵐山、滑川の3町で市野川の処理場に流入させていただいています。よって、3町で

こちらの施設を維持管理しておりますので、ほかの他の市町村からの負担金は求めていなく、3町で運営しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質問願います。

○5番（阿部弘明議員） あと、この処理場本体を造ったのは県ですね。県の予算でつくられて、それを利用しているという形になりますけれども、先ほど値上げのもう一つの理由として、いわゆるインフラ設備の老朽化対策というようなお話もあったのですけれども、それはどの部分なのか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

処理場につきましては県の施設になります。しかし、汚水を流すのは3町になりますので、その維持管理につきまして、負担金につきましては3町の負担という形になります。

下水道につきましては、処理場だけでなく、道路内に埋設されている下水道の管路及び点検用の人孔のマンホール等ございます。そちらの維持管理につきましては町の管理になりますので、そちらのインフラの更新につきましては町が行っていかなければなりませんので、滑川町に埋設されている下水道の排水管及び人孔のマンホール等は町の管理になりまして、工事費につきましては使用料等をあてがって、随時更新をしていかなければならない施設になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 管渠とか、マンホールだとか、そういったところの整備というか、直していくというようなことについては企業債なども使っていると思うのですけれども、どのぐらいの割合なのでしょう。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

下水道事業、昨年度30周年記念ということで、まだ30年しかたっておりませんので、先ほど答弁したとおり、下水道の管路につきましては50年が耐用年数になっております。よって、今現在、大規模な改修は行っておりません。更新の工事は行っておりませんので、事業認可を取って設立から工事を進めてきて、新設して埋設した工事につきましては企業債を使って今現在償還しているところでございますが、大規模な修繕をしておりませんので、企業債は今現在は使っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員）　ということであれば、現在の値上げをせざるを得ないというのは、県が値上げをするだろうということから、それを見込んだ案になっているということなわけなのですね。それで、まだ県が決める前に町が値上げを決めるという、これは順番としてちょっと先取りをしているということになるわけですが、そんなやり方というのは普通あるのですか。

○議長（内田敏雄議員）　神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長　神田　等登壇〕

○上下水道課長（神田　等）　上下水道課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

金額が確定していないだけで、改定につきましては行っていくという形になっております。今現在示されておりますのが、今現在、立米当たり87円ということで処理水の単価になっておりますが、何度となく役場のほう、3町と会議をしまして、104円もしくは110円という形で令和8年4月から上げるとということで、この金額を確定するのが決まっていなかっただけで、負担金の増額については決まっているという形になります。

また、25%料金改定をしますと、おおむね5,000万円の増額になります。しかしながら、先ほど説明させていただいた87円から負担金が104円になりますと、処理水が、令和5年の実績ですが、126万805立米の汚水量が市野川処理場に流れておりまして、それを87円で計算すると、年間で1億900万6,900円となりますが、104円になった場合においては1億3,112万3,720円と、今の負担より2,143万3,685円と増額しますので、5,000万円増額しても、そちらの負担金に2,143万3,685円流れていきますので、単純に5,000万円増えるような形ではないことはご承知のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員）　阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員）　水道料金のところでも申し上げましたけれども、水道も下水も後で出てくるあれもみんな値上げするというようなことで、とにかく住民に負担をかぶせるということになるわけですが、私は本当に考え直すべきだなというふうに思います。町が5,000万円、6,000万円の年間の負担を何とか減らそうと住民負担をかぶせる、全部そういう意味ではそうやってかぶせるというようなことをなるべくしないような、30%、25%という大幅な値上げですから、これはやはり検討すべきだというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員）　ほかに質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員）　これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 滑川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第5、議案第42号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第42号 滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、老朽化した施設の更新等を計画的に進める上で必要な財源を確保することを目的といたしまして、滑川町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

農業集落排水事業は、令和5年度に公営企業化し、経営を行っておりますが、処理施設の維持管理費などの増加により財政状況は厳しく、使用収入で賄えない部分を町の一般会計からの繰入れて補っている状況でございます。

そこで、事業経営の健全化を図っていくため、経営戦略の改定を行い、使用料の適正化について下水道審議会に諮問をしたところ、現在の使用料から25%の改定を行う必要があるとの答申を受けましたので、これを踏まえ、農業集落排水事業の持続的かつ安定的な経営に向け、使用料の改定を行うものでございます。

内容でございますが、議案書添付の新旧対照表になります。こちらにつきましては、先ほど議案第41号の別表と、下水道の改定の別表と同じになりますので、説明のほうは省かせていただきたいと思います。

施行期日ですが、令和8年4月1日でございます。経過措置は、この条例により改正後の滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第10条の施行の日以後の使用に関わる料金について適用し、施行日前から継続して農業集落排水処理施設を使用し、施行日以後に初めて使用料金

が確定するものについては、なお従前の例によるものとするものです。

なお、下水道使用料と農業集落排水については、料金体制は一緒になっております。

以上、改定の内容でございます。

以上で、議案第42号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

改定の理由なのですが、老朽化に対応するための事業経営戦略からのものということでした。上水、下水のところでは、県水の値上げや、それから負担金の上昇などあったのですが、この件については、県のことが影響するような何かしらの要素というのはないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁いたします。

上水、下水につきましては、県の要素が多く影響しておりまして、値上げについては検討して上程させていただいた次第ですが、今回、農業集落排水につきましては、県の値上げ等の要素はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

では、下水道とそろえての値上げという要素が大きいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

農業集落排水処理施設の使用料につきましては、平成28年4月より、世帯人頭制から公共下水道使用料と同じ料金体制に行っておりますので、下水道料金の使用料を改定することの関係上、農業集落排水処理施設の使用料につきましても改定ということで、今回上程させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。

それから、値上げによる影響なのですが、先ほど下水道のほうで、2か月4人世帯で大体1,650円程度の上昇という予測を立てておられました。こちらの農業集落排水についても、大体負

担額が増えるというのは同じぐらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。大体この1,650円という世帯当たりの数字についてお聞きするのと、あと同時にこの金額が上がった場合の使用料の収入増というのは全体で幾らぐらいを予測されているかお伺いします。

○議長（内田敏雄議員） 神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただいたとおり、平成28年4月から料金体系が下水道と同じということになりましたので、人頭制でなく下水道と同じになりましたので、水道の使用料に反映して料金が発生しております。よって、料金体系が同じでありますので、4人家族で検討した2か月1,680円というのは変わらないかと思えます。

以上、答弁とさせて……あと……

〔「足してもう一回言います」と言う人あり〕

○上下水道課長（神田 等） はい。すみません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。下水と同額というところで分かりました。

農業集落排水の費用、使用料を上げたところで、先ほど下水道のほうは全体の収入増5,000万円を見込むということだったのですけれども、そこが全部収入増につながるわけではないというご説明もいただいたのですが、使用料を値上げすることでの全体の使用料による収入増というのは幾らぐらいを見込んでいらっしゃると思いますか。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時24分）

再 開 （午後 1時25分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

神田上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、上野議員さんの質問に答弁いたします。

今、7年決算がまだ確定していないのですが、大体使用料につきまして1,400万円、まだ確定していませんが、その前後になろうかと思えます。それで25%になりますので、約300万円程度の増額になろうかと思えますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

先ほどと同じ要望になるのですけれども、現在、生活困窮、貧困率というものが上がる中、各費用、生活する上での食料品をはじめとした費用というのは上がっております。その中で、タイミングを同じくして生活に必須なものの料金を上げていくというのは、各家庭にとってかなり厳しいものとなるかなというふうに思います。なので、この時期に、値上げのタイミングの時期に関する、時期をずらしていくことの検討や、それから料金収入について、なるべく配慮をした上での対応というのを要望します。

これで私の質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 滑川町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第6、議案第43号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

稲村総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、議案第43号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてご説明いたします。

それでは、1ページをお開きください。

議案第43号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度滑川町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,923万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,723万5,000円とするものとさせていただきます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年6月3日提出

滑川町長 大塚 信一

次に、5ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。債務負担行為補正は、新たに2件の追加をお願いするものとさせていただきます。

内容ですが、1件目の公用車借上料(令和8年度分)については、期間が令和8年度から令和15年度までとなります。2件目が標準準拠システム用サーバ機器等賃貸借事業で、期間は令和8年度から令和12年度までとなります。限度額は、両事業とも賃貸借契約により決定した額となっております。

次に、歳入歳出予算の詳細について、8ページをお開きください。これより、歳入歳出事項別明細書を用いて、主なものの説明を申し上げます。

初めに、歳入予算になります。款11地方交付税は、今年度を実施予定の指定避難所資機材整備事業において、新たに特別交付税措置が見込まれるため、特別交付税800万円を増額いたします。

次に、款14使用料及び手数料では、庁舎使用料94万3,000円を計上しております。これは、福祉センターの一部を滑川町社会福祉協議会使用することに伴う行政財産使用料の収入を見込むものとさせていただきます。

次に、款15国庫支出金、目1総務費国庫補助金に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金207万8,000円を追加し、物価高騰対応事業の実施に伴う国庫補助金を見込むほか、目7教育費国庫補助金では、公立学校情報機器整備費補助金453万3,000円を計上し、これは文部科学省によるGIGAスクール構想の実現による小中学校の通信ネットワーク速度の改善事業の実施に伴う国庫補助金を見込むものとさせていただきます。

次に、款16県支出金、目2民生費県補助金に、町内の保育施設及び放課後児童クラブに対し、物価高騰対応事業に係る県補助金を見込み、合計127万6,000円を計上しております。

9ページを御覧ください。目1総務費県委託金では、国勢調査事務交付金に194万1,000円を増額します。これは、交付決定に伴う増額補正となります。

続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。10ページ以降が歳出予算になります。4月の職員の人事異動等に伴い、給与や職員手当、共済費等の予算の組替えが行われておりますが、各課、局ごとの人件費の説明につきましては省略させていただきます。

それでは、11ページを御覧ください。初めに、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費では、節11役務費から節13使用料及び賃借料まで、合計61万1,000円を増額します。役場の増築として、福祉センターの完成に伴い、施設の維持管理経費に不足が生じることから、その必要額を計上したものでございます。

次に、12ページ下段を御覧ください。項5統計調査費、目2指定統計調査費では、今年度実施予定の国勢調査に係る事務費について、交付決定額の増額に伴い、事務費を増額するものでございます。補正額は、合計で194万2,000円になります。内訳につきましては、節1報酬から、13ページになりますが、節11役務費までの各項目となっております。

次に、同じページ下段になりますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節12委託料にシステム改修業務委託料80万円を計上しております。こちらは、国の定額減税に係る今年度実施予定の不足額給付事業のシステム改修委託料になります。財源は、全て国庫補助金となります。

その下になりますが、目3障害福祉費、節12委託料に医療費助成オンライン資格確認連携機能導入業務委託料71万5,000円を計上しております。国では、医療費助成に係る受給者証情報を自治体から医療機関や対象者に渡すためのサービスとして、情報連携システム、PMHを本格的運用を令和8年度から開始する予定でございます。滑川町においても、子ども医療、独り親医療、重度心身障害者医療の3医療に係る医療費システムを改修することで、本サービスへの算入を予定しております。財源は、国庫補助金を需用費の2分の1を見込んでおります。

次に、14ページの中段を御覧ください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金に放課後児童健全育成事業等補助金255万5,000円を計上しております。これは、物価高騰対応事業として、町内の保育施設及び放課後児童クラブに対して、今般の電力、ガスをはじめとしたエネルギー価格の高騰や食材費等の物価高騰への支援として補助金を交付するものでございます。なお、本事業は、国及び県の補助金を活用いたします。

次に、大きく飛びますが、20ページを御覧ください。20ページ下段になりますが、款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節12委託料に新規で小中学校校内LAN整備等委託料710万6,000円を計上いたしました。これは、GIGAスクール構想に基づき導入した小中学生及び教師が使用しているタブレット端末について、今後、端末の入替えを控えていることから、その事前調査として小中学校の校内外における通信ネットワークの環境等の調査を行うための委託料でございます。

また、その下、節13使用料及び賃借料の空調設備等借上料459万5,000円は、小中学校の空調設備等のリース料について、令和7年度の支払いに係る予算額の不足によるもので、増額するものでございます。

次に、21ページを御覧ください。21ページ中段にあります項2小学校費では、節14工事請負費に

教育相談室空調設置工事（福小）75万7,000円を計上し、福田小学校内にある教育相談室に新たに空調機を設置するものでございます。

また、その下の項3中学校費では、節10需用費に修繕料111万3,000円を計上いたしました。滑川中学校における消防設備の修繕費や職員玄関の屋根の修繕費等、計上しているものでございます。

最後に、23ページを御覧ください。款14予備費になりますが、歳出予算の超過分として225万8,000円を減額補正させていただいております。

以上、主なものになりますが、令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

赤沼議員、質疑願います。

〔9番 赤沼正副議員登壇〕

○9番（赤沼正副議員） 9番、赤沼、質問をさせていただきます。

5ページ、債務負担行為についてでございます。ここに2か所、公用車の借り上げと、それからサーバーの賃貸借ということで債務負担行為が設定をされております。この2つにつきましては、町の長期継続契約においても契約ができるということで、条例で定められている事項でもあります。その中で、今回、債務負担行為として上げられてきた。あるいは、長期継続契約と、メリット、デメリットそれぞれありますけれども、その中でやはり予算に金額を計上することを確定したいということで多分上げてきたのではないかなというふうに思います。長期継続契約でも、予算なくてもできますけれども、後々いろいろと損害賠償等、問題が生じることがあるので、こういった形で今回上げてきたのではないかなというふうに考えられます。

そこで、こういった形で長期継続契約の中にあるものを債務負担行為として上げる。社会の情勢も変化している中では致し方ないと思うのですけれども、そういったところの両方を精査していただきまして、こんなような方針で、今後は債務負担行為でやっていくとか、長期継続契約の条例のほうをどうするかということを今後検討していただきたいということをお願いをいたしまして、また答弁があれば答弁をいただきまして、質問とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、赤沼議員の質問に答弁させていただきます。

債務負担行為と長期継続契約、この債務負担行為につきましては、今回上げた2件は来年度からの事業に対してのものです。そうしたものに対して、町としての予算的な保障ということを含めて今回計上させていただいております。

赤沼議員おっしゃるように、債務負担行為と長期継続契約の在り方につきましては、庁内でも今

後協議させていただきまして、統一的な考えでやってまいりたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 赤沼議員、質疑願います。

○9番（赤沼正副議員） ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

8ページをお願いします。8ページのところで、庁舎使用料94万3,000円とあり、新しくつくった福祉センターのところで社協の使用料というふうに説明がありました。ここについて、月額幾らであるとか、もう少し細かい説明をしていただけますでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回計上させていただきました庁舎使用料94万3,000円でございますが、まず庁舎使用料といたしましては、滑川町は滑川町行政財産の使用に関する条例、これに基づいて積算をさせていただきました。本条例の第2条第1項では、この使用料につきましては土地と建物それぞれ積算をし、合計額を出しております。

まず、土地につきましては、土地の位置、形状、環境、使用の状態等を考慮して積算した当該土地の適正な価格、これに1,000分の2.5を乗じて算出したものが月額となります。そして、建物につきましては、建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持保存の状況及び利用効率等を考慮して算定した適正な価格に1,000分の5を乗じた額、これを月額の額で算出をしております。

まず、土地といたしましては月額2,746円、建物は月額10万2,056円、月額の合計としては10万4,802円となっております。今年度につきましては、7月からを予定しておりますので9か月分、これを掛けると94万3,218円、こういう形で積算をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 建物の推定価格ということなのですが、建物の価格はおおよそ建築費というふうに捉えていいのでしょうか。

それから、耐用年数ということだったのですが、耐用年数は何年で取っていらっしゃいますか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

建物につきましては、先ほどお伝えしたように、条例では建物の推定の再建築費、耐用年数等々が規定されております。今回は建築費の金額で算定をさせていただきました。これが再建築費に相当する額だろうということで、こちらを採用しております。ただ、今回計算させていただいた金額につきましては、当初の工事の請負の代金で計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 当初の請負金額の金額の数字と、それから耐用年数について教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

建築物の耐用年数ということですか。そちらにつきましては、今回のこの使用料のほうには特別反映をしておりません。今後ですけれども、今後につきましては、償却資産ということで、これを反映させていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 初めの説明のときに耐用年数という言葉が出てきたのでお聞きしたのですが、再建築価格を求める際に耐用年数が必要になる場合があるということで、今回は新築なので、建物の実際にかかった費用というものをそのまま使ったということでいいのだと思うのですが、それでいいかということと、それから実際の金額、幾らなのかという金額のところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） まず、先ほどお話しした件ですけれども、建物の適正な価格ということで算出をいたします。その算出の仕方が、先ほど言ったものから出てくるということであります。ただ、現時点では新築の価格は分かっています。それから、そういったことで新築の価格を採用して金額の算出をさせていただきました。

今後につきましては、償却資産としてその分をマイナスをしながら積算をして、来年度以降ですけれども、してまいりたいと思います。

また、建築金額につきましては2億6,950万円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

それから、ここの庁舎、こども第三の居場所というものも使うと思うのですが、ここについては使用料のようなものは発生しないのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 稲村総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、答弁させていただきます。

第三の居場所につきましては、町の事業として行います。その運営について委託をするということとでございますので、町の事業でございますので、使用料は取りません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。

次の質問に移ります。18ページなのですが、商工会補助金176万円というのが入っているのですが、これは物価高騰の補助金の関係と何か関係があるものなのか、内容について教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの質問に答弁させていただきます。

こちらの補助金は、当初、商工会への派遣が1人という形で計算しておりました。それが2人になったことによる増額でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 人件費ということかと思うのですが、1人増やすにはちょっと中途半端な金額かなというふうにも思うのですが、どのような形で、2人目の位置づけというところと、あとどういう理由で2人に増やすのかというところを教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 1時50分）

再 開 （午後 1時51分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

内訳のほう、ちょっと金額のほうに関しては、すみません、端数があったりするので1,000円単

位ぐらいにしますけれども、回答させていただきます。派遣職員の人事、当初がありましたので、プラスアルファの部分だけお話をさせていただきます。派遣職員人件費としまして720万円余り。そして、商工会のほうで県の補助金がございます。それで461万円余り。そして、差額が町の持ち出しという形で127万4,000円。そして、さらに要求しまして、百七十……すみません、その差引きがあつて最終的に176万7,000円という形になっております。単純に、県の補助金もございますので、1人分だけであれば県の補助金とかで賄える部分もございますが、2人分になったということで差額が出ているということでございます。

さらに、2人体制になったところなのですが、当初、前事務局長が1人で派遣という形になっておりました。さらに、今回、人事異動で1人行ったのですが、事務局長の業務がちょっと多岐にわたるもので、その引継ぎも兼ねて、今回、前事務局長がそのまま残るという形で、週4日という形でなっております。ですので、ちょっと金額のほうがフルタイムという形ではないので、そういった形で金額が落ちているということもございますので、よろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 主に事務局長が交代して、新しい事務局長になった。それに伴って、引継ぎも兼ねて一時的に2人体制になった。それによる金額の変更で、この金額以外に県からの補助金も入っているというところなので、この先経常的に2人になるのではなくて、事務局長の交代により一時的に今2人派遣になっているという、そういうことでよろしいですか。

○議長（内田敏雄議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、上野議員さんの再質問に答弁させていただきます。

今の現状認識ではそのとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 分かりました。ありがとうございます。

次の質問に移ります。20ページお願いします。教育振興費のところで、小中学校校内LAN整備等委託料で710万円、比較的大きな金額が入っているのですが、これはLANの実際の調整だとか、整備工事だとか、そういうことではなくて、ネットワークの状態の調査ということなのかと、先ほどの説明によると思います。現在もGIGAスクール構想というものが進んでいてタブレットを使っている。教室数等にも大きな変化がない中で調査をする。これだけの調査がかかってくるということなのですが、この調査の内容というか、詳細について教えていただけますか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

ただいま上野議員がおっしゃったとおり、今小中学校ではG I G Aスクール構想、こちらが導入されて、タブレットパソコンを使つての授業等が当たり前、通常のこととなっております。それに加えて、今タブレットP Cを使つての授業等の活用が増えています。C B T、県の学力調査、全国の学力調査、これについてもタブレットP Cを使つてのテストが今実施されています。それから、デジタル教科書の本格導入、また、教材についてもアプリを使つての教材が増えていきます。今現在よりもネットワークの負担が増大する中、G I G Aスクール、セカンドG I G Aということで、滑川町では令和9年度にタブレットP Cの入替えを想定しています。そこに耐え得るネットワークの構築をするために、今回、この補助金を使って学校ネットワークのアセスメント調査をいたします。

具体的な内容ですが、まずは机上調査ということで、ネットワークの構成図、設計資料から現在の構成の妥当性ですとか、利用機器が文科省の推奨値を満たしているかなどの再確認をいたします。あわせて、現地調査ということで、実際のネットワーク機器構成を確認しながら、アクセス速度の確認ですとか、ネットワークに負荷がかかった状態でのトラフィックの調査、こういった現地調査を行います。調査の結果について報告をいただくとともに、セカンドG I G Aに向けての改善案、こちらのほうも提出いただき、その改善案に基づいた改修を今後やっていく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。以前、学校に視察にお伺いしたときに、生徒がタブレットをいじっている、いじっているというか、アクセスして授業を行っているときに、「遅いね」とか「つながらないね」というようなやり取りのシーンがちょっとかいま見えたことがあったのですけれども、当初、G I G Aスクール構想というところで始めたところより、令和9年でというお話があったのですけれども、そこよりもネットワークの、ネットワークというか、通信の通信量、通信速度ともに早いものが求められるようになってきている。そこに対応していかなければいけないという現状がもう既に生じているということなののでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

上野議員のおっしゃるとおり、やはりネットワークに関しては、トラフィックで障害が起こっているときも一時あります。また、これについては、各市町村、各学校の整備の状況が全国まちまち

になっています。こういった状況の中でセカンドGIGAを迎えるに当たって、文科省のほうもこれを課題ということで捉えているからこそ、今回、補助金を整備してまでアセスメントの調査、それからその後の整備委託ということで市町村に進めるようにということで、この事業が始まっているということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） ありがとうございます。現状、恐らくもう使っているところでのこの金額の調査費用というのはどういう意味を持つのかなというところでお聞きしたのですけれども、ご説明でよく分かりました。ありがとうございます。

これで私の質問を終わりにします。

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩をします。再開は2時15分にします。

休 憩 （午後 1時59分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎発言の訂正

○議長（内田敏雄議員） 上野議員の質問に対しまして、稲村総務政策課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

〔総務政策課長 稲村茂之登壇〕

○総務政策課長（稲村茂之） 総務政策課長、補正予算審議中にお時間をいただき、大変申し訳ございません。

先ほどの上野議員の質問の福祉センターの建設費の答弁に間違いがございました。正しくは「2億6,378万円」でございます。訂正をさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させていただきます。

まず、13ページの障害福祉費の医療費助成オンライン資格確認（PMH）連携機能導入業務委託料、この中身について教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

ご質問にあります事業でございますが、こちらマイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化のために行うシステム改修事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） マイナンバーカードを障害者手帳みたいなのに変わっているのですか、今。ちょっと教えてください。具体的にどんなふうになっているのか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

こちらの制度でございますが、マイナンバーカードを活用した医療費の助成ということで、公費負担医療、地方単独医療の助成の効率化ということで、デジタル庁においてシステムが設計、開発、運用されるとともに、令和5年度から先行実施が行われております。

医療D Xの推進に関する工程表におきまして、国においては8年度中に全国規模での導入を目指すというものでございます。こちらは、マイナ保険証提示を、医療機関、薬局で提示をしていただきますと、医療機関、薬局のほうからオンライン資格確認システム、これは支払基金や国保中央会でございますが、こちらのほうに資格照会等が行われます。それと同時に、今回このシステム改修を行うことによってPMH医療費助成システムにも資格照会が行きまして、支払基金、国保中央会とこちらのPMH医療費助成システムと情報連携が行われることによって、速やかな医療費の助成が行われるという制度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） もう一つ、すみません、21ページの教育費、学校管理費の教育相談室空調設置工事という福小のことなのですけれども、この教育相談室というのがもともとあって、そこに空調を入れるということなのですか。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今、阿部議員がおっしゃったとおり、今まで教育相談室がございましたが、そこに空調設置、未設置でしたので、今回設置をさせていただきたいということで予算計上させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） 教育相談室というのは、教育相談をやる。ちょっとよく分からないのですけれども、どういう相談とか、誰が相談するのかとか、その辺を教えてください。

○議長（内田敏雄議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

教育相談室ですが、本来のこの教室の主要目的は、先生と生徒であったり、先生同士であったり、また保護者を呼んでの教育相談の場で使っておりました。ただ、今年度から通級指導教室を福田小学校でも進めているのですが、そちらの通級指導でも教室を、この教育相談室を利用して事業を行っていくということになりましたので、通年を通してこの教室を使うということになりましたので、今回、空調設置ということで予算の計上をさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 令和7年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第7、議案第44号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第44号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の滑川町水道事業会計補正予算（第1号）、1ページ目を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

支出、第1款事業費、3億6,870万9,000円、2万1,000円、3億6,873万円。

第1項営業費用、3億5,728万5,000円、2万1,000円、3億5,730万6,000円。

第3条 予算第8条に定める（1）職員給与費を3,942万8,000円に改める。

令和7年6月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。予算書の最終ページ、10ページの令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書を御覧ください。

この補正は、款1事業費、項1営業費用、目4総係費の節2給料から節19負担金につきまして、人事異動による職員給料、手当等の増額補正でございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 令和7年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第8、議案第45号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

神田上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 神田 等登壇〕

○上下水道課長（神田 等） 上下水道課長、議案第45号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元の滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の1ページ目を御覧ください。

第1条 令和7年度滑川町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和7年度滑川町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げさせていただきます。

支出、第1款公共下水道事業費用、3億5,981万7,000円、28万4,000円、3億6,010万1,000円。

第1項営業費用、3億3,299万5,000円、28万4,000円、3億3,327万9,000円。

第2款農業集落排水事業費用、1億1,990万9,000円、34万2,000円、1億2,025万1,000円。

第1項営業費用、1億1,057万6,000円、34万2,000円、1億1,091万8,000円。

第3条 予算第8条に定める（1）職員給与費を3,132万3,000円に改める。

令和7年6月3日提出

滑川町長 大塚 信一

それでは、補正予算の内容について説明させていただきます。予算書の最終ページ、10ページの令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）事項別明細書を御覧ください。

今回の補正は、款1公共下水道事業費用、項1営業費用、目4総係費の節3手当、款2農業集落排水事業費用につきまして、人事異動による手当の増額補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補正予算内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 令和7年度滑川町下水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時31分）

再 開 （午後 2時33分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま町長から議案第46号及び議案第47号の2議案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号及び議案第47号の2議案を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2を議題とすることに決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第1、議案第46号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 追加議案の提案理由の説明をいたします。

議案第46号 工事請負変更契約の締結については、（仮称）滑川町福祉センター建設工事の工事請負変更契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

○議長（内田敏雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

宮島福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、議案第46号 工事請負変更契約の締結について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、現在施工中の（仮称）滑川町福祉センター建設工事において、当初の契約額に1,139万6,000円を増額した変更契約を締結したいため、本議会に上程をするものです。

内容でございますが、外構舗装面積の増加等による建築工事費の増額、電灯コンセント設備、LAN・電話配管設備の増加等による電源設備工事費の増額及び衛生器具設備の洗面台基数の減少等による機械整備工事費の工事費が減額となることによります。

当初契約額が2億6,378万円の変更契約となるため、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本議会において議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野議員、質疑願います。

〔2番 上野葉月議員登壇〕

○2番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

この増額というのは、当初設計に対し変更はなく、そして物価高騰や人件費の上昇等で金額が上昇したことによる増額変更なのか、それとも例えば当初予定よりもコンセントの位置が増えたであるとか、何かしらの測定の不足等により面積が増えたとか、そういう元の数値が変わったものなのか、どちらによる変更が大きいのでしょうか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、上野議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの提案理由でもございましたが、外構工事の舗装面積の増加や電灯コンセント設備、LAN・電話配管設備等の増加による金額の変更によるものでございまして、物価高騰等の影響ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） では、当初の予定が何かしらで不足していた、あるいは見込み違いがあったというところによる変更と捉えていいですか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、答弁いたします。

当初契約した後に、担当等による打合せによりまして、コンセントの数を増やしたり、LANの配置を変えたりとか、または舗装、今回は、当初は舗装も切ったところだけを舗装しようという計画でございましたが、やはり新しい施設ということもありまして、ある程度の大きさで一体的に舗装もやり直したほうがいだろうということになりましたので、舗装の面積の増加等がございました。一概にこういう建設工事におきましては、当初の設計どおりの内容で収まることは少ない、収まることはなかなかないことございまして、どんな工事におきまして多少なりとも変更のほうは生じるものでございますので、何とぞご了承いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 上野議員、質疑願います。

○2番（上野葉月議員） 課長がおっしゃるとおり、このような工事において最終的に変更が入るところは珍しくないというふうに私も思います。1,139万円ということであれば、昨今の物価上昇に伴うものなのかなというふうに推測もしたのですけれども、設計変更等によるものということで理解はしました。

増額の変更なのですけれども、やはり町が行う公共工事でありますので、もともと予算があって、それに対して費用対効果というところも考えた上で事業が進行していくものと思います。この案件は、途中で工事費の増額、そして入札のし直し等もありました。ここでまた増額して、最終的な金額というのは上がっているところですので、そこについては当初の見込みよりかなり上がっていくというところは問題であるかなというふうに思っております。

私の質問はこれで終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質疑はありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。質問させてください。お願いします。

ちょっと聞いていると何かよく分からないのですけれども、舗装が足りないからここ増やしてくれとか、何かそんなことを言って一千何百万円が増えるということ、そんなことって公共工事ではあるのですか。

○議長（内田敏雄議員） 宮島福祉課長。

〔何事か言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 暫時休憩します。

休 憩 （午後 2時43分）

再 開 （午後 2時44分）

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

宮島福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 宮島栄一登壇〕

○福祉課長（宮島栄一） 福祉課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

通常の公共工事におきまして、変更、額の大小はありますが、変更は行われると思います。今回の変更の金額におきましては、当初の請負額におきまして5%程度の額となっております。現場の状況によりまして、施工の方法とか、例えば管路工事であれば管路の長さとか変わるものでございますので、こういった変更のほうはあるというふうに認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） 阿部議員、質疑願います。

○5番（阿部弘明議員） あるということで初めてお聞きしましたけれども、この間のいろいろ工事とか様々な契約関係結んでいますけれども、もう工事が終わる寸前で、実はここが足りないからって町のほうから要するに業者に言って、この変更になったわけでしょう。そんなことというのは、私、よく分かりませんね。要するに、もともと要するに組み込まれていなかったものを後から付け足して、もう少しこれをやってくれみたいな話、自分んちなら何となく分かるけれども、公共施設を税金を使ってやっているわけですから、それを何かここをちょっとあれ、もうちょっとしてくれみたいな感じで普通やりますか。私はちょっと信じられないこの契約変更ということですけども、どうなのですか。それはよくあるのですなんて言われて、そうなのですかというふうにちょっと思えないです。そういうことで、契約、いろいろ問題というか、私たちも問題を指摘しながらこの工事が始まり、それでもうそろそろ終了というところで、こういったものが出てくるということについて、私は認められないと、認められないなというふうに思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（内田敏雄議員） ほかに質問はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第46号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第2、議案第47号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

大塚町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議案第47号 工事請負契約の締結については、滑川町立宮前小学校浄化槽設置工事の工事請負契約を締結したいので、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

○議長（内田敏雄議員） 提案理由の説明が終わりました。

澄川教育委員会事務局長に提出議案の説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、議案第47号 工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

提案理由でございますが、今年度当初予算にて予算措置いただきました宮前小学校浄化槽設置工事に係る工事請負契約について、入札結果に基づく契約を締結したく、滑川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

それでは、議案の内容について説明をさせていただきます。宮前小学校においては、昭和53年3月に現在の校舎を建築し、その際設置された浄化槽を現在まで維持管理を行い使用してまいりました。しかし、経年劣化による機能低下が生じ、浄化槽からの処理排水について、法定検査による基準を満たすことができなくなり、併せて修繕による対応でも性能を復旧することが困難となったため、今回浄化槽の入替え工事を実施するものでございます。

なお、本事業の実施に当たっては、一般社団法人全国浄化槽団体連合会による補助金の交付を受けて実施すべく、交付申請の手続を進め、令和7年5月26日に交付決定を受けたところでございます。

請負業者の選定に当たっては、昨年度実施した実施設計に基づき工事の起案を行い、指名委員会での審議を経て、令和7年5月29日に一般競争入札を実施し、請負業者及び請負金額が決定いたしました。

なお、入札執行日の関係で本議会の議案提出の日程に間に合わなかったため、今回、追加議案になったことをご理解いただきたいと思います。

入札結果についてですが、請負業者は中里建設株式会社となり、落札金額は税込みで5,280万円となりました。この入札結果に基づき工事請負契約を締結し、早期に事業着手し、夏季休業中を含めた工事期間としたいため、議会の議決をいただきたく、本議会にて議案を上程するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 全員賛成です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎請願第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 日程第9、請願第3号 従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書について議題とします。

請願第3号について、文教厚生常任委員会委員長より審査報告を求めます。

文教厚生常任委員会、西宮俊明委員長、審査報告を演壇にてお願いします。

〔文教厚生常任委員長 西宮俊明議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（西宮俊明議員） 6番、文教厚生常任委員長の西宮俊明です。議長の命により、請願審査報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会に付託されました請願第3号 従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書について、会議規則第94条第1項の規定により、次のとおり審査の結果を報告いたします。

6月5日午後2時5分より、役場議場において、文教厚生常任委員会を開きました。出席者は、議長及び文教厚生常任委員7名の出席の下に、慎重に審査をいたしました。

請願を採択することに賛成の意見としては、マイナンバーカードは情報がひもづけされ、便利な面もあるが、個人情報流出するおそれがあるマイナ保険証は、医療現場では90%が何らかのトラ

ブルを経験したと回答しているなど、不信感が強い。現段階では、様々な課題があり、住民の声に真摯に耳を傾け、国に届けるべきである。

一方、請願を不採択することに賛成の意見としては、資格確認書の交付など、移行への経過措置、配慮がなされている。医療機関で顔認証付カードリーダーが設置され、丁寧に教えていただいている。健康保険関係の情報が記録、利用できることと定められている。今は過渡期であり、改善が必要な点もあるが、紙の保険証復活は現実的でない。

このような状況について慎重審議をした結果、本請願は不採択とすべきものと決定しました。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○議長（内田敏雄議員） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対して質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

反対討論の方。

では、阿部さんから。阿部議員。

〔5番 阿部弘明議員登壇〕

○5番（阿部弘明議員） 5番、阿部弘明です。委員長提案に反対し、この請願を採択すべきと、請願に賛成する立場で討論に参加したいというふうに思います。

昨年12月から保険証の新規発行が停止をしました。埼玉県保険医協会によると、12月に入ってマイナ保険証を利用する患者が多くなったということで、医療機関の窓口は、カードリーダーの操作などの説明や相談が相次いで、大変混乱をしたと聞いております。医療機関では、保険証による受付が、従来の紙の保険証による受付はスムーズにいきますけれども、マイナ保険証での受付は顔認証や暗証番号など手続に非常に時間がかかり、またカードリーダーがうまく作動しないトラブルが発生する可能性が非常に、ケースが非常に多いということで、職員の手がそこに取られるというような状況にあったというふうに聞いております。医療機関の中では、マイナ保険証だけでは本当に大変な状況が生まれているということです。

さらに、今月、7月末で町の保険証は期限切れとなります。他方で、マイナ保険証の発行から5年を経過したため、このマイナ保険証の有効期限が切れる被保険者が全国で2,750万人にも上るといふふうにも言われております。今後、医療機関の窓口で保険証やマイナ保険証の有効期限切れが多数想定されます。こういったような状況の中で、これから新しい事態が生まれるという中で、マイナ保険証について、請願にあるように、今までもこのマイナ保険証、混乱やトラブル続きで、カードリーダーの操作などについて問題が非常に多いと。特に介護事業所については、マイナ保険証を預かれないという事態のため、わざわざ資格確認書を発行してもらおうというようなことをやって

いるということだそうです。こういったことなど、事業所の負担が非常に増えている、これが実態だというふうに思います。

資格確認書がマイナ保険証の代わりに今使われております。昨日の討論の中でも、マイナ保険証が使えないために、資格確認書でそれをカバーしているというような実態があり、だから大丈夫だというような意見も出ました。しかし、この資格確認書については、それぞれの保険者によってどうするかというのが決められて、判断が任せられているという問題があります。先日、ある健保組合の保険者が、この資格確認書の発行手数料として1万円をとということになって、それが批判されたために撤回したそうですけれども、こんなことが起こる可能性もあるということなのです。有効期限についても、この資格確認書については、それぞれの保険者に委ねられているということです。

今請願は、改めて保険証の発行、交付について保険者に発行義務を、改めて紙の保険証の発行、交付の義務を保険者に持たせるという意味合いがあるわけであります。それによって被保険者、患者が安心していつでも医療にかかる権利を保障する、これが今重要だというふうに思います。

さらに、この間、私が受けた相談も大変ないろんな問題が含まれていると思います。ある医療機関では、もう紙の保険証は使えないので、マイナ保険証を持ってこないと言われ治療を受けられないというように言われたそうです。それが何件かありました。私は、その医療機関に電話をして説明すると分かってもらえるのですけれども、しかし患者さんは非常に弱い立場ですから、非常に動揺していました。本当に歯医者に行けなくなるとか、手術を受けられなくなるとかというような心配が出てくるわけです。こういったことは、医療機関がマイナ保険証の利用を促進することで補助金がもらえるというようなことがあったわけですが、患者にとってはとんでもない話になるわけであります。そのようなことをなくすためにも、保険証、紙の保険証を復活する、これが求められているというふうに思います。ぜひ、この請願に賛成をし、この町からそういった声を上げていただければというふうに思います。

以上で私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田敏雄議員） 委員長報告に賛成の方の発言ありますか。

井上議員。

〔14番 井上 章議員登壇〕

○14番（井上 章議員） 14番、井上章でございます。請願第3号、不採択に賛成の意見を述べさせていただきます。

私も65歳を超え、一般的に高齢者の仲間入りになりました。そんな私たちには、マイナ保険証への移行は幾つかのハードルが考えられるため、様々な対策が講じられています。

まずは資格確認書の交付です。2025年7月31日までは、現在お持ちの健康保険証が失効する高齢者の方に対し、申請不要で資格確認書が郵送されます。マイナ保険証へ移行における配慮が行われ、2025年12月1日まで、現在お持ちの健康保険証も引き続き利用できる経過措置が設けられています。

これにより、高齢者の方も自身のペースでマイナ保険証への移行を検討できます。そのほかに、利用支援の強化や、医療機関や薬局の窓口で操作が比較的簡単な顔認証付カードリーダーを導入し、高齢者の方でもスムーズに本人確認ができるようにしています。また、本人による登録手続きが難しい場合、代理人によるマイナ保険証の利用登録や資格確認書の申請が可能です。75歳到達により後期高齢者医療制度に移行する方も、原則として再度の手続きは不要で、マイナンバーカードをそのままマイナ保険証として利用できます。

マイナンバー法、この法律は、マイナンバー制度全般について定めており、行政手続きにおける特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律であります。もちろん、メリット、デメリットはありますが、国はマイナンバーカードと健康保険証との一体化、マイナ保険証が推進されることとなりました。具体的には、健康保険証の新規発行の原則終了やマイナンバーカードのＩＣチップに健康保険の被保険者資格に関する情報が記録、利用できると定められています。

現在の状況を考慮すると、原則として以前の紙の保険証を復活することはできないと思います。今後は、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが基本となります。

以上のことから、不採択に賛成の意見とさせていただきます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

中西議員。

〔12番 中西文寿議員登壇〕

○12番（中西文寿議員） 12番、中西文寿です。議長のお許しをいただきましたので、従来の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願につきまして、不採択に反対する立場から意見を申し述べます。

まず、前提として、現在国が進めているマイナンバーカードと健康保険証の一体化には、多くの問題が顕在化していることをご承知おきください。

2024年12月2日以降、従来の健康保険証の新規発行は停止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されました。しかし、その運用開始以降も、医療機関でのマイナ保険証を使おうとした際に次のようなトラブルが頻発しています。1つ目、保険負担割合の誤登録、2つ目、資格を喪失しているといったエラー表示。

例えば、青森県内の複数市町村では、数百人規模の誤登録が発覚し、徳島県では、最大7,000人以上にエラーが生じたことが報道されました。これらはいずれもマイナ保険証のシステム導入後に明らかになった事例です。

さらに、マイナンバーカード自体でも他人の情報が誤って登録される事案が相次いでいます。厚生労働省の発表によると、2023年には、マイナンバー制度に関連した誤登録や交付の件数が2万件を超えたとのことです。これは、単なるシステムトラブルではなく、個人情報の正確な管理という制度の根幹に関わる重大な問題です。結果として、国民のマイナンバーカード全般への不信感を著

しく高めています。

このような状況が影響して、マイナ保険証の利用率は低減しております。厚生労働省の公表資料によれば、2025年2月時点の全国平均利用率は26.62%にとどまっています。これは、約7割以上の国民が依然としてマイナ保険証の利用に抵抗を感じている現状を端的に示しています。

さらに、一部の健康保険組合では、マイナ保険証への切替えを促進する目的で、資格確認書を再発行する際の手数料を高額に設定する動きも見られます。例えば、東京新聞の記事によりますと、先ほど阿部議員から紹介がありましたとおり、ポーラ・オルビス健保では1万円、ライク健保では5,000円、森永健保では3,000円、近畿日本ツーリスト健保では2,000円といった事例が報じられています。これでは、事実上、切替えを強制するかのような印象を与えかねず、国民の選択の自由を損なうおそれがあります。

もちろん、健康保険組合側にも資格確認書の作成、送付に係るコストや負担があることは理解しております。しかし、その負担を回避するために、本来は任意であるべきマイナ保険証への切替えを強力に推し進めることは、国民に納得していただけるものではありません。

また、資格確認書の発行がいつまで継続されるのか、明確な期限が示されていないため、早急に発行をやめて、強制的にマイナ保険証に移行させられるのではないかという不安が広がっています。

紙の健康保険証は新規発行を2024年12月2日で終了し、既に持っているものは2025年12月1日まで利用できるようになっています。しかし、それ以降の資格確認書の取扱いについて、十分な説明が行われているとは到底言えません。国民が安心して医療を受けるためには、現在のように情報が不透明なままでは不安が解消されず、結果として医療現場にも混乱を招く可能性があります。

ここまでの状況を鑑みると、現行の一体化システムに全面的に移行することはリスクが大きいと言わざるを得ません。国民の多くが不安を抱え、利用率も低いままなのですから、慌てて従来方式を廃止してしまうのではなく、少なくともマイナンバーカードの信頼性が十分に確立されるまでは、従来の紙の健康保険証を選択肢として残すべきでしょう。

最後に、私自身、滑川町議会においては、請願が採択される機会が限られているように感じています。しかし、請願とは、まさに住民の声を形にしたものであり、私たち議員には、その声を真摯に耳を傾け、必要に応じて国や関係機関に届ける責任があると考えます。

本請願は、将来的にマイナ保険証への一本化を全面的に否定するものではないことを踏まえた上で、現時点ではマイナンバーカードの信頼性が十分に確保されるまでの間、住民が安心して医療を受けられるよう、現行の健康保険証の継続利用を求めるという極めて現実的で合理的な要望です。

今回の請願では、マイナ保険証への一本化の是非は重要な論点ではないことに留意しなければなりません。どうか、議員各位には、その趣旨をご理解の上、本請願不採択に反対賜りますようお願い申し上げます。

以上、私の意見とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ございますか。

谷嶋議員。

〔11番 谷嶋 稔議員登壇〕

○11番（谷嶋 稔議員） 11番、谷嶋稔、議長から討論の許可をいただきましたので、討論させていただきます。請願第3号、文教厚生常任委員会の採択に賛成の討論をさせていただきます。

令和6年度、67消防本部660隊において、救急車の救急隊員によるマイナ保険証を活用した実証実験が行われました。令和7年度も4月から全国720の消防本部で実証事業が行われる予定です。

実証実験の結果によると、1つのケースでは、病気の苦しみにより救急隊員に口頭で説明できない状況において、マイナ保険証からかかりつけの病院や薬剤情報を確認することができ、円滑にかかりつけの医療機関へ搬出することができた。また、別のケースの場合は、外出先でふらつき、立ち上がることができず、会話ができない状態であったが、マイナ保険証から医療情報を確認したところ、病歴として糖尿病であることが判明し、ブドウ糖を投与し、搬送中に回復した。マイナ保険証がある場合とない場合では、救急隊員が病歴、かかりつけの病院、薬剤情報を得るのに2分ぐらい差が出ると言われております。医療が進歩しておりますので、2分早く行動できれば助かる命もあるのではないかと思います。

また、病院の声として、意識のない患者さん、独り暮らしの身寄りのない高齢者が増えているので、マイナ保険証で事前に情報が分かるのでありがたいといった声があります。マイナ保険証を利用することにより、5年分の医療情報を見ることができます。何か体に緊急事態が起きたときは、命を守ってくれると思います。

高額療養費制度を利用する場合、紙の保険証ですと、負担限度額を超えた金額も一旦全額自己負担して病院に支払い、その後、自分の入っている健康保険組合に申請書を書いて、負担限度額を超えた金額が約3か月後に入ってくる仕組みになっています。しかし、マイナ保険証ですと、窓口負担を負担限度額のみにすることができます。

マイナ保険証は、人々の命を守り、人々の生活を助けてくれます。マイナ保険証に移行に関して国は配慮しており、健康保険証と同じ機能を持つ資格確認書を交付します。マイナ保険証を登録していない方または後期高齢者の方全員に資格確認書が送られてきます。5年間利用できます。その後、5年たった後も資格確認書は利用できます。

以上により、文教厚生常任委員会の採択に賛成したいと思います。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

原議員。

〔10番 原 徹議員登壇〕

○10番（原 徹議員） 10番、原徹です。私は、請願を不採択とすべき委員長報告に反対の立場で討論をさせていただきたいと思います。

基本的に私は、マイナンバーカードの普及推進及びマイナンバーカードに健康保険証の情報をひもづけすることについては賛成です。しかしながら、保険証の廃止に関しては反対でございます。

私、医療事務に8年ほど従事しておりました。現場で資格確認、医療給付等を行っていたわけですが、その経験からも、マイナンバーカードに一本化される、あるいは資格確認書に移行するということは、現場において大きな混乱が生じることは容易に想像できることでございます。

また、健康保険証を廃止することの一番の大きな問題は、保険者側の資格者証の発行に係る課題だと私は考えております。保険者においては、基本的に保険証の資格の有無の管理はしているはずですが、マイナ保険証に登録してあるかどうかの情報は基本的には持っていないはずですが、保険証の発行を廃止することによって、そのマイナ保険証を発行しているかどうかの把握及び管理の業務が増えてしまう。そのためには、保険者において、資格管理のシステム改修が必要だと思われますし、マイナ保険証に代わる資格確認書の発行の事務が増えてしまいます。

つい最近、東京都世田谷区においては、非常に人口が多い中で、この確認が困難であり、そのための費用も莫大にかかるということで、国保加入者全員に資格確認書を発行するというふうに表明しております。

現実問題として、最少経費で最大の効果が求められる行政においては、従来の保険証を復活させてマイナ保険証と併用していくことが最も効率的で合理的な行動だと思われます。

以上のことから、マイナンバーカード普及推進、マイナンバーカードに健康保険証の情報をひもづけすることには賛成ではありますが、今回の請願の趣旨、国に対して従来の健康保険証について発行の復活を求めることには賛成としたいと思いますので、私の討論とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内田敏雄議員） ほかに討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） これをもちまして討論を終結します。

これより請願第3号 従来（紙）の健康保険証の復活を求める意見書に関する請願書について採択します。

この請願に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

お諮りします。請願第3号を委員長報告のとおり不採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成多数です。

よって、請願第3号は不採択とすべきものと決定しました。

暫時休憩します。再開は3時30分とします。

休 憩 （午後 3時22分）

再 開 (午後 3時30分)

○議長（内田敏雄議員） 再開します。

◎日程の追加

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

ただいま北堀一廣議員ほか6名から、議員提出議案、発議第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（内田敏雄議員） 追加日程第3、発議第3号を議題とします。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（内田敏雄議員） 朗読が終わりました。

提出者の北堀一廣議員に提出議案の説明を求めます。

〔7番 北堀一廣議員登壇〕

○7番（北堀一廣議員） 発議第3号 滑川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、7番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、発議第3号について、提案理由及び内容説明を申し上げます。

発議第3号

令和7年6月6日

滑川町議会議長 内 田 敏 雄 様

提出者	滑川町議会議員	北 堀 一 廣
賛成者	同 上	瀬 上 邦 久
賛成者	同 上	阿 部 弘 明
賛成者	同 上	西 宮 俊 明
賛成者	同 上	松 本 幾 雄
賛成者	同 上	吉 野 正 浩
賛成者	同 上	小 澤 実

滑川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第122条及び滑川町議会会議規則第14条第2項の規定により本議案を提出いたします。

提案理由を申し上げます。標準町村議会傍聴規則の一部改正に基づき、最近の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から改正を行うものであります。

改正内容については、第3条中の文言の追加は、見出しとして表現を合わせるものです。

第4条及び第5条第3項では、傍聴に際し、必要のない情報を収集する規定を削除いたします。

第5条第5項及び第6項では、文章の表現を統一をいたします。

第7条では、文言の整理、規定の統合を行い、近年の社会情勢において、具体的な規定の必要性が乏しいと考えられる規定や、同条や次条で対応可能な規定を削除いたします。

また、第8条では、傍聴の前提条件として、静粛を旨とすることを包括的に規定します。分かりにくい表現や第7条以前の規定で対応可能なものを削除し、号の統合、号ずれの修正を行います。

改正後の第2号については、携帯電話端末の持込みを認めるに当たり、議場の妨害への対応として定めるものであります。

第9条の規定は、第8条第4号へ移動するために削除いたします。

そして、第10条及び第11条においては、条ずれへの対応と字句の修正を行います。

附則において、この規則の施行日は公布の日といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田敏雄議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（内田敏雄議員） 討論なしと認めます。

これより発議第3号 滑川町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（内田敏雄議員） 賛成全員です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第10、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第73条の規定によって、総務経済建設常任委員会、原徹委員長、文教厚生常任委員会、

西宮俊明委員長、議会運営委員会、北堀一廣委員長の3名から、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査申出書のとおり、閉会中の所管事務調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることを決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（内田敏雄議員） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会、北堀一廣委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。議会運営委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（内田敏雄議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（内田敏雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（内田敏雄議員） ここで、大塚町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 大塚信一登壇〕

○町長（大塚信一） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和7年度一般会計補正予算をはじめ、全議案を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして、深く感謝を申し上げます。審議の際に議員各位より賜りまして多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって適切に対応をしております。町といたしましても、職員一同、住民福祉の向上を胸に職務に取り組んでいく決意でございます。

議員各位におかれましては、今後、暑さの厳しい日々を控えておりますので、お体には十分ご留意いただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げまして、閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。

◎閉会の宣告

○議長（内田敏雄議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝申し上げます。

これをもちまして、第247回滑川町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

（午後 3時40分）

○議会事務局長（大林具視） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年6月6日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員